

松島町 バリアフリー基本構想

平成30年3月



ごあいさつ



松島町長
櫻井 公一

わが国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進行しております。

松島町におきましても高齢化が進んでいる状況にあるとともに、障がい者の方に配慮した生活環境の整備等が求められているため、高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

このため、本町では、平成18年12月に施行された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「松島町バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

本基本構想は、「高齢者・障害者等をはじめ、観光客も歩いて楽しめるまちづくり」を基本理念とし、松島町におけるバリアフリー化の基本的な方針を定めたものです。

また、バリアフリー化に係る事業を重点的・一体的に実施する地区を松島海岸地区に設定し、高齢者の方や障がい者等の方に加え、国内外から訪れる観光客も対象にしていることを特色としており、バリアフリー化に取り組むべき生活に関連した施設や経路とともに、観光に関連した施設や経路についての事業を定めております。

今後は本基本構想に基づき、公共交通事業者や関係行政機関との連携のうえ、バリアフリー化事業を推進し、すべての方の移動等が円滑に行われるユニバーサル社会の実現を図ってまいりますので、町民の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本基本構想の策定にあたっては、策定協議会委員の方々をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の方々、関係団体及び関係機関の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記の通りとします。

○「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」、「組織名」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま表記します。

例) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

○特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。

【 目 次 】

序 松島町バリアフリー基本構想の背景と目的

1. バリアフリー基本構想とは 1
2. 上位・関連計画における松島町のバリアフリー化の考え方 2
3. 基本構想の目的 3
4. 基本構想の位置づけ・目標年次 4
5. 基本構想の構成 5

第1編 松島町バリアフリー基本構想策定に向けた取組方針

I. 基本構想策定における前提条件の把握 6

1. 上位・関連計画の整理 6
 - (1) 松島町長期総合計画 6
 - (2) 松島町都市計画マスタープラン 7
 - (3) 松島町観光振興計画 7
 - (4) 松島町障がい者計画（第2期） 8
 - (5) 松島町地域防災計画 9
 - (6) 松島湾ダーランド推進計画 10
2. 松島町の概況 11
 - (1) 位置・地勢 11
 - (2) 人口動向及び見通し・分布 12
 - (3) 生活利便施設 13
 - (4) 交通関連 16
 - (5) 観光 19
 - (6) 将来プロジェクト 21

II. 松島町のバリアフリーに係る課題 23

第2編 松島町バリアフリー基本構想

I. 松島町バリアフリー基本構想の方針 24

1. 基本理念・目標 24
2. 基本方針 24
3. バリアフリー化の進め方 26

(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化の推進	26
(2) 全町的なバリアフリー化の推進	26

II. 重点整備地区の設定 28

1. 松島海岸駅・松島駅周辺の現況	28
(1) 道路の状況	28
(2) 公共交通の状況	31
(3) 駐車場の状況	33
(4) 公園・緑地の状況	34
(5) 建築物の状況	35
2. 松島海岸駅・松島駅周辺の施設利用等実態	40
(1) 町民アンケートの概要	40
(2) 観光客アンケートの概要	40
3. 重点整備地区設定の基本的な考え方	41
(1) 松島海岸駅・松島駅周辺の移動等円滑化の方針	41
(2) 重点整備地区設定の基本的な考え方	44
4. 重点整備地区の設定	45
(1) 重点整備地区の設定方法	45
(2) 重点整備地区	46
5. 生活関連施設・経路及び観光関連施設・経路の設定	47
(1) 生活関連施設・経路及び観光関連施設・経路の対象	47
(2) 生活関連施設・生活関連経路の設定	48
(3) 観光関連施設・観光関連経路の設定	61
(4) 生活関連施設及び生活関連経路図	74

III. 特定事業・その他事業 75

1. 特定事業・その他事業の考え方	75
2. 重点整備地区の特定事業	80
3. 重点整備地区のその他事業	92
4. その他の事項	96
5. 特定事業計画の作成及び特定事業の実施	98
(1) 事業計画の作成の推進	98
(2) 移動等円滑化基準への積極的な適合	98

第3編 基本構想の推進

I. 松島町バリアフリー基本構想の実現に向けて 99

1. 松島町バリアフリー基本構想の実現に向けて	99
(1) 基本構想推進のための進行管理体制	99
(2) 住民、事業者、行政の役割と責務に基づく継続的・段階的バリアフリー化の推進	100

策定経緯等及び用語集

1. 策定経緯等	101
■松島町バリアフリー基本構想の策定経緯	101
■松島町バリアフリー基本構想策定協議会の委員名簿	102
2. 用語集	103

序 松島町バリアフリー基本構想の背景と目的

1. バリアフリー基本構想とは

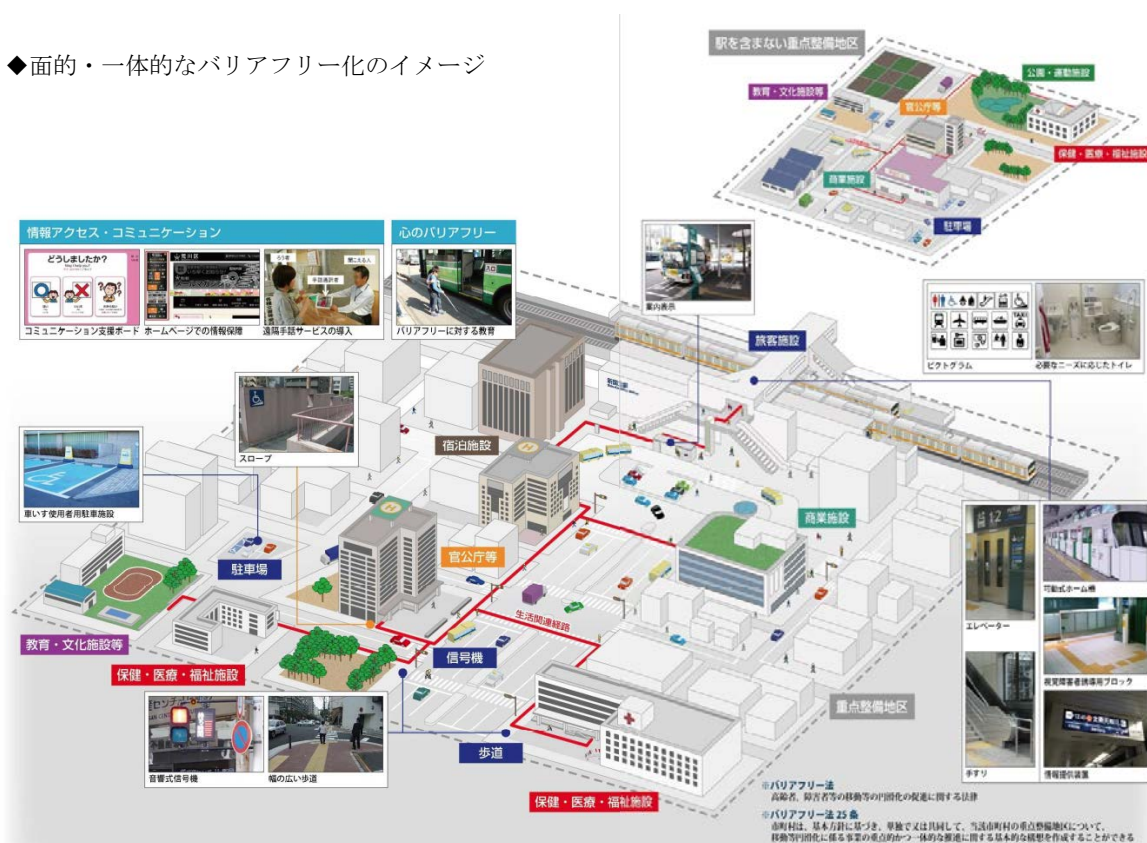
我が国では、「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等（以下、高齢者・障害者等）」の移動や施設利用の利便性と安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」が平成 18 年に制定されました。

バリアフリー法に規定された「移動等円滑化基本構想（以下、バリアフリー基本構想）」は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障害者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

バリアフリー基本構想では、重点整備地区内の不特定多数の人が利用する施設及び経路を「生活関連施設」及び「生活関連経路」として設定し、これを対象に事業を設定することで、まちのバリアフリー化を促進します。

バリアフリー法に規定された一定の施設等には、新設・新築を行う際に移動等円滑化基準への適合義務（基準適合義務）が課せられ、個々の施設等のバリアフリー化が図られますが、基準適合義務が課せられない既存の施設等については、基本構想において「特定事業」として定めることでバリアフリー化を図ることができます。特定事業とは、施設管理者等に特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施義務を課すことで、既存施設等の更新を待たずにバリアフリー化の進展を図るものです。

◆面的・一体的なバリアフリー化のイメージ



資料:バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック(国土交通省)

2. 上位・関連計画における松島町のバリアフリー化の考え方

松島町長期総合計画（平成 28 年 3 月策定）においては、障がい者(児)に関する方針として「公共施設のバリアフリー化など、誰もが利用しやすい施設整備に努める」としています。また、道路に関する方針として「観光客、子ども、高齢者など誰もが安全に利用できる道路空間づくりに努める」、公共交通に関する方針として「JR 松島海岸駅・JR 松島駅のバリアフリー化及び駅舎の改築等を推進する」としており、駅、道路、公共施設等のバリアフリー化の推進を目指しています。

さらに、松島町観光振興計画（平成 25 年 3 月策定）においては、主な事業として「松島海岸駅周辺施設のバリアフリー化や案内板の外国語表記など、誰もが安心して過ごせるまちづくりを進める」、「松島駅周辺施設のバリアフリー化や案内板の外国語表記など、誰もが安心して過ごせるまちづくりを進める」といった駅周辺における観光客を対象としたバリアフリー化を推進することを目指しています。

なお、松島町障がい者福祉計画（第 3 期）においても、松島町バリアフリー基本構想と連携したバリアフリー化を推進するものとしています。

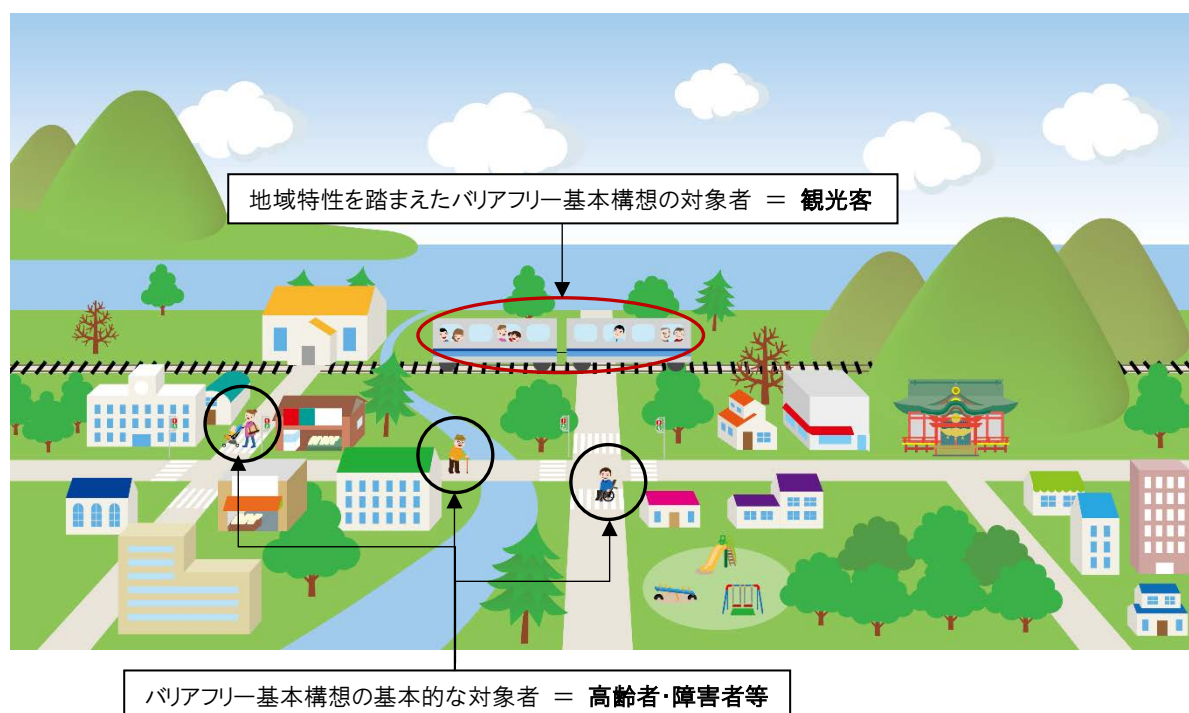
3. 基本構想の目的

バリアフリー法に明記されているように、一般的にバリアフリー基本構想の対象は、高齢者・障害者等が基本となります。また、「生活関連施設」、「生活関連経路」という名称が示すように、バリアフリー基本構想の基本的な対象は「生活する者＝住民」です。しかしながら、国のバリアフリー法に係る検討会においては、バリアフリー基本構想の考え方を拡大し、観光の視点を加えた基本構想の策定を推進する動きがみられます。

一方、松島町（以下、本町）は日本三景の一角を成す日本を代表する観光地であり、休日平日問わず多くの観光客の施設利用及び移動が見られる状況にあります。バリアフリー基本構想が対象とする移動形態は、原則的に徒歩です。多くの観光客の来訪がある本町では、住民よりも観光客の徒歩移動が圧倒的に多い状況がみられます。

さらに本町では、観光振興施策においてもバリアフリー化の考えを取り込んでおり、「松島町観光振興計画」等の上位関連計画では、駅周辺のバリアフリー化や多言語表記の推進などを図るものとしています。

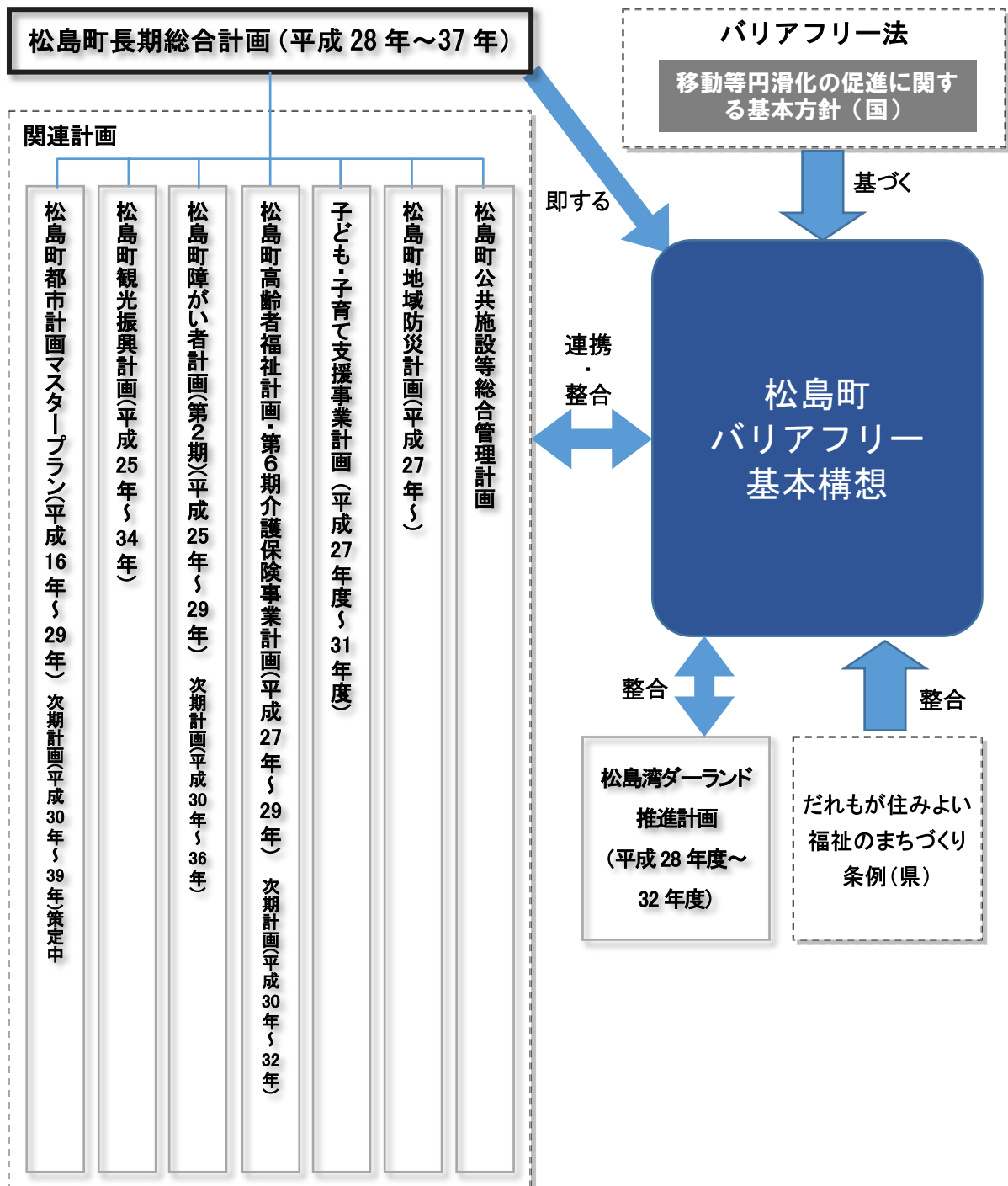
このようなバリアフリー法の趣旨、観光地としての本町の現状及び本町のバリアフリーの考え方を踏まえ、松島町バリアフリー基本構想（以下、本基本構想）は、バリアフリー基本構想の基本的な対象となる住民（高齢者・障害者等）に加え、観光客を対象とした移動等円滑化を目的とするものです。また、高齢者・障害者等及び観光客を対象とした移動等円滑化を促進することによって、すべての方の移動等が円滑に行われるユニバーサル社会の実現を図っていきます。



4. 基本構想の位置づけ・目標年次

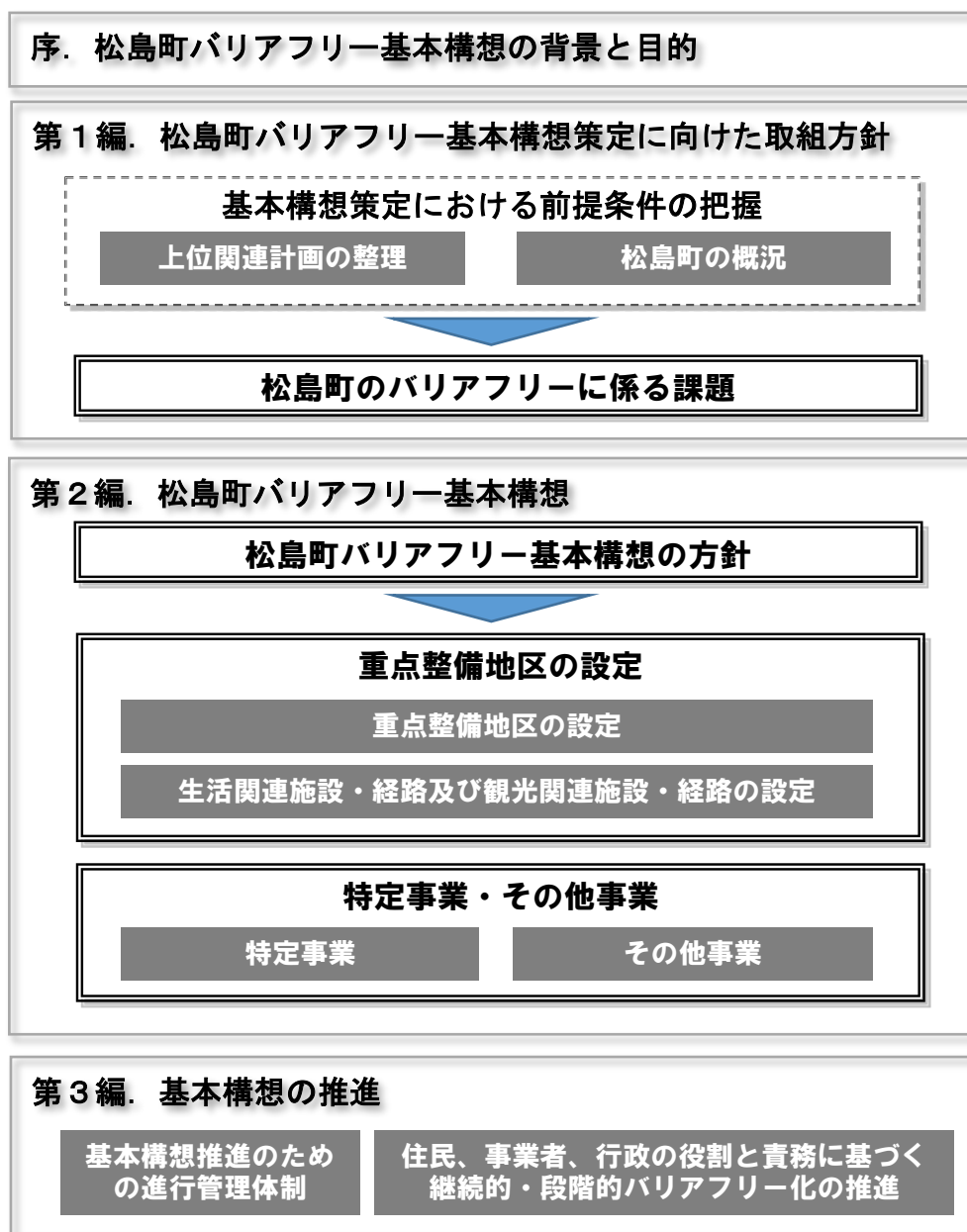
本基本構想は、『松島町長期総合計画』の将来像である「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」の実現に向けて策定します。また、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針等と整合を図るとともに、松島町障がい者福祉計画（第3期）や松島町観光振興計画等の町の関連計画と連携した事業・取組を推進します。

なお、本基本構想の目標年次は、松島町長期総合計画の計画期間との整合を考慮し、平成37年度に設定します。



5. 基本構想の構成

本基本構想は、下図のような構成で重点整備地区におけるバリアフリーに係る方針や対象施設・経路、事業を記載しています。



第1編 松島町バリアフリー基本構想策定に向けた取組方針

I .基本構想策定における前提条件の把握

1. 上位・関連計画の整理

(1) 松島町長期総合計画

策定年次	平成 28 年 3 月	
計画期間	平成 28 年～平成 37 年	
まちづくりの 目指すべき方向 (関連する主な事項)	道路	<p>■運転者、歩行者の誰もが安全に利用できる道路空間の形成</p> <p>国道 45 号の渋滞を緩和するため、関係機関と連携してバイパス整備を推進するとともに、歩いて楽しめる歩行者空間や駐車場対策、生活道路の狭隘道路整備等を推進し、観光客、子ども、高齢者など誰もが安全に利用できる道路空間づくりに努める。</p>
	公共交通	<p>■住民や松島を訪れる方の利便性を高める公共交通ネットワークの確立</p> <p>日本三景松島の表玄関として、松島駅・松島海岸駅のバリアフリー化及び駅舎の改築等を推進するとともに、住民の福祉の増進及び生活環境の向上に向けて町営バスの充実を図る。</p>
	高齢者福祉・介護予防	<p>■高齢者が安心して暮らせるまちを目指す</p> <p>保健・医療・福祉の連携のもとに、在宅福祉サービスや健康づくりなど、きめ細かな高齢者の支援体制の充実を図るとともに、心身機能の向上を目的とした教室や活動・交流の場の提供により、高齢者の生きがいづくりに努める。</p>
	児童福祉	<p>■安心して子育てできる環境整備に努める</p> <p>多様化する保育需要に的確に対応できる体制整備に努めるとともに、子どもの医療費助成の充実、子育てに関する相談体制や地域における子育て支援体制の強化を図り、安心して子育てできる環境づくりを行う。</p>
	障がい者(児)	<p>■障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち</p> <p>障がいのある方が地域において、日常生活、社会生活を安心して営むことができるよう、社会進出の機会の増進、相談支援体制の充実など、様々な福祉事業を推進するとともに、公共施設等のバリアフリー化など、誰もが利用しやすい施設整備に努める。</p>
	国際観光	<p>■すべての住民が「おもてなし」の心を育み、誰からも愛されるまち</p> <p>日本三景松島として、また東北を代表する国際観光都市として、松島町の自然や歴史・文化を保全・継承していくとともに、住民・民間・団体・行政等が連携を図りながら、将来にわたり持続可能な観光振興に関する各種取り組みを推進していく。</p>
	日本遺産	<p>■日本遺産の登録を推進し、松島の歴史文化の魅力を広く発信</p> <p>「歴史文化基本構想」は、平成 29 年度に策定を予定している。「日本遺産」登録後は文化庁の補助を受け、PR 活動を行うとともに、増加を見込む外国人観光客向けの環境整備を行うこととしている。</p>

(2) 松島町都市計画マスタープラン

策定年次	平成 16 年 3 月	
計画期間	平成 16 年～平成 29 年 ※次期都市計画マスタープラン（平成 30 年～平成 39 年）策定中	
まちづくりの 目指すべき方向 (関連する主な事業)	道路 交通 体系	<p>■住まいの場のまちづくり</p> <p>道路については、商店街の歩道の狭さやセットバックが必要な道路の検討、路上駐車による交通渋滞の緩和に努める。併せて、ベビーカー等が通れるような歩道の確保、スロープや滑らない歩道の工夫等</p>

(3) 松島町観光振興計画

策定年次	平成 25 年 3 月	
計画期間	平成 25 年～平成 34 年	
観光振興の方針 具体的施策 (関連する主な事業)	主な 事業	<p>■安心してゆっくり歩いて楽しい街路の整備</p> <p>静寂な雰囲気を保ち、ゆっくり歩いて楽しい街路とするため、観光道路と生活道路の区分や、物品搬入を裏道から行うなど、安全・安心で車の騒音がない心地よさの演出も検討する。</p> <p>また、信号機数の調整などを検討する。</p>
		<p>■多言語表記・ピクトグラム表記看板の整備</p> <p>外国語の多言語表記やピクトグラム表記の案内板や観光施設などの解説板などの整備を実施する。</p>
		<p>■JR松島海岸駅周辺の安全・安心のまちづくりと松島海岸の避難路整備・避難場所などの機能強化</p> <p>JR 松島海岸駅周辺施設のバリアフリー化や案内板の外国語表記など、誰もが安心して過ごせるまちづくりを進めるとともに、災害時に、海岸地区の町民や来訪者を安全に最寄りの避難場所に避難できるよう誘導體制の確保を促進する。</p> <p>海岸地区の町民や来訪者を安全に避難させるため、幹線道路（国道 45 号など）の避難機能の充実強化をはじめ、電柱の移設や避難路・避難場所などの整備を図る。</p>
		<p>■JR松島駅周辺の安全・安心のまちづくり</p> <p>JR 松島駅周辺施設のバリアフリー化や案内板の外国語表記など、誰もが安心して過ごせるまちづくりを進めるとともに、災害時に、鉄道駅や運行中の列車から最寄りの避難場所に避難できるよう誘導體制の確保を促進する。</p>

(4) 松島町障がい者計画（第2期）

策定年次	平成 25 年 3 月	
計画期間	平成 25 年～平成 29 年 ※松島町第 3 期障がい者計画（平成 30 年～平成 36 年）	
施策の展開 (関連する主な事業)	暮らしやすい住環境の整備	<p>■外出しやすい環境整備の推進</p> <p>交通信号や手すりの設置など交通安全施設面で、障がい者の特性に配慮した取り組みを関係機関等に働きかける。</p> <p>障がい者の移動の利便性を高めるため、休憩機能の確保や多目的トイレ・オストメイト対応トイレの計画整備を行う。</p> <p>障がい者の移動や外出に便利な情報をわかりやすいマップ等で提供する。</p>
	移動手段の確保	<p>■公共交通機関の利用支援</p> <p>JR 事業者、船舶運行事業者等に対しては、障がい者の利用しやすい機能整備の充実を促す。</p>

(5) 松島町地域防災計画

<p>策定年次</p>	<p>平成 27 年 3 月</p>
<p>計画期間</p>	<p>平成 27 年～</p>
<p>施策の展開 (関連する主な事業)</p>	<p>津波対策計画として、避難所と避難路を指定し、津波到来時の安全確保に努めている。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">津波対策計画</div> <div style="flex-grow: 1;"> </div> </div>

(6) 松島湾ダーランド推進計画

策定年次	平成 28 年 3 月	
計画期間	平成 28 年～平成 33 年	
施策の展開 (関連する主な事業)	拠点の機能強化	■エリア周遊観光案内板の設置 エリア内の主要駅付近などに多言語のエリア周遊観光案内板を設置し、国内および外国人旅行者のエリア内の周遊促進を図る。
	ネットワークの強化	■観光サインのルール策定 ピクトグラム等、表記の統一を行い、観光客に分かりやすいサイン表記に努める。
	観光を支える基盤体制の構築	■観光ユニバーサルデザイン事業 交通環境や観光関連施設などのソフト及びハード面でのバリアフリー化を進める。また、当面の対策として、高齢者や障害者の方などが、安心して観光するための手助けとなる相談先や旅行サポート情報を積極的に発信していく。更に、おもてなしの心から人による移住支援などを展開する。
	インバウンド受入体制の強化	■観光サイン多言語化事業 松島エリア内の既存の観光サインの状況を把握した上で、外国人旅行者の受け入れ環境整備を行う。 ■多言語観光案内強化事業 ICT を活用した多言語観光案内を目的とし、松島湾エリアを一体的に情報提供するホームページを新たに開設し運営する。

2. 松島町の概況

(1) 位置・地勢

- 本町は、宮城県の海岸部中央にあり、仙台市の北東約 20 キロメートルに位置しており、町域面積 53.56 平方キロメートルの 50%は松島丘陵を中心とする森林です。
- 北部には丘陵が起伏し、南部の低地には住宅地が広がり、北端に鳴瀬川、吉田川が西から東へ流れ、町内では高城川が南北に流れ松島湾に注いでいます。
- 日本三景に数えられる全国有数の観光地で、特別名勝、県立自然公園に指定されています。また、国宝瑞巖寺などの文化遺産が町内各地に残されている歴史の町でもあります。

◆松島町の位置

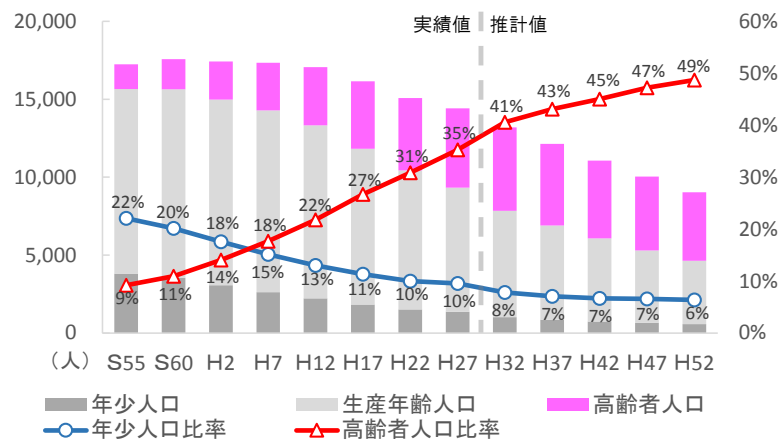


資料：松島町景観計画

(2) 人口動向及び見通し・分布

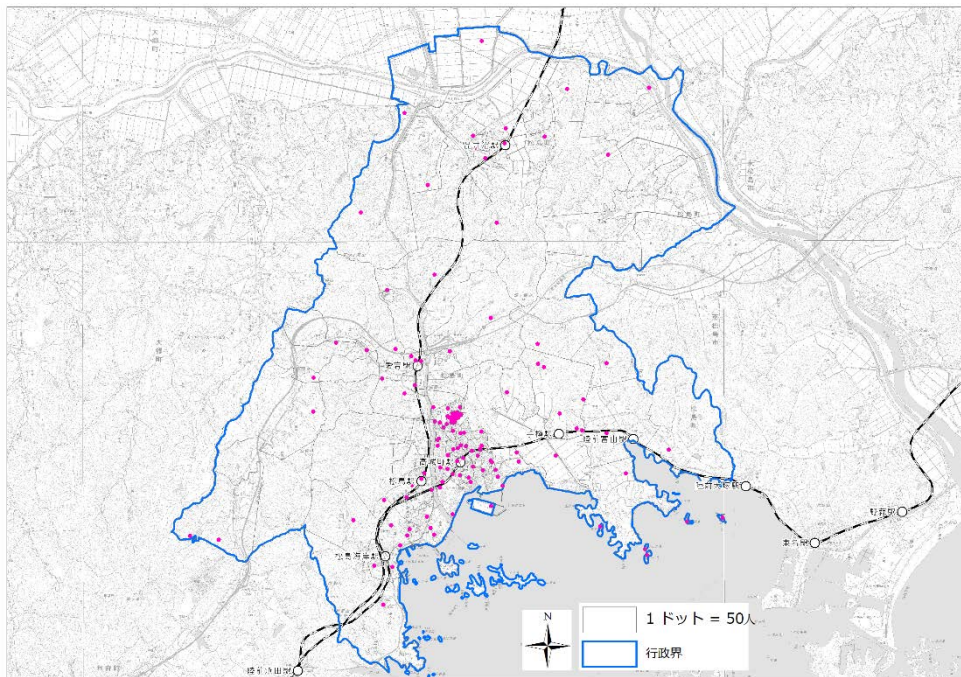
- 高齢者人口（65歳以上）の動向は、年々増加傾向にあり、平成27年では高齢者人口の割合は35%だったものの、平成52年では49%と半数を占める見通しになります。
- 平成27年の高齢者人口は、町営高城住宅が位置する高城地区を中心に集中しています。
- また、松島海岸駅から松島駅間の沿岸部、愛宕駅周辺においても高齢者人口が多い状況にあります。

◆年齢3区分人口の見通し



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

◆高齢者人口(65歳以上)人口分布図



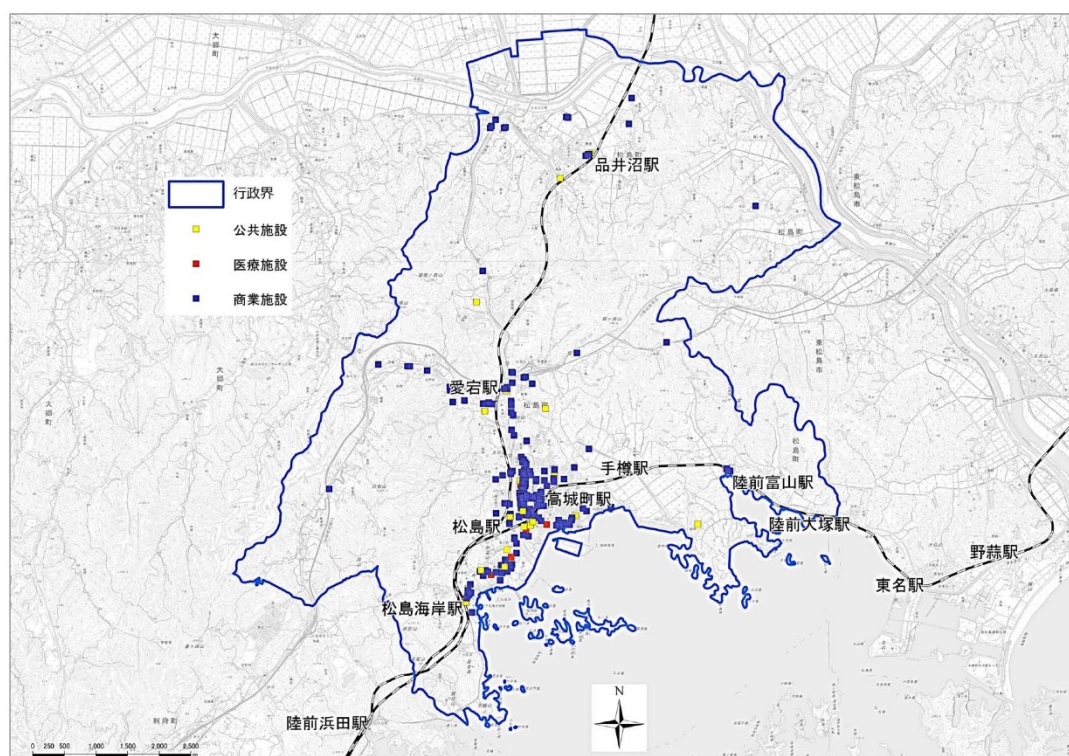
資料：平成27年国勢調査

(3) 生活利便施設

① 生活利便施設の分布状況

- 公共施設は、松島駅周辺において松島町役場、松島町文化観光交流館、松島児童館、B&G 海洋センターなどの社会教育・体育施設が集積しています。
- 医療施設は、松島病院は高城町駅周辺に、松島海岸診療所など小規模の病院は主に松島海岸駅周辺に集積しています。
- 商業施設は、各鉄道駅周辺、国道 45 号沿道に集積しています。

◆生活利便施設の分布図



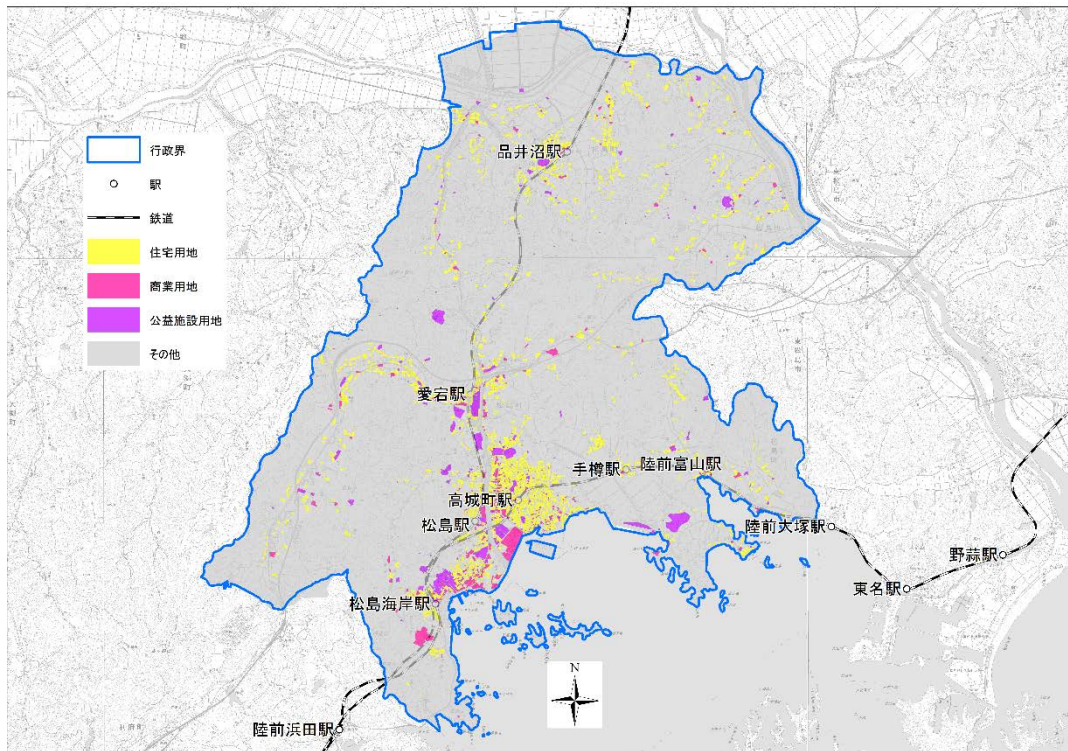
※生活利便施設…スーパー、コンビニ、スポーツ施設、保育所、病院、その他公共公益施設

資料：電腦松島絵巻、社団法人松島観光協会

② 土地利用

- 住宅用地は、市街地部や国県道沿道、鉄道駅周辺に集積しています。
- 商業用地は、松島駅及び松島海岸駅周辺の市街地中心部や沿岸部に集積しています。
- 公益施設用地は、松島駅、松島海岸駅及び愛宕駅などの鉄道駅周辺を中心に、町内に分布しています。

◆土地利用図



- ※住宅用地 … 住宅用地、公共住宅用地 等
 商業用地 … 商業用地（専用・併用）
 公益施設用地… 公益施設用地
 その他 … 田、畑、山林、自然地、工業用地、空宅地 等

③ 施設利用者数

- 町民グラウンドや運動公園、野外活動センター及び温水プール美遊などの体育施設は利用者数が増加傾向にあり、品井沼干拓資料館、松島東部地域交流センターは減少傾向にあります。
- また、観瀾亭・博物館や福浦橋などの観光施設は震災により利用者が一時減少、その後は回復傾向にあり、福浦橋については東日本大震災前の利用者数を上回っています。 (平成28年データ：観瀾亭・博物館 48,166人 福浦橋：199,460人)

◆社会教育・体育施設等利用状況

社会教育施設	年度	文化観光交流館	図書室	勤労青少年ホーム	観瀾亭・博物館	福浦橋	品井沼干拓資料館	手樽地域交流センター	松島東部地域交流センター
	H22	50,123	13,216	7,492	62,300	162,330	1,326	1,413	2,920
H23	41,922	11,334	9,354	25,696	55,426	694	913	1,827	
H24	24,039	12,384	12,702	37,537	109,450	489	2,066	2,750	
H25	22,567	11,628	12,508	37,474	139,649	618	2,135	2,443	
H26	38,667	12,239	7,462	42,516	148,910	752	2,225	1,281	
H27	42,339	12,094	6,682	42,462	169,299	573	1,203	1,486	

体育施設	年度	運動公園	学校・体育館	野外活動センター	温水プール美遊	町民グラウンド	海洋センター
	H22	20,258	8,056	9,773	28,641	14,182	19,231
H23	15,229	126	6,118	31,913	5,150	19,602	
H24	32,001	7,040	8,606	40,911	14,294	21,511	
H25	28,501	23,845	9,940	41,843	12,344	19,996	
H26	28,601	17,499	10,996	41,988	16,154	18,269	
H27	43,011	13,726	12,551	42,463	20,418	20,992	

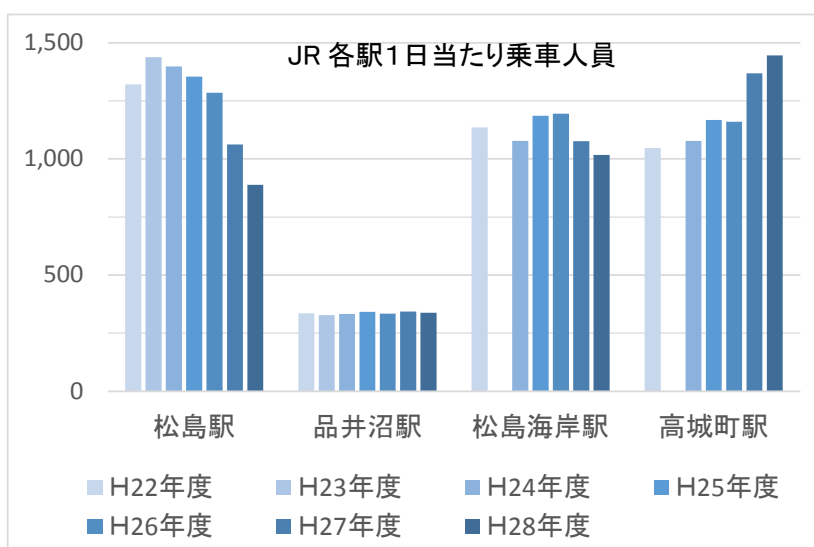
資料：松島町統計資料(平成29年3月)

※文化観光交流館はH25年9月より開館(H24年度までは中央公民館)

(4) 交通関連

① 公共交通の状況

- 平成28年度における各駅1日当たりの乗車人員は、高城町駅が最も多く1,446人、次いで松島海岸駅が1,017人、松島駅が889人となっています。
- 過去6年の乗車人員を比較すると、松島駅は減少傾向、松島海岸駅・品井沼駅は横ばい、仙石東北ラインの開通により高城町駅は増加傾向にあります。(町内にあるその他の3駅は、無人駅のため集計不可)
- 平成28年度における1年間の町営バス利用者数は、品井沼駅を含む町内北部と市街地中心部間を運行している北松島線の利用者が最も多く、次いで松島西線、松島東線の順となっています。



◆町民バス利用者数

路線	利用人数(人)
北松島線 (中廻含む)	28,657
松島東線	10,250
松島西線	10,447
計	49,354

資料：平成28年度主要施策の成果説明書

◆JR各駅1日当たり乗車人員

年度	JR東北本線(人)		JR仙石線(人)	
	松島駅	品井沼駅	松島海岸駅	高城町駅
H22年度	1,320	335	1,136	1,047
H23年度	1,438	327	-	-
H24年度	1,398	333	1,078	1,078
H25年度	1,354	341	1,185	1,167
H26年度	1,284	334	1,194	1,160
H27年度	1,062	343	1,076	1,368
H28年度	889	338	1,017	1,446

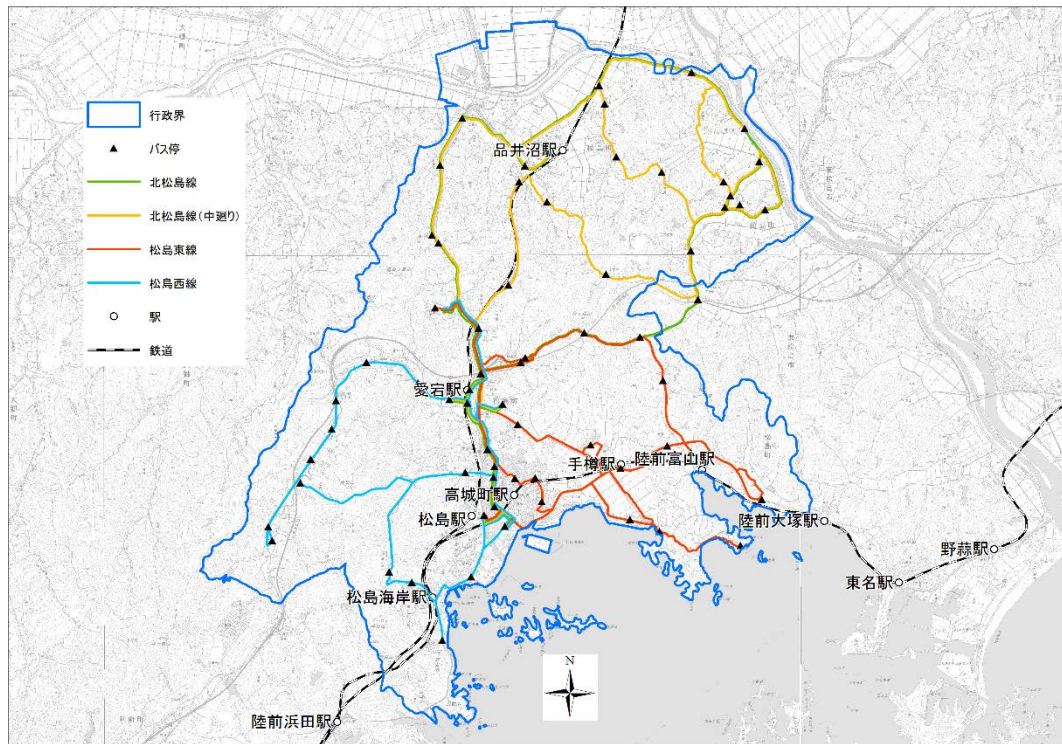
資料：JR東日本ホームページ

※H23年度分の松島海岸駅、高城町駅は震災の影響により集計未実施

② 公共交通体系

- 鉄道駅は JR 仙石線が 4 駅、JR 東北本線が 3 駅の計 7 駅あり、鉄道路線は仙台と石巻を結ぶ仙石線が沿岸部を東西に、仙台と小牛田方面を結ぶ東北本線が町中央部を南北に走っています。
- 町営バス路線は、方面別に北松島線、松島東線、松島西線の 3 系統があり、松島町役場、松島町文化観光交流館及び保健福祉センター間の一般県道高城停車場線の一部区間においては全路線が運行しています。

◆交通体系図

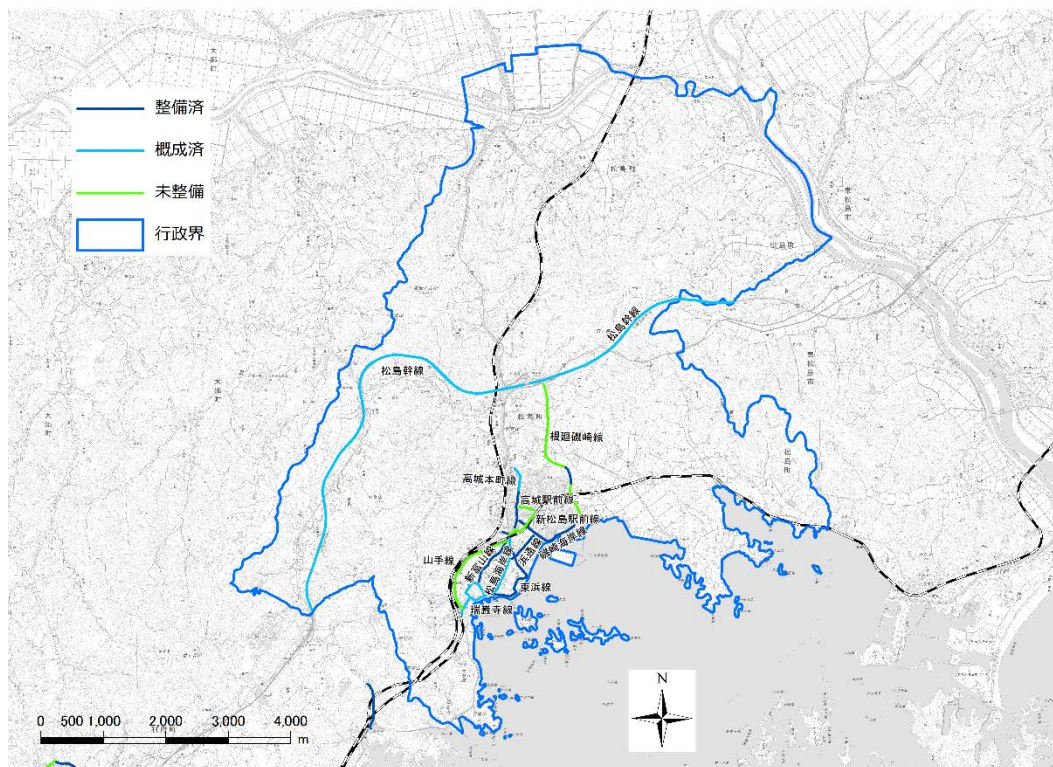


資料：松島町

③ 鉄道、道路網の状況

- 鉄道駅は JR 仙石線が松島海岸駅・高城町駅・手樽駅・陸前富山駅の 4 駅、JR 東北本線が松島駅・愛宕駅・品井沼駅の 3 駅で、町内には計 7 駅となっています。
- 車いす対応トイレの整備状況をみると、松島駅・松島海岸駅は整備済み、その他駅は未整備となっています。
- 駅舎へのアプローチをみると、松島駅・松島海岸駅・高城町駅・品井沼駅はスロープが整備済み、その他の駅は駅舎のない無人駅となっています。
- プラットホームへのアプローチをみると、松島駅・松島海岸駅・愛宕駅・品井沼駅はエレベーター・エスカレーターが未整備、高城町駅は急勾配であるがスロープは整備済み、陸前富山駅・手樽駅はスロープが整備済みとなっています。
- 都市計画道路は、(都) 浜通線、(都) 新富山線が整備済みで (都) 山手線、(都) 新松島駅前線、(都) 高城駅前線は未整備となっています。
- また、町道根廻・磯崎線は一部整備中で、松島駅・松島海岸駅間においても避難道路が整備中となっています。

◆都市計画道路整備状況図

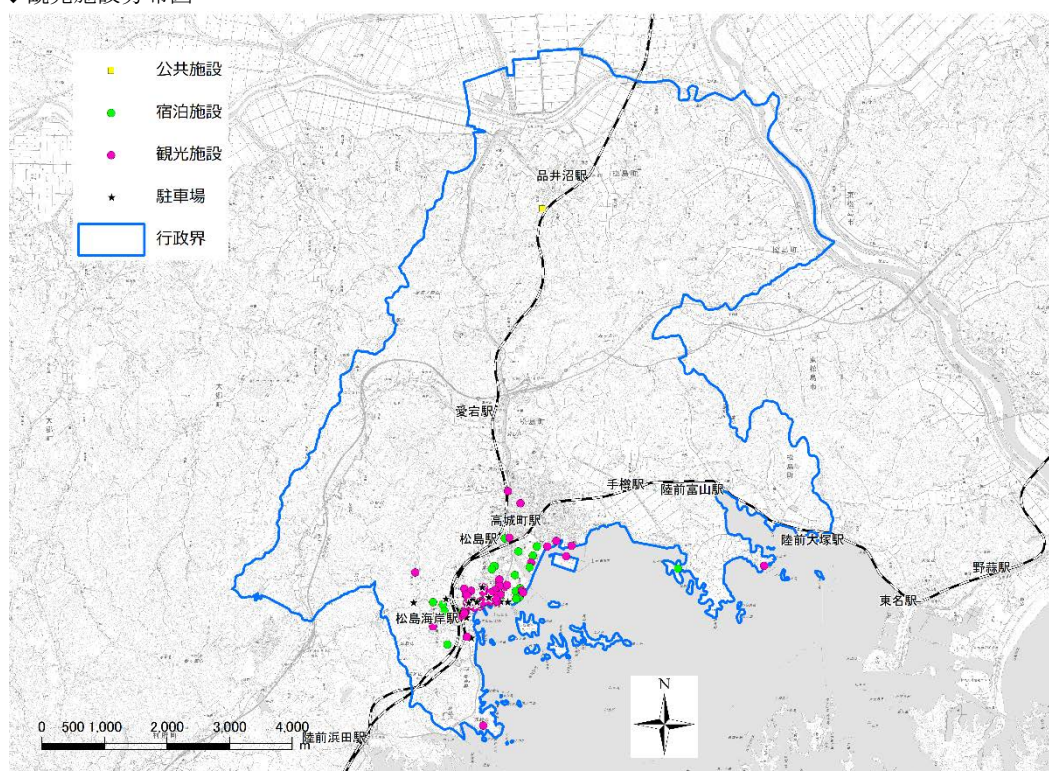


(5) 観光

① 観光施設の分布状況

- 観光施設及び飲食店や土産販売店などの観光関連施設は、主に松島海岸駅から松島駅間の沿岸部に集積しています。
- 宿泊施設は、客室数が30室以下の小規模旅館から100室以上の大規模旅館が松島海岸駅周辺の国道45号沿道に集積しています。

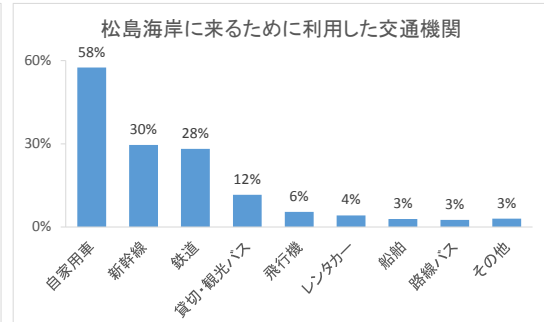
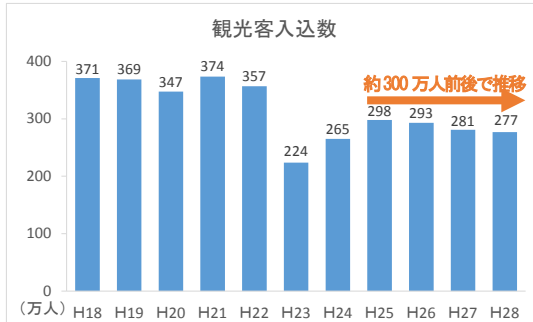
◆観光施設分布図



※観光施設…飲食店、観光案内所、宿泊施設、神社・寺、駐車場、土産販売店
資料：電腦松島絵巻、社団法人松島観光協会

② 観光客入込数・交通手段

- 観光客入込数は、平成 28 年 1 年間で 277 万人となっています。
- 観光客入込数の推移をみると、平成 18 年から平成 22 年まで 350 万人前後で横ばい、平成 23 年の東日本大震災時に大きく減少し、その後増加に転じましたが近年は横ばい傾向にあります。
- 観光客の交通手段のうち最も多いのは自家用車で 58%となっているため、松島海岸地区の駐車場を起点とした歩行者が多い状況がみられます。



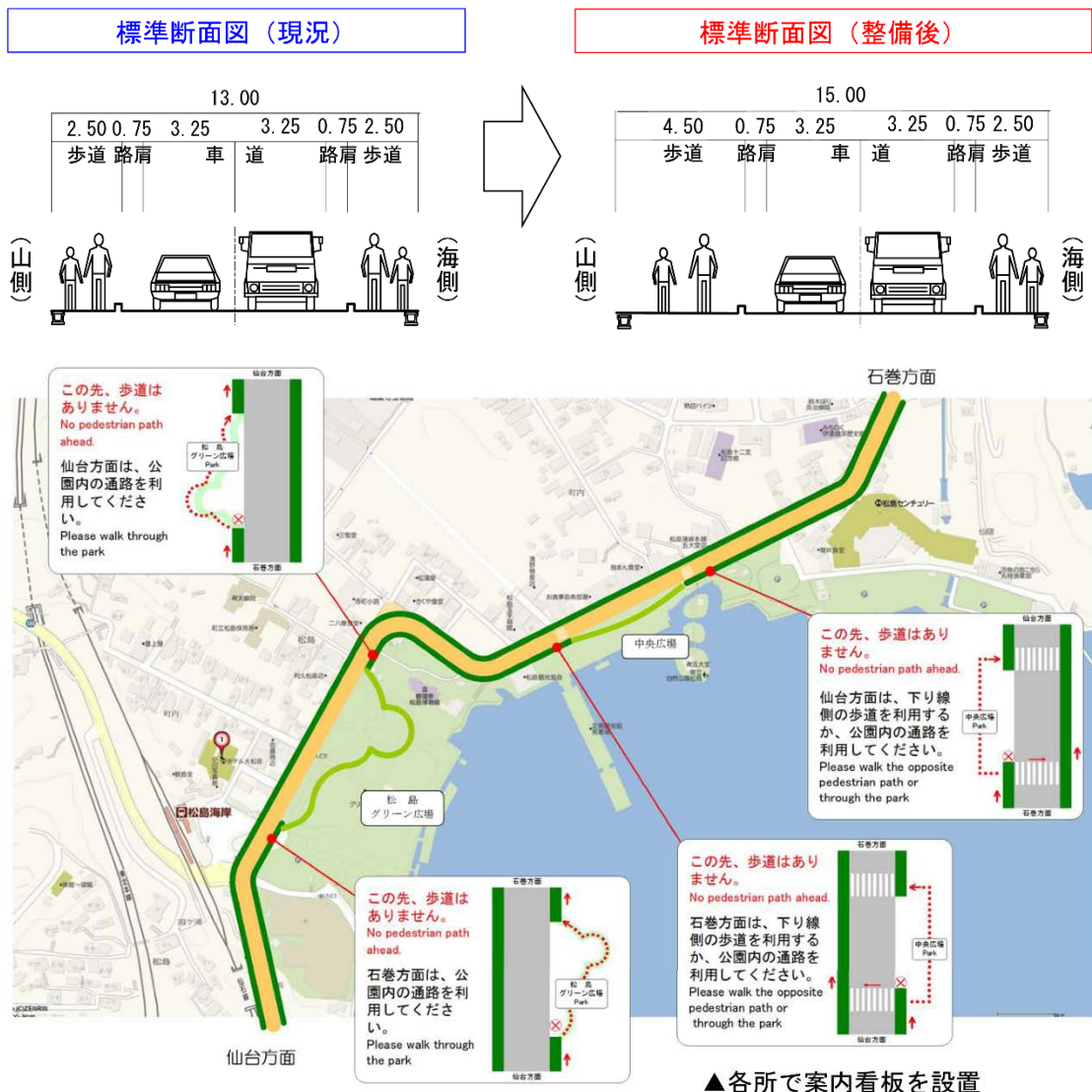
資料：松島町統計資料（H29.3）、観光動態調査報告書（H24）

(6) 将来プロジェクト

① 国道 45 号整備

- 国道 45 号は、歩道拡幅を主として松島海岸駅～松島観光物産館区間を平成 29 年度中に整備予定となっています。
- 具合的な整備内容として、観光客等による歩道の混雑を解消し、安全な通行を確保するとともに、松島町策定の津波避難計画で想定する避難者の円滑な移動を可能とするため、瑞巖寺や店舗が多く連なる山側の歩道を、現況の 2.5m から 4.5m に拡幅します。
- 海側の歩道を一部、公園内に誘導し、減速路面標示や追突注意路面標示を設置するなどして、横断歩行者との事故を抑制します。
- 物産館北側の路線についても今後整備予定となっています。

◆一般国道 45 号松島海岸歩道整備事業 標準断面図と歩行空間ネットワークの考え方



資料：松島町

② 松島公園整備計画

- 松島公園は、減災の役割を担う植樹やイベント広場及び駐車場等の4つのエリアを平成30年9月までに順次整備していく予定となっています。
- 下図からみると、北部の第1～3駐車場ではメモリアルプラザやサークルベンチ付モニュメント、中央部のグリーン広場では八角型四阿、南部の浪打浜南側園地では四阿や複合遊具の整備を行う予定となっています。

◆松島公園整備計画範囲、完成イメージ



③ 水族館跡地の計画

- 松島水族館跡地は、周辺の景観と調和した、訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客を見据えた観光施設を計画し、松島湾内をイメージした庭園や海遊びの体験できるゾーンなどイベントスペースを整備予定となっています。
- 具体的な整備内容として、地元食材を活用したレストランや物販スペース、歴史や文化を紹介する展示室など、松島湾周遊6市町に向けた滞在型観光の拠点を整備する方針です。

Ⅱ.松島町のバリアフリーに係る課題

●市街地を中心とした高齢者が移動しやすい環境の確保

- 本町の高齢者数は増加傾向にあり、平成 29 年 3 月末には全人口の 36.2%を占めています。
- 特に、松島地区や高城地区といった市街地に高齢者が集中している現状を踏まえると、今後、市街地を中心に高齢者の移動しやすい環境を確保していくことが重要となります。

●駅における高齢者、車いす利用者等の円滑な移動環境の確保

- 本町は 2 路線 7 駅もの鉄道施設を備えているとともに、本町内の主要地点を網羅した 4 路線のバスネットワークを有しており、住民誰もが公共交通により町内の主要施設にアクセスしやすい環境にあります。
- 一方、公共交通施設のバリアフリー状況をみると、駅ではエレベーターやエスカレーターが設置されておらず、高齢者や車いす利用者、ベビーカー利用者の円滑な移動等に支障をきたしています。
- 充実した公共交通網を誰もが利用しやすいものとするため、駅のバリアフリー状況の改善が課題となっています。

●生活利便施設の集積地におけるバリアフリー化の検討

- 町内の施設分布状況をみると、松島駅、高城町駅の両駅周辺に役場、スーパー、コンビニ、銀行などの生活系施設が集積しています。
- 両駅周辺では、施設への徒歩等による移動が集中しているため、施設や施設相互間の移動経路についてバリアフリー状況を点検し、必要に応じバリアフリー化策を講じていく必要があります。

●松島海岸駅周辺、松島駅周辺における観光客が安心して歩いて楽しめる移動環境の確保

- 本町は約 1.4 万人の人口に対して年間約 300 万人もの観光客が訪れる観光地で、相対的に観光客による町内移動が多いため、誰もが移動しやすく安全な観光客向けのバリアフリー化を検討することが考えられます。
- また、「松島町観光振興計画」では、「安心してゆっくり歩いて楽しい街路の整備」や「JR 松島海岸駅周辺の安全・安心のまちづくりと松島海岸の避難路整備・避難場所などの機能強化」、「JR 松島駅周辺の安全・安心のまちづくり」を観光振興の方針として掲げています。
- 上記のような本町の特性、関連計画の位置づけを踏まえると、松島海岸駅及び松島駅周辺について安全・安心に歩いて楽しめる移動環境の整備が求められています。

●将来プロジェクトによる主要動線の変化に対応した移動等円滑化の検討

- 松島海岸駅周辺については、県による松島公園津波防災緑地整備事業、国道 45 号の歩道拡幅事業が実施されているとともに、民間事業者による松島水族館跡地での誘客施設の整備が予定されており、今後、観光客の主要動線の変化が想定されます。
- 松島海岸駅周辺の移動の円滑化を検討する際には、このような将来プロジェクトによる観光客の主要動線の変化を踏まえた検討を行う必要があります。

第2編 松島町バリアフリー基本構想

I. 松島町バリアフリー基本構想の方針

1. 基本理念・目標

本町では、市街地を中心とした高齢者の増加に対応したまちづくりが課題であるとともに、駅周辺における障がい者やベビーカー利用者の移動しやすいまちづくりを目指しています。さらに、我が国を代表する観光地として、観光客が安全・安心に歩いて楽しめる移動環境の整備を目指していることから、本基本構想の基本理念を「高齢者・障害者等をはじめ、観光客も歩いて楽しめるまちづくり」として定めます。

この基本理念を踏まえ、高齢者、障がい者が自らの身体能力にかかわらず気兼ねなく外出し、過ごすことのできる環境を整備すること、本町に来訪する観光客が身体能力や言語能力に係わらず楽しく町内を観光できる環境を整備することを目標とします。また、身体能力等に障がいやハンディを持つ方が、人目や移動の安全を気にせず、安心して外出できる雰囲気、外国人が言語能力を気にせず、安心して訪れることのできる社会風土を目指します。

【基本理念】

**高齢者・障害者等をはじめ、
観光客も歩いて楽しめるまちづくり**

目標 1 高齢者・障害者等が安心して外出できる環境の整備

目標 2 観光客が訪れやすく、回遊しやすい環境の整備

目標 3 だれもが安心して歩ける社会風土の醸成

2. 基本方針

本基本構想の策定及び町内のバリアフリー化に向け、基本理念・目標に基づき、以下の基本方針を設定します。

■ 高齢者・障害者等と観光客の2つの視点による一元的な重点整備地区の設定

本基本構想は、目標に示すとおり、高齢者・障害者等と観光客という異なる行動特性を有する方のためのバリアフリー化を推進するものです。このため、高齢者・障害者等が徒歩等により比較的頻繁に利用するエリア、観光客が多く訪れるエリアという2つの視点から重点整備地区の範囲を抽出するとともに、これら2つの視点を合わせた一元的な重点整備地区を設定することにより、相乗的にバリアフリー化施策の効果を高めていきます。

■ニーズを捉えた関連施設・経路、事業の設定による効果的なバリアフリー化

本基本構想に位置づける事業等を効果的なものとするためには、高齢者・障害者等や観光客のニーズに即した整備を実施していく必要があります。そこで、高齢の方や障がいをお持ちの方の施設・経路の利用状況や意向、観光客の施設・経路の利用状況を踏まえ、関連施設や関連経路、事業を設定していきます。

■多様な関係者と連携したバリアフリー化の促進

町内の施設の所有者・管理者は、松島町のほか、国、県、JR等の多岐にわたります。重点整備地区の面的・一体的なバリアフリー化を推進するには、各所有者・管理者が個別のバリアフリー化対応を行うのではなく、それぞれの所管する施設間相互の移動環境を連続的に整備する必要があります。本基本構想の策定にあたっては、様々な施設所有者・管理者を策定協議会に加えることで、バリアフリー化の方向性の共有を図り、面的・一体的なバリアフリー化を促します。

■関連施策との連携によるバリアフリー効果の最大化

バリアフリー基本構想におけるバリアフリー化は、重点整備地区内の施設や経路を構成する道路・通路のハード整備を特定事業等として位置づけ、面的・一体的なバリアフリー化を推進するとともに、ハード整備の推進と合わせたソフト施策も推進していくことが重要となります。

本町では、福祉部門において、高齢者・障害者等を対象とした様々な施策を展開していることからこれと連携したバリアフリー化を推進していきます。また、観光振興施策においても、ICTを活用したソフト施策等を展開しようとしていることから、これとの連携によりバリアフリー効果を高めていきます。

■町内のバリアフリー化を促進する意識の醸成

目標に掲げる、だれもが安心して歩ける雰囲気を醸成するため、バリアフリーの思想の普及・啓発を積極的に進めます。また、基本構想の策定段階において、パブリックコメント等を通じた周知により、重点整備地区に対する優先的な投資についての理解を促していきます。

さらに、本基本構想では観光面におけるバリアフリー化も重視していることから、主要な観光施設だけでなく、観光客が訪れる機会が多い小規模な施設についてもバリアフリー化を推進することで、面的・一体的なバリアフリー化が可能となります。また、接遇面においてもおもてなしの力を養う取組を促し、総合的な受け入れ環境の充実を図ります。

■継続的改善に向けた仕組みづくり

基本構想の実行力を高めていくため、本基本構想の定期的な進捗管理と必要に応じた見直しを行う必要があります。管理組織の組織化や本基本構想の目標指標設定等の仕組みを設定することにより、継続的な改善を容易とする環境をつくります。

3. バリアフリー化の進め方

本基本構想の基本方針に基づき、重点整備地区の設定及び特定事業等の設定による重点的・効果的なバリアフリーの推進と、心のバリアフリーの普及、観光施策と連携したソフト施策により町内のバリアフリー化を推進します。

(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化の推進

① 重点整備地区の設定

「バリアフリー法第三条第一項の規定に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、国の基本方針）」においては、次のような地区に重点整備地区を設定することとしています。

■重点整備地区とは・・・

『生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区(国の基本方針)』

- 生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区（400ha 未満）
- 移動等円滑化のための事業が特に必要である地区
- 事業を重点的かつ一体的に実施することが都市機能の向上を図る上で効果的な地区

そこで本町では、この重点整備地区の設定の考え方を踏まえて、本町の現状や前項の基本方針に基づき、松島海岸駅・松島駅周辺に重点整備地区を設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

② 特定事業の設定

本基本構想における特定事業は、関連施設や経路の移動等円滑化に係る問題点を解決する内容のうち、高齢の方や障がいをお持ちの方、観光客にとって、バリアフリー化を図ることが特に重要な施設・経路を対象に特定事業を位置づけます。これにより、高い整備効果を確実に得ることを目指します。

(2) 全町的なバリアフリー化の推進

① 公共施設の積極的なバリアフリー化

重点整備地区の内外に係わらず、国・県・町が所管する施設、道路・通路の施設については、改修・建替等の際に可能な範囲で移動等円滑化基準に適合した設計・工事とするよう努めていきます。

なお、改修や建替に限らず、日常的な修繕や緊急の工事等が発生する場合には、これをバリアフリー化の機会と捉え、可能な範囲で円滑化基準に基づいた整備とするよう調整していきます。

② 民間施設の法令に則ったバリアフリー化の促進

町内の民間事業者が所有する既存の特別特定建築物（バリアフリー化への適合義務が課される建築物）については、改築等の際に、法令に則った整備となるよう指導していきます。特に、平成 29 年 3 月 31 日に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正され、宿泊施設やトイレ等において、改正前よりも高品質のバリアフリー設計が求められています。東京オリンピック・東京パラリンピックを契機とした多様な来訪者への対応を見据え、新たな設計標準への対応を求めています。

③ バリアフリー情報の統合・発信

障がいを持つ住民が気軽に外出してもらうため、また、外国人や高齢者、障がいを持つ観光客により多く来訪してもらうためには、行政や民間事業者それぞれが所管する施設のバリアフリー化の推進に加え、本町が高齢者・障害者等や外国人にとって訪れやすい、観光しやすい町であることを知ってもらう必要があります。各施設がバリアフリー対応を図っていることを発信してだけでなく、これを一元的な情報として周知していくため、バリアフリー化された施設や経路の情報を統合しマップ化する等、バリアフリー情報の総合的な発信を行っていきます。

④ 観光業関係者等のサービスの向上

本町を訪れる観光客と主に接しているのは観光業関係者です。外国人、高齢者・障害者等の多様な観光客が快適に町内観光でき、また松島町を訪れたいと感じてもらうためには、観光業関係者の接客等のサービスを高めていく必要があります。このため、公共交通体系や車いす等が利用可能な施設の位置等の把握、様々な国や地域の習慣・宗教の理解、日常会話レベルでの外国語の習得等を促すとともに、必要な情報提供等の支援を行っていきます。

⑤ 障がい者への理解の促進

本町では、障がい者と健常者が交流するイベント等の企画・開催や地域活動・行事等における障がい者の参加促進、障がい者との交流の機会を拡充するとともに、小中学校におけるハンディキャップ体験等の学習の機会を設け、障がい者への理解を促進します。

⑥ 交通マナーの向上と助け合いの心の醸成

交通安全やマナーに関する情報について、町ホームページや回覧等を通じた呼びかけを行うとともに、保育所、幼稚園、小中学校における交通安全教室等の教育の機会を利用した交通マナーの向上、日常生活における高齢者・障害者等への支援を行う心の醸成を図っていきます。

Ⅱ.重点整備地区の設定

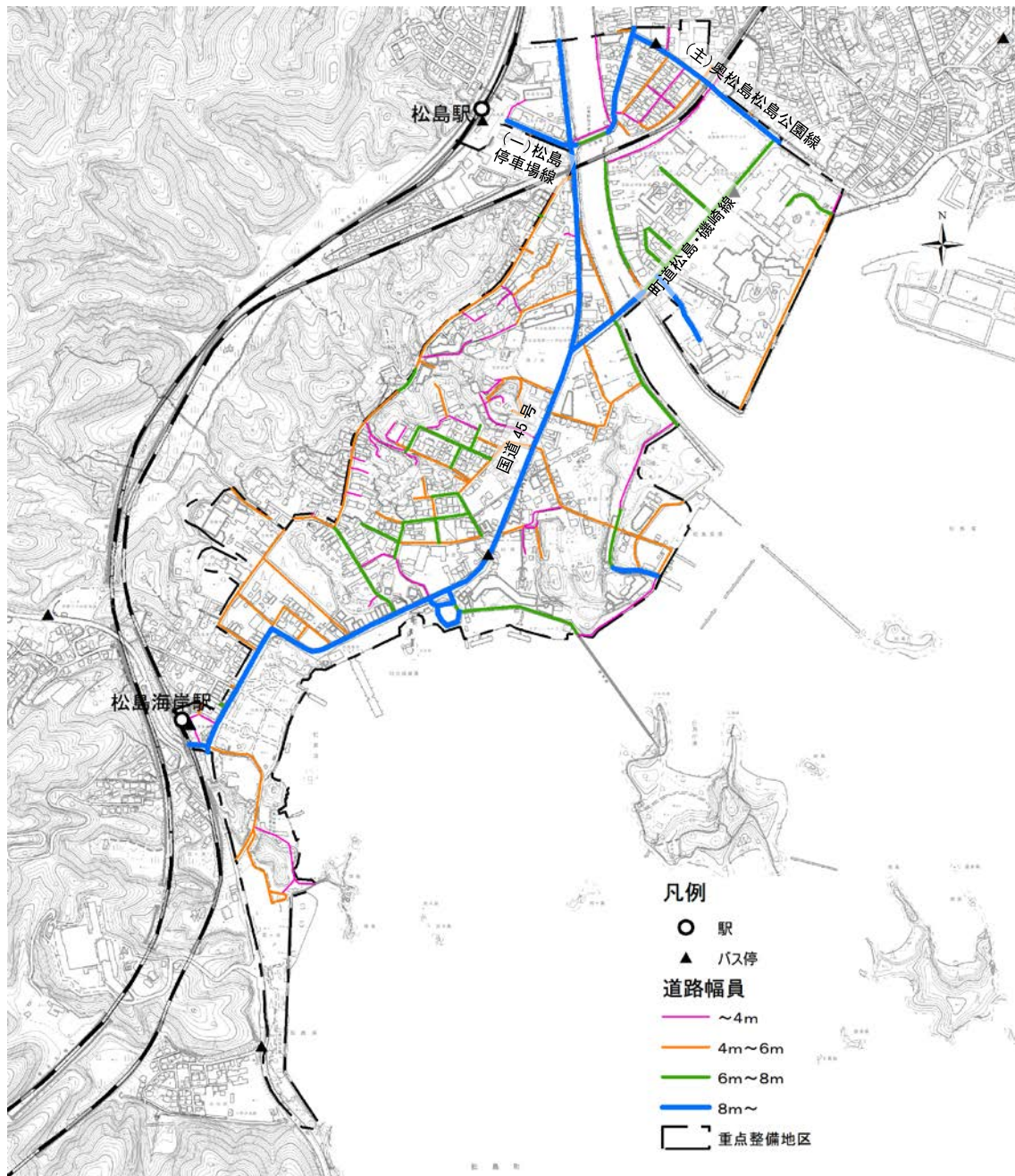
1. 松島海岸駅・松島駅周辺の現況

(1) 道路の状況

道路は、道路幅員、自転車・歩行者専用道路等、歩車分離道路、立体横断施設の4つの項目について整理します。

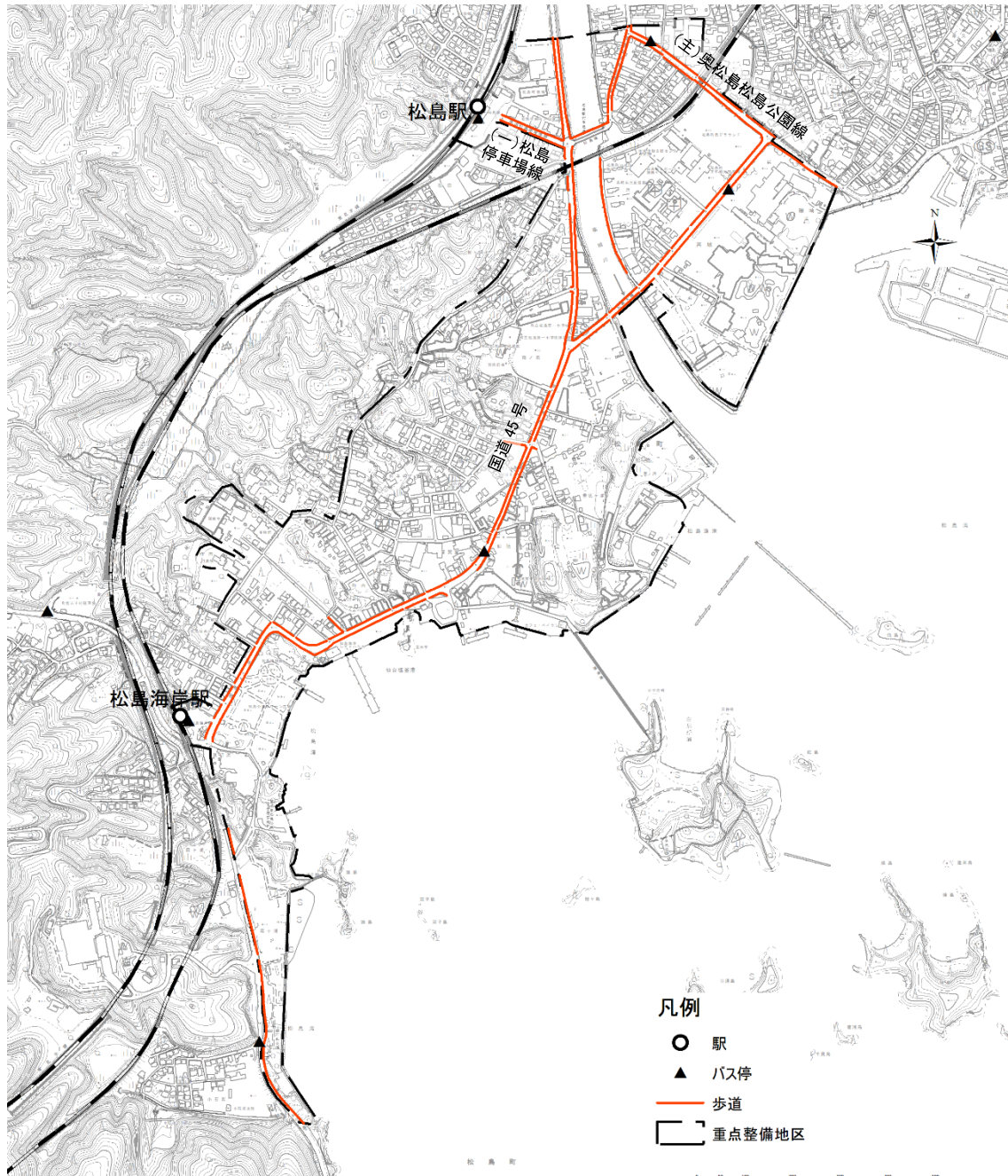
① 幅員別道路現況

- 松島海岸駅～松島駅間の国道45号や(主)奥松島松島公園線、(一)松島停車場線の道路幅員は8m以上の幅員が確保されています。
- 住宅地内の区画道路でも、町道松島・磯崎線の一部や松島さかな市場周辺では6m以上の幅員が確保されています。



② 歩車分離道路

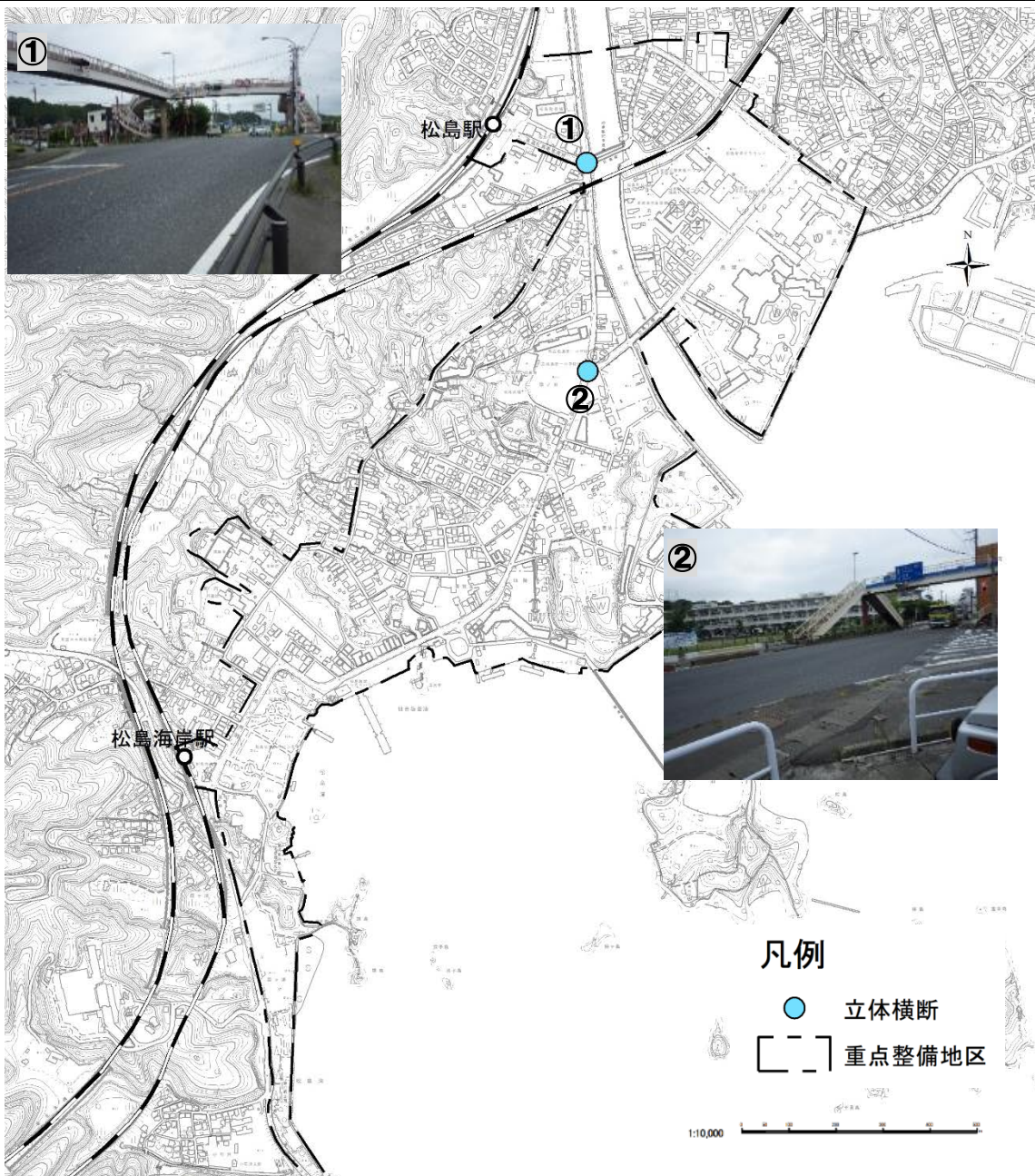
- 松島海岸駅から松島駅を結ぶ国道 45 号は、両側に歩道が整備されていますが、歩道幅員が狭い場所がみられます。
- また、高城地区では松島町役場～A&COOP 等の商業施設～松島町文化観光交流館等の公共公益施設を結ぶ（主）奥松島松島公園線や（一）松島停車場線は、両側に歩道が整備されており、一部幅員が狭い場所があるものの、概ね歩行者が安全に移動しやすい環境にあります。



③ 立体横断施設

- 立体横断施設は(一)松島停車場線と国道45号、町道松島・磯崎線と国道45号の交差点部の3箇所に設置されています。
- 本町中心部を縦断する国道45号は、一般自動車だけでなく大型車両の通過交通が多く、横断歩道の設置も少ない状況にあるため、立体横断施設は重要な役割を果たしています。

	概況	バリアフリーに係る状況
① (一) 松島停車場線と国道45号交差点部	主に高城地区を生活圏とする松島駅利用者が利用	・エレベーターや傾斜路はなく、階段による利用
② 町道松島・磯崎線と国道45号交差点部	主に小学校に隣接して設置していることから、小学生の利用	・エレベーターや傾斜路はなく、階段による利用



(2) 公共交通の状況

① 鉄道駅・駅前広場

- 松島海岸駅は重点整備地区の南側沿岸部に、松島駅は北側に位置しています。
- 平成 23 年を除く平成 22 年～28 年の各駅一日あたりの平均乗客数は、松島海岸駅が 1,114 人、松島駅が 1,217 人となっており、両駅は町内でも乗客数の多い駅となっています。

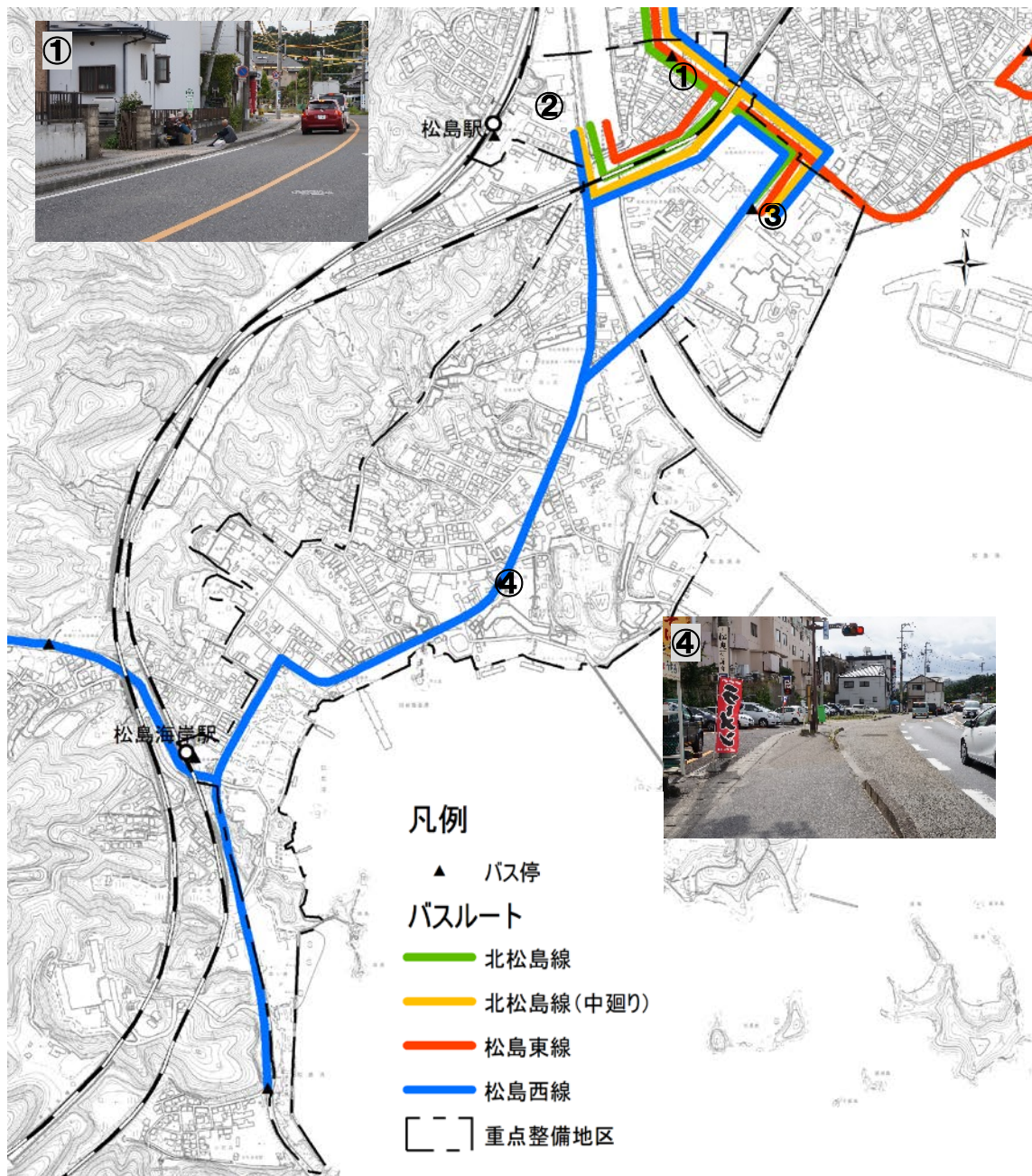
	概況	バリアフリーに係る状況
①松島海岸駅	主に松島観光を目的とした観光客が利用	・ 駅舎への移動は階段によるため、車いす利用者は駅舎の利用が困難な状況
②松島駅	松島観光を目的とした観光客のほか、住民や高校生等が利用	・ 出入口にスロープが設置され段差等が解消 ・ 車いす利用者によるホーム間移動は階段によるため困難な状況 ・ 駅前広場は勾配があり、車いすでの自走は困難な状況



② バス（バス停）

- 町営バス路線は、方面別に北松島線、松島東線、松島西線の3系統があり、バス停は4箇所となっています。
- 松島町役場から松島町文化観光交流館、旧役場にかけて設置されている3箇所のバス停は、全路線が運行する住民利用の多いバス停です。

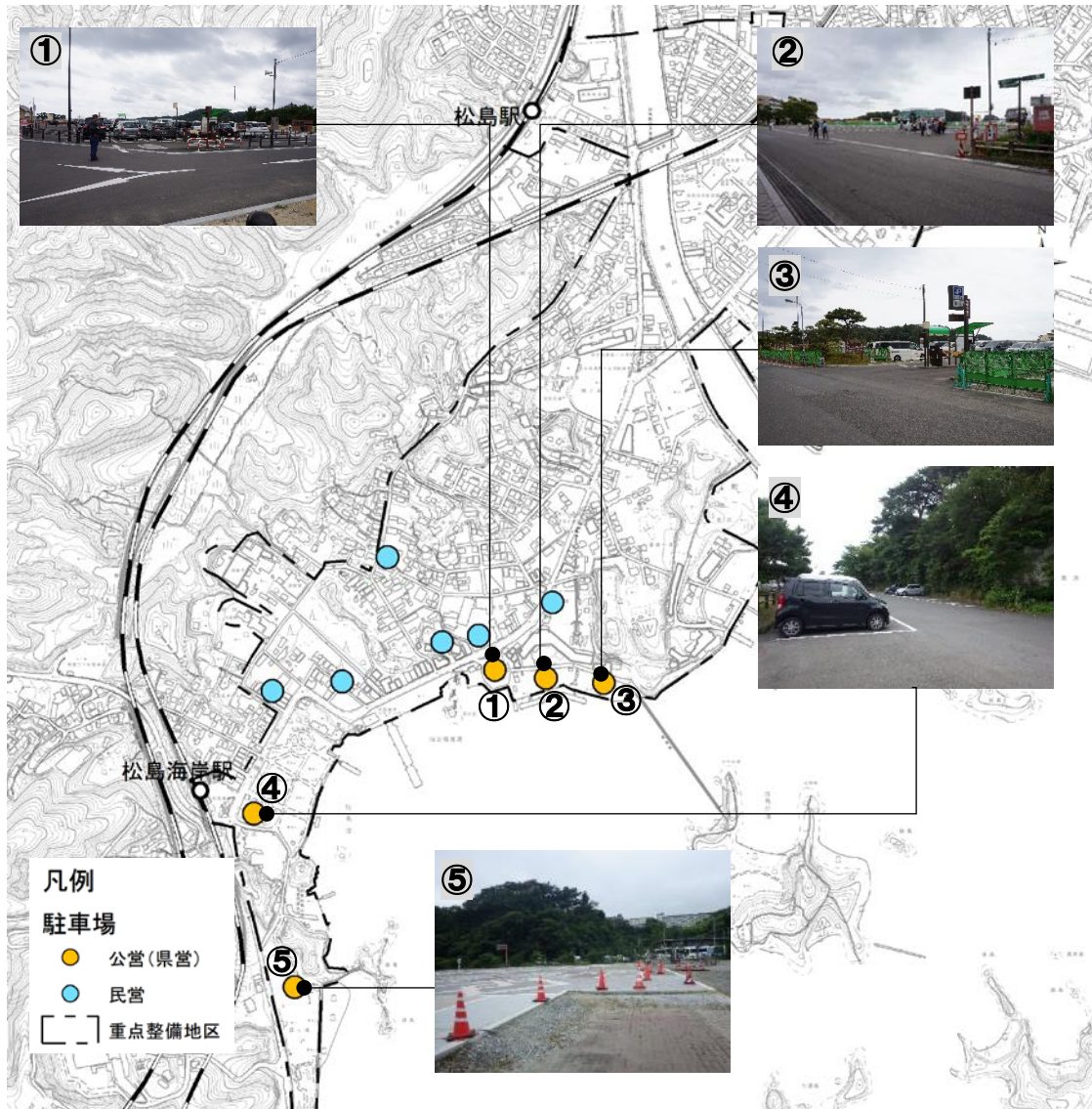
	概況	バリアフリーに係る状況
①北松島線、松島東線、松島西線が運行	コープ等の生活系施設周辺に位置している	・休憩用ベンチの設置あり
②北松島線、松島東線、松島西線が運行	松島町役場前（暫定的に松島駅）に位置している	・休憩用ベンチの設置あり
③北松島線、松島東線、松島西線が運行	松島町文化観光交流館前に位置している	・屋根付き施設の設置あり
④松島西線が運行	みちのく伊達政宗資料館前に位置している	・休憩用ベンチや屋根付き施設の設置なし



(3) 駐車場の状況

- 主に松島観光の中心である沿岸部に集積しています。
- 観光客の交通手段のうち、最も多いのは自動車であるため、休日の駐車場は公共、民間の駐車場ともに混雑している状況にあります。

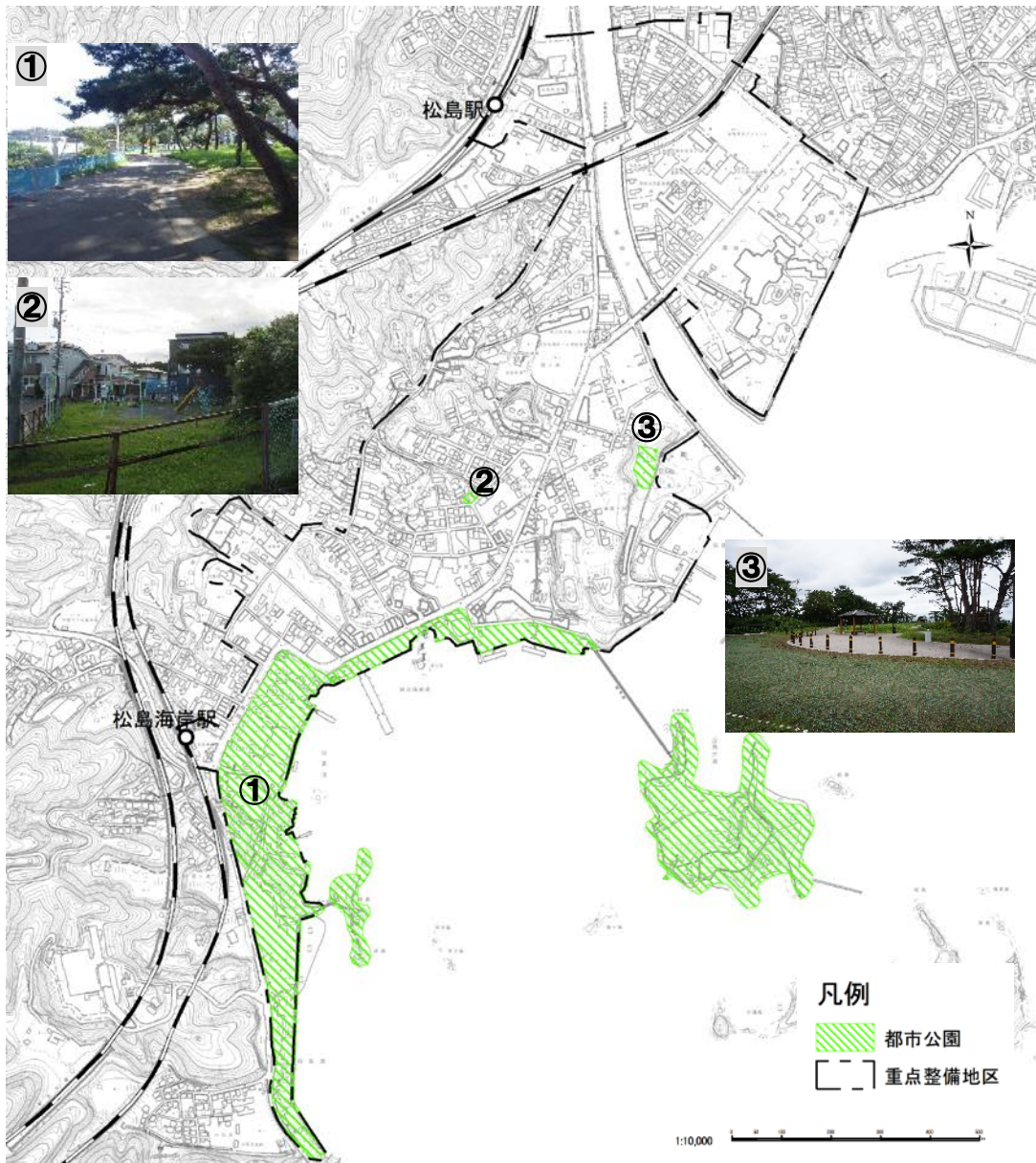
	概況	バリアフリーに係る状況
①松島公園第1駐車場	松島観光物産館の前に位置し、26台収容可能	・改修工事が終わり、円滑な移動が可能な状況
②松島公園第2駐車場	※大型車のみ利用可能	・駐車場内に段差等の障害物はみられない
③松島公園第3駐車場	観光名所である福浦橋に最も近く、22台収容可能	・改修工事が終わり、円滑な移動が可能な状況
④松島公園第4駐車場	松島海岸駅前に位置し、30台収容可能	・車いす利用者スペースはなく、道路までの経路は狭い状況
⑤松島公園第5駐車場	松島公園最南端に位置し、280台収容可能	・改修工事中 ・現段階では車いす利用者スペースが4台分確保



(4) 公園・緑地の状況

- 沿岸部に整備中の大規模な県立松島公園のほか、住宅地に整備されている垣ノ内公園、また高城川沿いに新設された東浜緑地の計3箇所の都市公園・緑地が整備されています。
- 松島公園は、観光遊覧船乗り場等を含むため多くの観光客が通行しているほか、災害時の緩衝機能を果たす重要な役割を担っています。

	概況	バリアフリーに係る状況
①松島公園	沿岸部に位置し、観光客の憩いの場や観光船利用者の歩行空間として機能	・松島公園の再整備が進行中
②垣ノ内公園	内陸部の住宅地である垣ノ内に位置し、近隣住民の身近な緑の空間として機能	・公園内は未舗装であり、地被植物が茂っているため、車いすでの利用は困難
③東浜緑地	四阿の設置があることから休息の場として機能	・園路が整備されており、休憩施設となる四阿の設置もあることから車いすでも園内の散策が可能



(5) 建築物の状況

「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック（国土交通省）（以下、ガイドブック）」に挙げられている建築物を基本とした、本町の重点整備地区内に分布する生活系及び観光系の建築物は以下のとおりです。

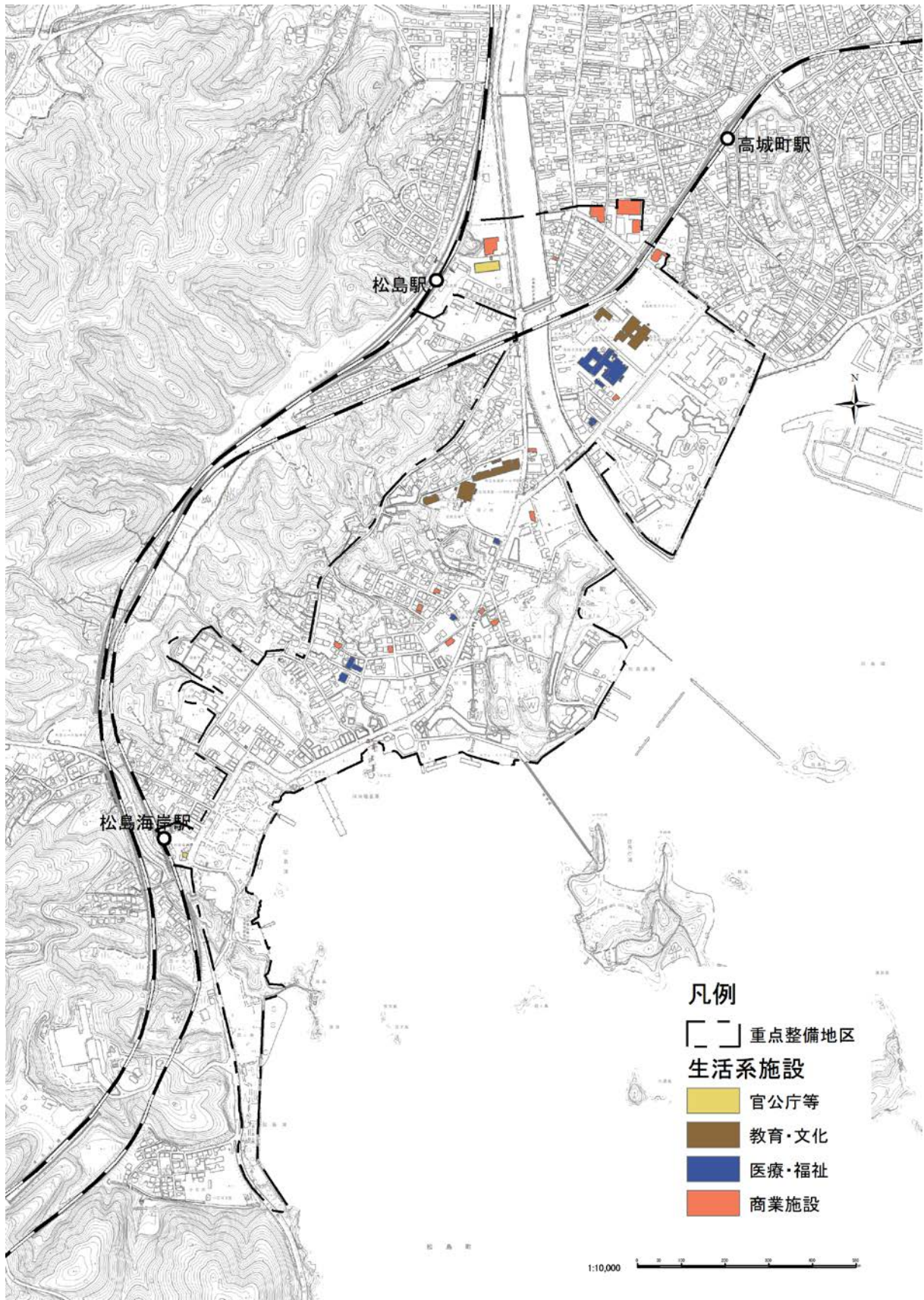
【生活系】

官公庁等 : 役場、交番、地区集会場等
教育・文化施設等 : 文化観光交流館、小学校、博物館・美術館、幼稚園、保育園、児童館等
医療・福祉施設 : 病院・診療所、高齢者福祉施設
商業施設 : スーパー等、小規模店舗、郵便局、銀行
運動施設 : 体育館、プール
その他 : 葬祭場

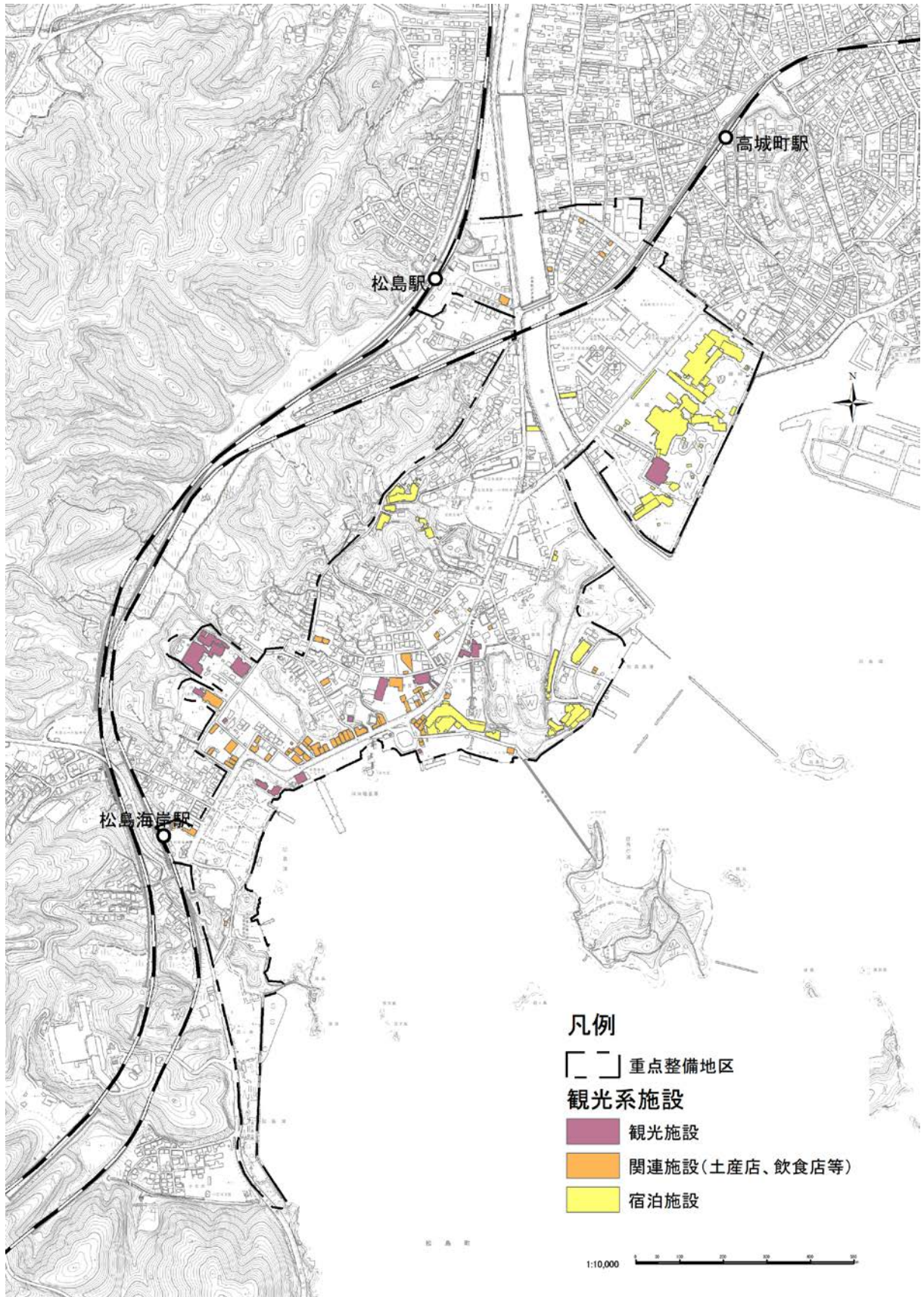
【観光系】

観光施設 : 歴史的建造物、レジャー施設
関連施設 : 観光物販店、観光案内所、飲食店
宿泊施設 : ホテル、旅館、民宿

◆重点整備地区内の生活系施設の分布



◆重点整備地区内の観光系施設の分布



重点整備地区内の官公庁等や教育・文化施設等の公共建築物について、その機能や役割等を以下に整理します。

① 松島町役場

- 町政運営や住民への行政サービスを提供するための拠点施設となっています。
- 松島駅からのアクセスが良く、町全域から利用される施設です。



② 松島町文化観光交流館

- 最大 590 名収容可能な大ホールをはじめ、会議・研修会、サークル活動等の利用が可能な施設です。
- 松島駅、高城町駅からのアクセスが良いものの、徒歩 6～10 分程度要するため施設へは車の利用も多くみられます。



③ 垣ノ内集会場

- 普賢堂に位置し、松島地区住民の集会等の活動に利用されています。
- 出入口に段差があるものの、扉は引き戸になっており、幅員が確保されています。



④ 松島第一小学校体育館

- 国道 45 号沿道に位置し、松島第一小学校の在校生だけでなく、町民体育館の代替として住民からも広く利用され、地域の健康増進を図る役割を担っています。



⑤ 松島交番

- 松島海岸駅前に立地し、住民だけでなく観光客も対象に、地域の安全を確保する役割を担っています。
- 出入口は、スロープの設置により車いすでの出入が可能となっています。



⑥ 松島第一幼稚園

- 松島第一小学校より山側の道珍浜に立地し、松島駅に最も近いもの高城町駅と松島海岸駅の間にあることから、松島地区だけでなく他地区からの利用もみられます。
- また、高台にあるためベビーカー等を利用した通行は困難な状況です。



2. 松島海岸駅・松島駅周辺の施設利用等実態

(1) 町民アンケートの概要 【平成29年11月14日(火)～11月30日(木)実施】

○主要施設の利用頻度	重点整備地区内の主要施設のうち、「よく利用する」との回答率が最も高いのは、「A&COOP 松島店(40%)」、次いで「薬王堂宮城松島店(17%)」です。また、「よく利用する」「時々利用する」を合わせた回答率が最も高いのも「A&COOP 松島店(56%)」、次いで「薬王堂宮城松島店(42%)」です。
○よく利用する経路	回答者が徒歩や車いす、ベビーカーで外出する際によく利用する経路で最も多いのは、松島駅から松島歩道橋を經由しコープドラッグ松島店、松島郵便局、松島病院前、松島中央歯科医院を經由し、松島海岸郵便局に至る経路です。また、松島町役場や薬王堂前の国道45号もよく利用されている経路です。
○施設の利用しやすさ	松島海岸駅と松島駅については、「利用しづらい」との回答が約5割に達していますが、その他の施設は「利用しづらい」との回答は1割未満です。

(2) 観光客アンケートの概要 【平成29年11月18日(土)～11月19日(日)実施】

○町までの主な交通手段	松島町までの主な交通手段で最も多いのは「自家用車(47.9%)」、次いで「鉄道(28.4%)」です。
○町内での主な交通手段	松島町内での主な交通手段で最も多いのは「徒歩(87.5%)」、次いで「自家用車(10.6%)」です。
○訪れた、または訪れる予定の施設	今回の来訪で訪れた、または訪れる予定の観光系施設で最も多いのは「松島観光協会(レストハウス)(200件)」、次いで「瑞巖寺(194件)」です。

3. 重点整備地区設定の基本的な考え方

(1) 松島海岸駅・松島駅周辺の移動等円滑化の方針

① 松島海岸駅・松島駅周辺の移動等円滑化の方針

以下の 10 の方針に基づき、重点整備地区の重点的な移動等円滑化を推進します。

【公共交通】

- 公共交通の拠点である松島海岸駅・松島駅のバリアフリー化の推進
- 駅と駅前広場の一体的なバリアフリー化の推進

【道路】

- 国道 45 号を骨格とした歩道・歩行空間のバリアフリー化の推進
- 歩道・歩行空間の整備と連動した交通安全施設の改善

【駐車場】

- 観光客の交通結節点である駐車場のバリアフリー化の推進

【建築物】

- 主要建築物のバリアフリー化の推進
- 観光客の主要動線における建築物等のバリアフリー化の促進

【公園】

- 松島海岸駅周辺のバリアフリー環境を向上する公園整備事業の促進

【その他】

- だれもが分かりやすい公共サインの整備推進
- ICT を活用した多様なバリアフリー情報の提供

●公共交通の拠点である松島海岸駅・松島駅のバリアフリー化の推進

松島海岸駅は、ホームと改札間が階段のみで結ばれているため、車いすでの利用が困難な状況になっています。このため、車いすを利用する観光客が、周辺市町の駅を介して本町に訪れるといった不便を強いる状況となっています。また、松島駅においても、一部のホームと改札間が階段のみを介した接続であるため、仙台方面から電車による車いすでの来訪が困難な状況です。本町の交通拠点である両駅について、車いす利用者等が利用可能な移動環境の整備を検討し、本町の振興を図ります。

●駅と駅前広場の一体的なバリアフリー化の促進

松島海岸駅・松島駅周辺においては、視覚障害者誘導用ブロック等が未設置の状況となっています。本基本構想においては、両駅のバリアフリー化を重点的に促進するとともに、松島海岸駅の改修を契機とした駅前広場の整備も促進することで、駅と一体となった連続した移動環境の形成に努めます。

●国道 45 号を骨格とした歩道・歩行空間の移動環境の円滑化

松島海岸駅から松島駅を結ぶ国道 45 号は、住民や観光客の徒歩移動が最も集中する道路です。この国道 45 号を骨格として、これに接続する県道や町管理の道も主要な生活動線・観光動線となっています。このため、国道 45 号の円滑な移動環境を確保することで、重点整備地区のバリアフリー環境を底上げしていきます。

国道 45 号は歩道が整備されていますが、一部区間では幅員が狭い、路面が荒れているといった状況がみられるため、十分な幅員を持った円滑な移動が可能な歩道を整備していきます。

●歩道・歩行空間の整備と連動した交通安全施設の改善

国道 45 号は横断歩道の設置箇所が少なく、歩行者が横断に苦勞する状況がみられます。また、信号機についても、健常者の利用に支障はありませんが、音声等の案内機能がないため、障がいをお持ちの方にとっては利用しづらい状況がうかがえます。そこで、現在進めている国道 45 号の整備と連動して施設管理者や警察と協議し、歩行者にやさしい道路づくりを検討します。

●観光客の交通結節点である駐車場のバリアフリー化の推進

本町を訪れる観光客の主たる交通手段は観光バスも含めた自動車になります。多くの観光客が駐車場に自動車を止め、そこから徒歩による町内観光を楽しんでいる状況がみられます。このような交通結節点である駐車場については、車いす用駐車スペースの確保や駐車場出入り口の幅員の確保等の整備を推進していきます。

●主要建築物のバリアフリー化の推進

松島海岸駅・松島駅周辺は、本町の中でも主要施設が集積するエリアです。主要施設は不特定多数の人が利用するものであるため、バリアフリー化の推進が特に求められます。主要施設の中でも、移動等円滑化の基準に対応していない建築物については、建替等の際に基準に適合した設計・工事を行うよう協力を求めています。

●観光客の主要動線における建築物のバリアフリー化の促進

観光客の主要動線である国道 45 号のバリアフリー化を契機として、これに面する建築物についても、可能な範囲でバリアフリー化することにより連続的・一体的な移動環境の確保を図ります。国道 45 号の沿道の建築物の多くは、観光客向けの飲食店や土産販売店等の小規模な民間施設であるため、バリアフリー化の義務は生じませんが、快適な観光を提供するためにも、店舗出入り口の幅員の確保や段差の解消等、それぞれの施設が対応可能な改善を求めています。

●松島海岸駅周辺のバリアフリー環境を向上する公園整備事業の促進

松島公園は、5つの駐車場、3つの広場、松島海岸レストハウス、観光遊覧船発着所を含む、松島海岸駅周辺の中でも最も広大な面積を占める施設です。

現在、宮城県が津波防災緑地整備事業として全面的な改修工事を実施中のため、この事業の促進にあわせて、松島海岸駅周辺のバリアフリー環境の向上を図ります。

●だれもが分かりやすい公共サインの整備推進

高齢者、障がい者、乳児を連れた方にとって、気軽に外出できる環境として、通りやすい経路や休憩所、多目的トイレ等の位置等が分かりやすいことが重要です。また、本町は年間300万人前後の観光客が訪れる観光地であり、様々な障がいをお持ちの方の来訪がみられます。外国人からも人気の観光地であり、多数の外国人観光客がみられます。

そこで、障がい者や乳児の利用が可能な多目的トイレの位置等の案内や分かりやすいピクトグラムを選択、多言語表記等による公共サインの整備を推進していきます。

●ICTを活用した多様なバリアフリー情報の提供

松島海岸駅・松島駅周辺は、はじめて本町を訪れる観光客の利用・往来が多い状況です。特に、障がい者やベビーカー利用者、外国人等にとっては、必要な施設がどこにあるのかを手軽に把握することが重要となります。このため、Wi-Fiの利用環境の充実、ナビゲーションシステムやAR等のICTを活用した情報提供を検討していきます。

(2) 重点整備地区設定の基本的な考え方

バリアフリー基本構想の方針に基づき、本町では、松島海岸駅・松島駅周辺に重点整備地区を設定します。

重点整備地区の区域は、基本的に法令の趣旨を踏まえ、施設の分布状況と主要な動線の状況をもとに設定しますが、本基本構想の方針を踏まえ、生活系の施設集積や動線の状況のほか、観光系の施設の集積や動線の状況も参考に設定していきます。

■重点整備地区とは・・・

『生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区(国の基本方針)』

- 生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区（400ha 未満）
- 移動等円滑化のための事業が特に必要である地区
- 事業を重点的かつ一体的に実施することが都市機能の向上を図る上で効果的な地区

■基本構想作成における留意点 ⇒ 地域特性への配慮（ガイドブック）

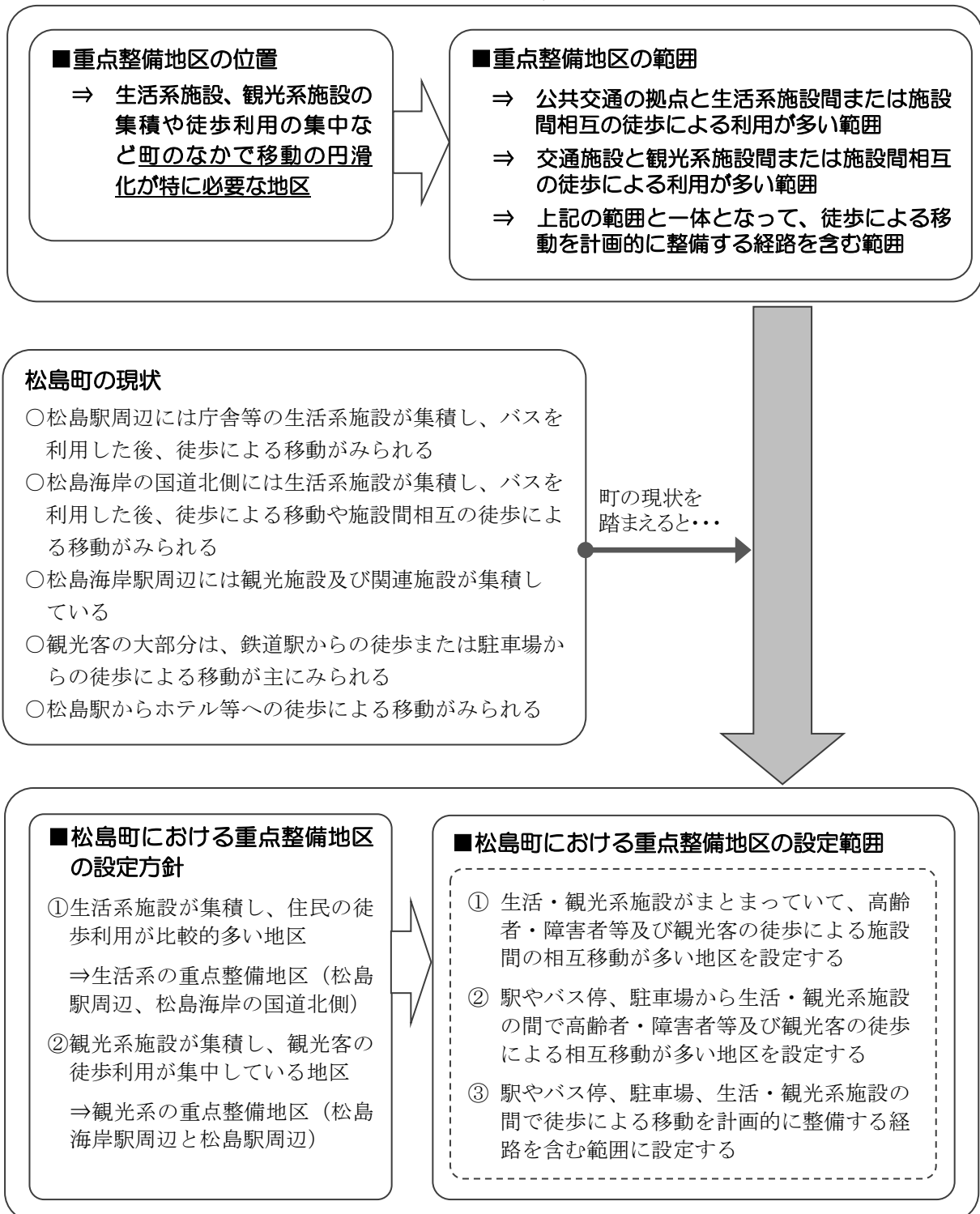
- 基本構想の作成にあたっては、地域特性に配慮するとともに、その特性を反映した様々な創意工夫に努めることが重要
- 具体的には、特有の気候・気象条件、特有の地理的・地形的条件、観光地等で来訪者が多いこと等

4. 重点整備地区の設定

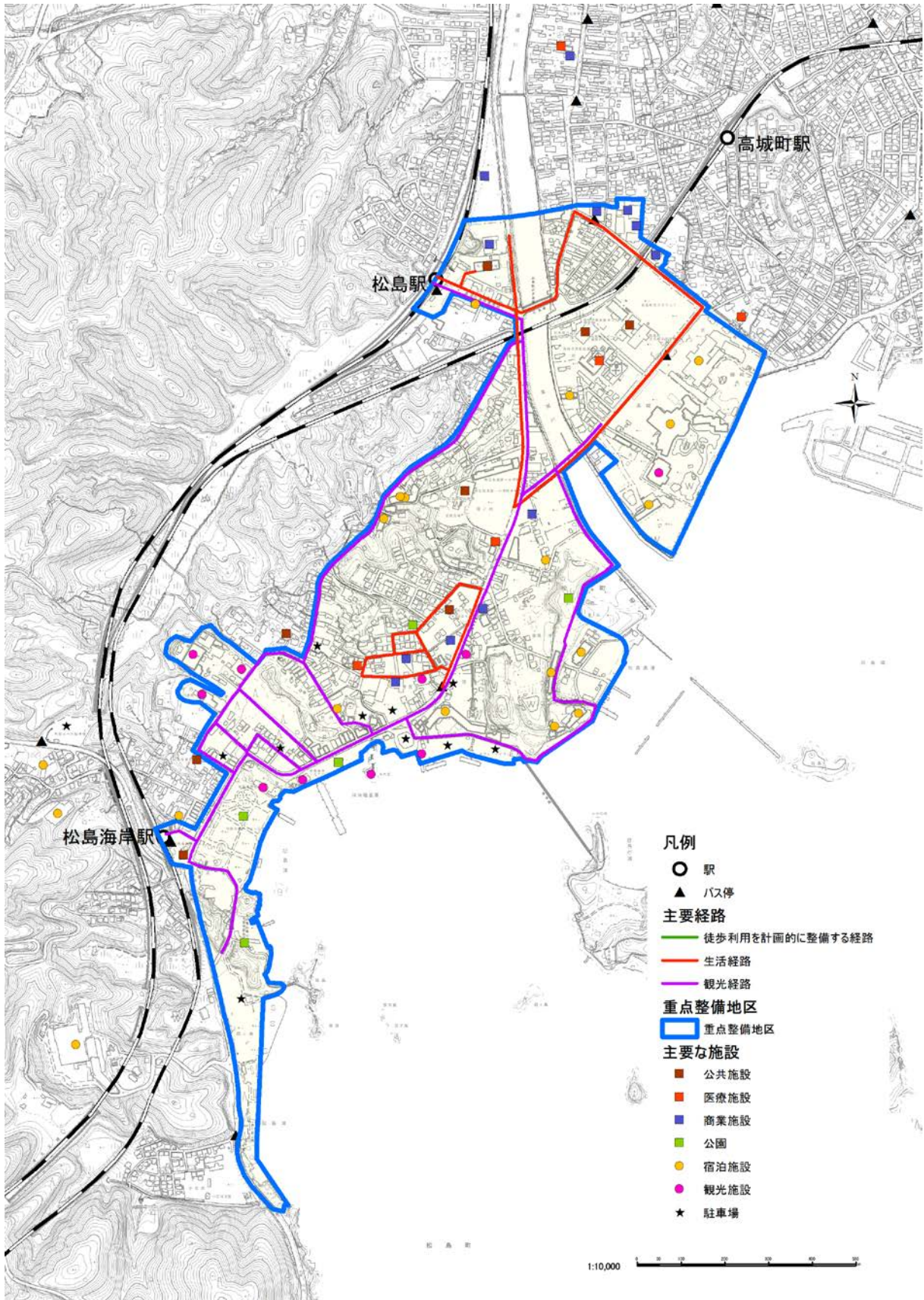
(1) 重点整備地区の設定方法

本町における重点整備地区は、重点整備地区設定の考え方を踏まえて、次のように考えます。

<松島町における重点整備地区の設定方法>



(2) 重点整備地区



5. 生活関連施設・経路及び観光関連施設・経路の設定

(1) 生活関連施設・経路及び観光関連施設・経路の対象

国の基本方針及びガイドブックでは、生活関連施設の対象として、不特定多数の人が常に利用する施設を想定しています。具体的には、市役所や役場、郵便局、コミュニティーセンター等の官公庁等、市民会館や博物館・美術館等の教育・文化施設等、下表に示すものです。本基本構想においても、これらの施設を生活関連施設・観光関連施設の設定対象とします。この中から、宿泊施設（重点整備地区内の宿泊施設の大部分がバリアフリー法の適合義務の対象であるため）を除いたものを生活関連施設・観光関連施設の設定対象とします。ただし、宿泊施設への徒歩等による移動がみられるため、宿泊施設への経路設定は検討するものとします。

■生活関連施設・観光関連施設の検討対象

[ガイドブックに掲載されている生活関連施設の対象]

区分	種類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場 郵便局、銀行、ATM 警察署(交番を含む)、裁判所 市民・地区センター、コミュニティーセンター等 都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館 市民会館、市民ホール、文化ホール 学校(小・中・高等学校) 公民館 博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所 総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	小規模小売店舗等 商店街等(地下街含む)
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園 体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設 観光施設 路外駐車場

[松島町バリアフリー基本構想における観光関連施設の検討対象]

松島町バリアフリー基本構想においては、国が想定する生活関連施設の対象から「宿泊施設（大部分がバリアフリー法の適合義務に掛かるため）」を除いた施設を生活関連施設・観光関連施設の設定対象とします。

(2) 生活関連施設・生活関連経路の設定

① 設定方法

1) 設定の考え方

松島町における生活関連施設の設定の考え方

- ① 施設の機能・性格を踏まえ、町全域をサービス圏とする施設又は拠点となる避難施設を設定する。
- ② 身近な施設でも利用頻度の高い施設も見られるため、調査に基づき比較的多くの人に利用されている施設を設定する。

生活関連施設の定義等を踏まえると、生活関連施設は、多数の人が利用する施設を選定することが基本となります。

多数の人が利用する施設には、特定のエリアや属性をサービス対象とした施設ではなく、あらゆる人の利用を想定され、かつ、サービス圏が広域な施設が考えられます。また、津波到来時には、拠点となる避難施設は不特定多数の人の利用が想定されます。さらに、特定のエリアをサービス対象とした身近な施設でも、地域住民にとって重要な施設については、比較的多数の人が利用されることが考えられます。

このため、本基本構想における生活関連施設は「①施設の機能・性格を踏まえ、町全域をサービス圏とする施設又は拠点となる避難施設」、「②身近な施設のうち、比較的多くの人に利用されている施設」を設定します。

[参考] 生活関連施設の定義等

■生活関連施設とは・・・

『高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。(国の基本方針)』

■生活関連施設の設定（ガイドブック）

- 常に多数の人が利用する施設を選定する
 - ・旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦等の多様な来訪者が多いため、生活関連施設としての優先度は高い
 - ・これらの施設について、施設利用者数や入場者を考慮し、生活関連施設として設定
- 高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する
 - ・老人ホーム・障害者支援施設等、高齢者・障害者が多く居住又は利用する施設は、生活関連施設としての優先度は高い

松島町における生活関連経路の設定の考え方

- ① 生活関連施設を結ぶ経路のうち、計画的に歩行を誘導する都市計画道路等の歩車分離道路を設定する。
- ② 生活関連施設を結ぶ経路のうち、比較的多くの人に利用されている経路を設定する。
- ③ 歩行の起点となる駅・バス停から生活関連施設を結ぶ経路を設定する。

生活関連経路の定義等を踏まえると、生活関連経路は、生活関連施設相互間を結ぶ経路を選定することが基本となります。特に、より多くの人に利用される経路を選定する視点が重要です。

より多くの人に利用される経路としては、重点整備地区周辺住民が実態として相対的に、頻繁に利用している経路が考えられます。また、都市計画道路等、歩道を確保して計画的に歩行を誘導する経路を設定することが考えられます。さらに、サービス圏が広域な施設については、駅・バスを介した施設利用が想定されることから、歩行の起点となる駅・バス停から生活関連施設(広域施設)を結ぶ経路を設定することが考えられます。

このため、本基本構想における生活関連経路は「①生活関連施設を結ぶ経路のうち、計画的に歩行を誘導する都市計画道路等の歩車分離道路」、「②生活関連施設を結ぶ経路のうち、比較的多くの人に利用されている経路」、「③歩行の起点となる駅・バス停から生活関連施設を結ぶ経路」を設定します。

[参考] 生活関連経路の定義等

■生活関連経路とは・・・

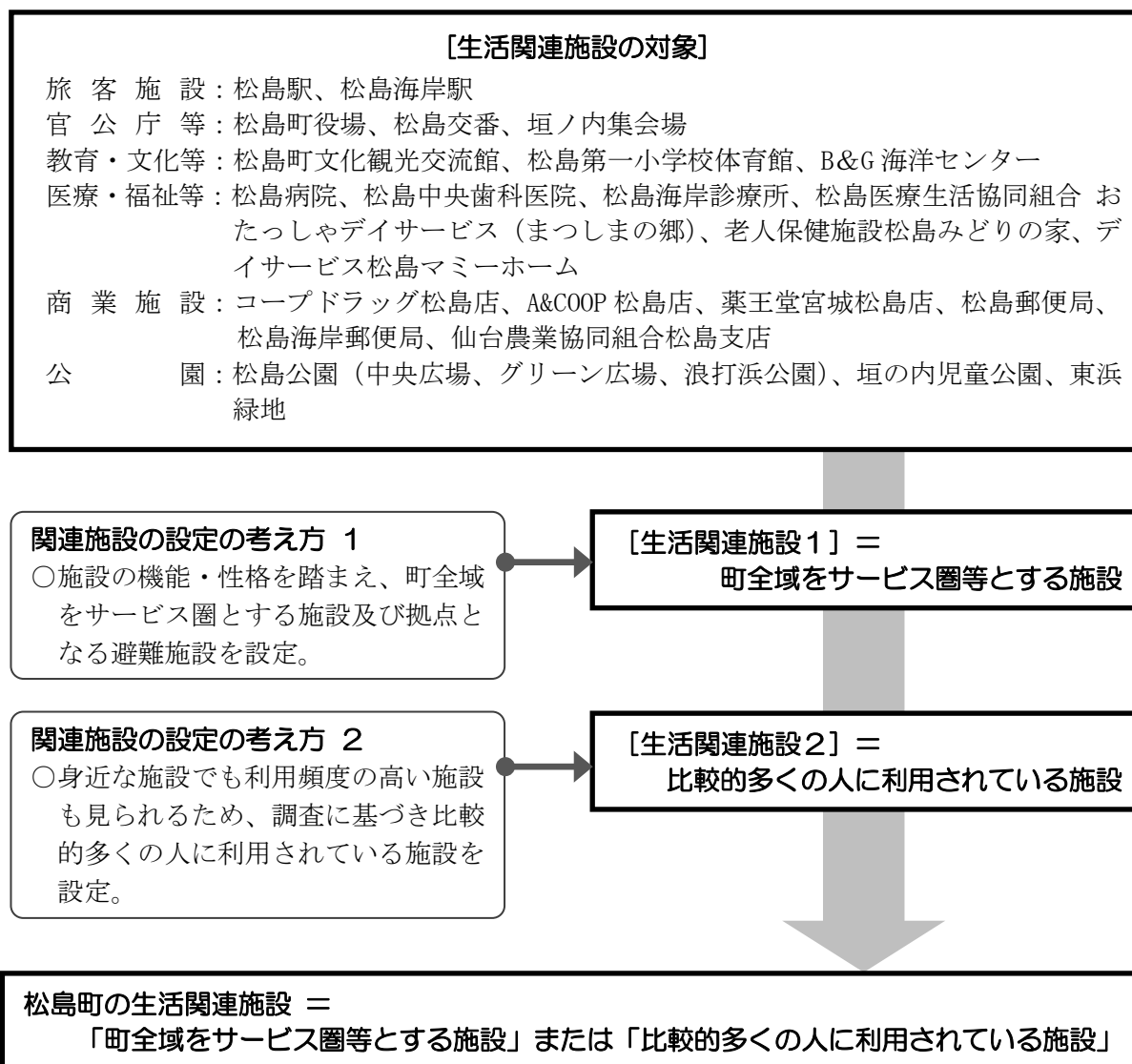
『生活関連施設相互間の経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設)をいう。(国の基本方針)』

■生活関連経路の設定(ガイドブック)

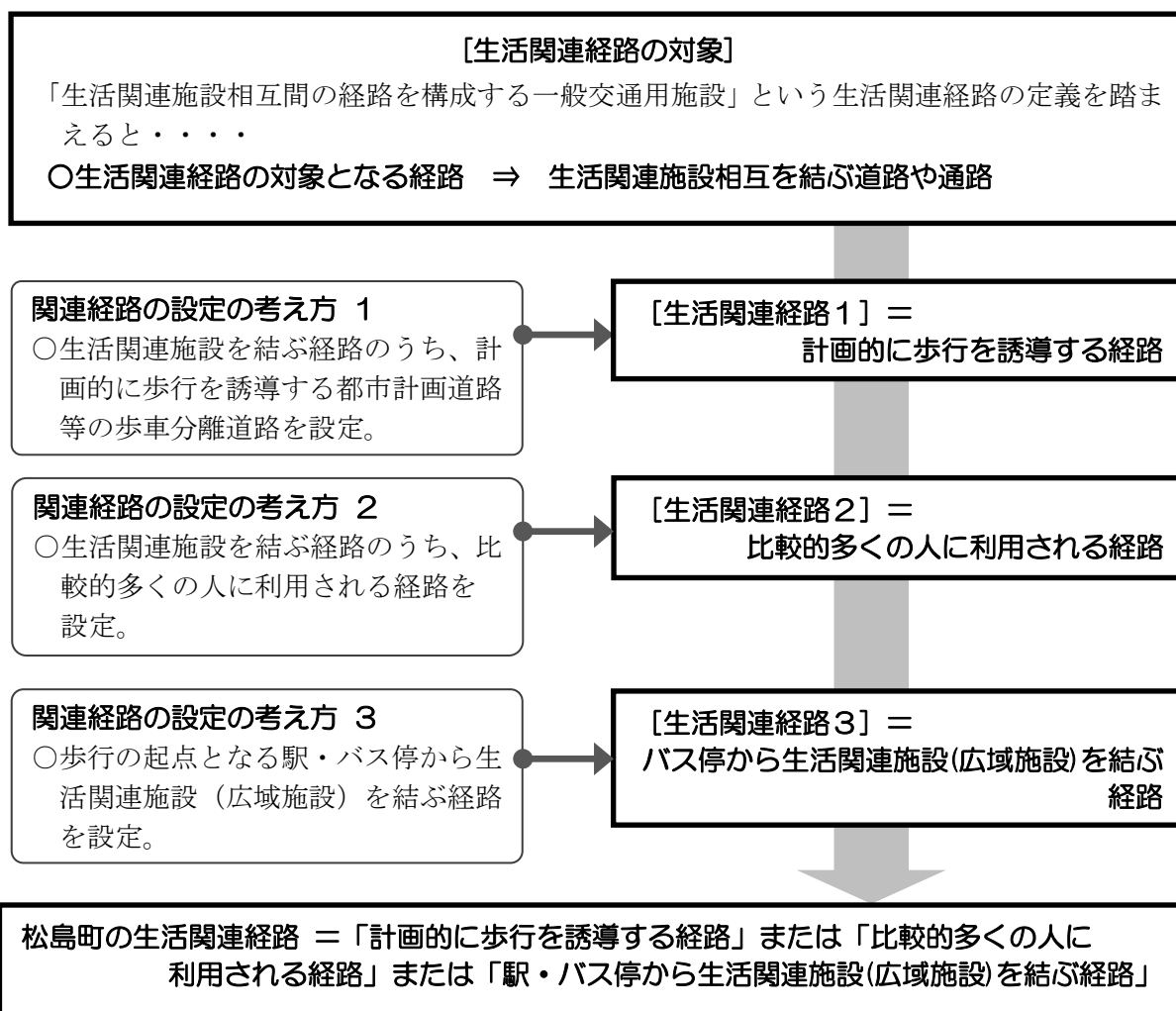
- より多くの人利用する経路を選定する
 - ・生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定
- 生活関連施設相互のネットワークを確保する
 - ・上記以外で生活パターンに即したネットワークを選定する
- 隣接自治体との連続性を確保する
 - ・生活関連施設が隣接する自治体にある場合には、隣接自治体と協議し連続性のある生活関連経路を設定することが望ましい

2) 設定の方法

■生活関連施設の設定方法



■生活関連経路の設定方法



② 生活関連施設・生活関連経路の設定

1) 生活関連施設

a) 町全域をサービス圏とする施設

生活関連施設の設定方法に基づき、施設の性格・役割を踏まえ、町全域をサービス圏とする施設を生活関連施設に設定します。施設の種類とサービス圏（性格・役割）との関係は下表のとおりです。

■ 施設の種類のサービス圏

施設分類	サービス圏			
	身近な施設 ←		→ 広域施設	
	地区 ←		→ 複数の市町村	
旅客施設	コミュニティバスのバス停	路線バスのバス停	駅、高速バスのバス停	
官公庁等	地区集会場	役場・役所の支所 交番	役場、役所 警察署	県庁、土木事務所
教育・文化	小学校	中学校 高校	市民・市民会館	大規模ホール
医療・福祉等	地区診療所(1次医療)	一般病院(1次医療)	中核病院(2次医療)	大学病院(3次医療) 福祉施設等
商業施設	コンビニ、郵便局	ドラッグストア、スーパー、銀行支店		百貨店
公園	街区公園、近隣公園、地区公園		総合公園、運動公園	広域公園

資料) 国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会の資料を基に作成

松島町の生活関連施設について、前項の「施設の種類とサービス圏」に照らし合わせ、町全域をサービスする施設を下表に整理します。

■ 重点整備地区内の町全域をサービスする施設

施設分類	施設名	各施設の内容
旅客施設	松島海岸駅	・町内外を結ぶ広域的な交通の結節施設
	松島駅	・町内外を結ぶ広域的な交通の結節施設
官公庁等	松島町役場	・町全域を対象に行政サービスを提供する施設
教育・文化	松島町文化観光交流館	・町内で最大規模の文化施設
	松島第一小学校体育館	・小学生だけでなく松島地区住民の運動等に広く利用される施設 ・自家発電や防災備蓄等を備えた拠点となる避難施設
	B&G 海洋センター	・住民以外にもスポーツイベントの会場として利用する施設
医療・福祉等	松島病院	・町全域を対象にサービスを提供する介護施設を含む町の中核的な病院(入院病床あり)
	松島海岸診療所	・町全域を対象にサービスを提供する介護施設を含む医療施設
	松島中央歯科医院	・町全域を対象にサービスを提供する医療施設
	松島医療生活協同組合 おたっしやデイサービス (まつしまの郷)	・町全域を対象にサービスを提供する介護事業所
	老人保健施設 松島みどりの家	・町全域を対象にサービスを提供する介護施設
	デイサービス松島マミーホーム	・町全域を対象にサービスを提供する介護事業所
商業施設	コープドラッグ松島店	・住民が利用するドラッグストア
	A&COOP松島店	・住民が利用するスーパー
	薬王堂 宮城松島店	・住民が利用するドラッグストア
公園	中央広場	・県立自然公園である松島公園内の広場や公園
	グリーン広場	
	浪打浜公園	

b) 比較的多くの人に利用されている施設

町民アンケートの結果を用い、重点整備地区内の主要施設の利用頻度を踏まえ、相対的に利用頻度の高い施設を生活関連施設に設定します。なお、アンケート結果では、施設によって回答数が異なるため、単に選択肢の回答率を比較するだけでは、どの施設が多く利用されているのかを正確に把握することは困難です。そこで、各選択肢を点数化することで、施設ごとの利用頻度を評価します。点数化の方法は以下のとおりです。

※評価点の算出方法：4段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。

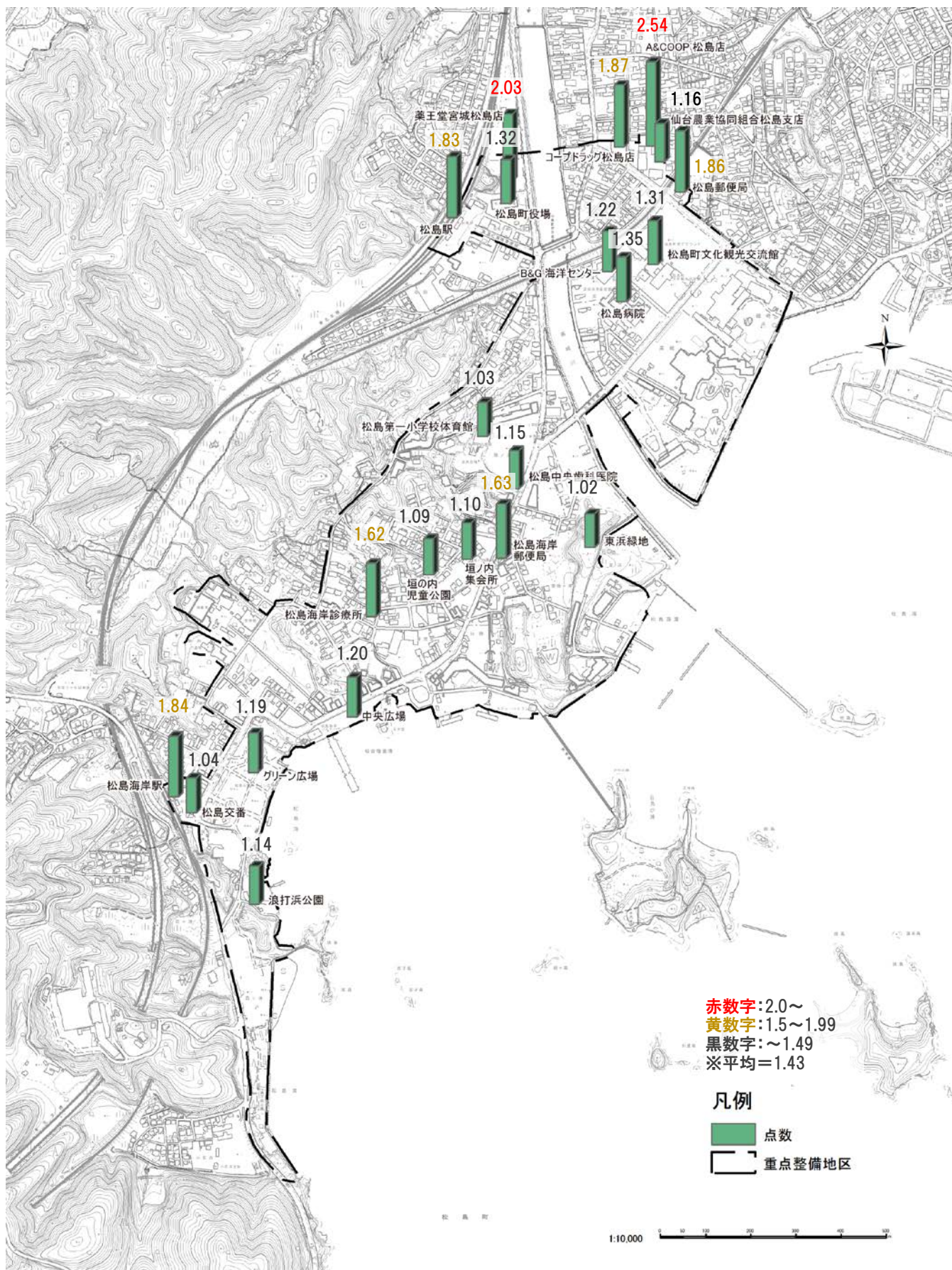
$$\text{評価点} = \left[\begin{array}{l} (\text{「良く利用する」の回答者数} \times 4 \text{点}) + (\text{「時々利用する」の回答者数} \times 3 \text{点}) + (\text{「あまり利用しない」の回答者数} \times 2 \text{点}) + (\text{「ほとんど利用しない」の回答者数} \times 1 \text{点}) \end{array} \right] \div \text{回答者数}$$

評価点が1.5点以上（※平均1.43点）の施設は、「A&COOP 松島店（2.54点）」、「薬王堂 宮城松島店（2.03点）」、「コープドラッグ松島店（1.87点）」、「松島郵便局（1.86点）」、「松島海岸駅（1.84点）」、「松島駅（1.83点）」、「松島海岸郵便局（1.63点）」、「松島海岸診療所（1.62点）」です。

■比較的多くの人に利用されている施設

施設分類	施設名	多くの人に利用されている施設 【町民アンケート結果(評価点)】
旅客施設	松島海岸駅	1.84
	松島駅	1.83
医療・福祉	松島海岸診療所	1.62
商業施設	コープドラッグ松島店	1.87
	A&COOP松島店	2.54
	薬王堂 宮城松島店	2.03
	松島郵便局	1.86
	松島海岸郵便局	1.63

■ 重点整備地区内の主要施設の利用頻度（評価点）



c) 生活関連施設の設定

施設の性格・役割において、「広域施設と判断される施設」、または町民アンケートにおいて「比較的多くの人に利用されている施設」を生活関連施設に設定します。

■生活関連施設の設定表

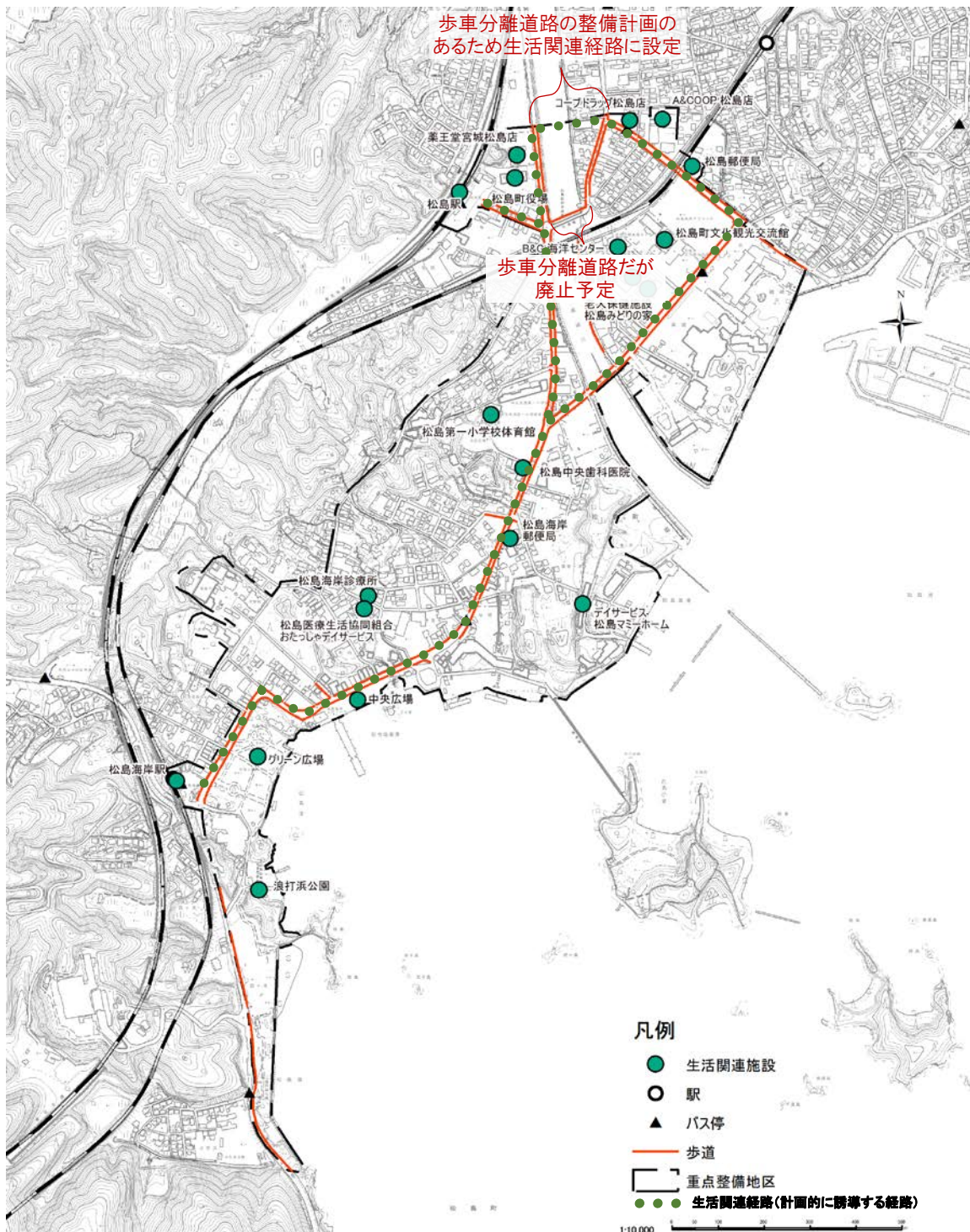
施設分類	施設名	町全域をサービス圏等とする施設	多くの人に利用されている施設
旅客施設	松島海岸駅	○	○
	松島駅	○	○
官公庁等	松島町役場	○	—
教育・文化	松島町文化観光交流館	○	—
	松島第一小学校体育館	○	—
	B&G 海洋センター	○	—
医療・福祉等	松島病院	○	—
	松島海岸診療所	○	○
	松島中央歯科医院	○	—
	松島医療生活協同組合 おたっしや デイサービス(まつしまの郷)	○	—
	老人保健施設 松島みどりの家	○	—
	デイサービス松島マミーホーム	○	—
商業施設	コープドラッグ松島店	○	○
	A & COOP松島店	○	○
	薬王堂 宮城松島店	○	○
	松島郵便局	—	○
	松島海岸郵便局	—	○
公園	中央広場	○	—
	グリーン広場	○	—
	浪打浜公園	○	—

2) 生活関連経路

a) 計画的に歩行を誘導する経路

生活関連経路の設定方法に基づき、生活関連施設相互を結ぶ歩車分離道路を生活関連経路として設定します。B&G 海洋センター、松島海岸診療所、浪打浜公園以外の施設間は歩車分離道路で結ばれるため、これを生活関連経路として設定します。なお、松島駅～コープドラッグ松島等を結ぶ松島橋は廃止予定であるため、これら施設間を結ぶ生活関連経路は、新たに整備計画のある道路に設定します。

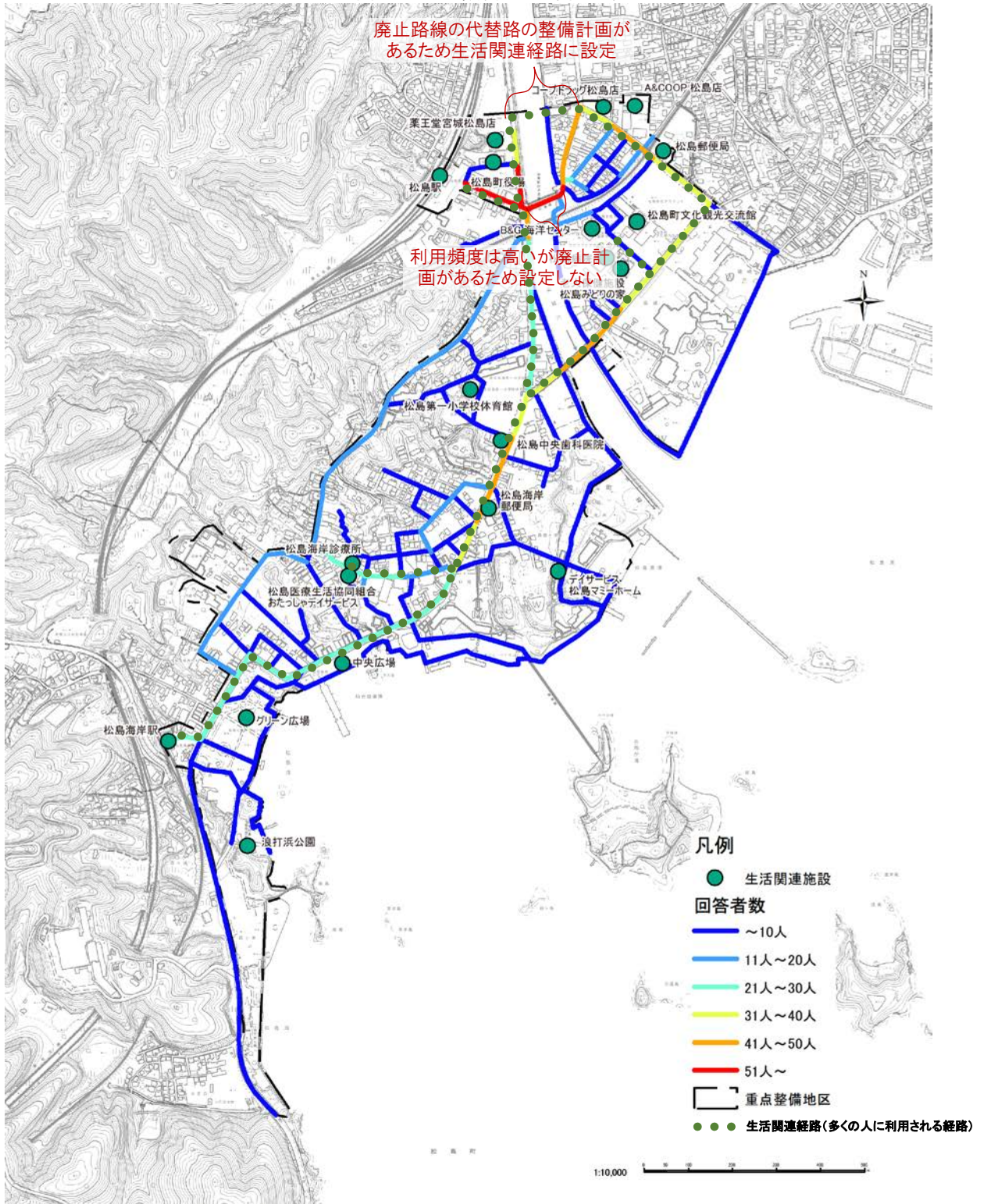
■ 歩車分離道路の配置と生活関連施設の位置



b) 比較的多くの人に利用されている経路

町民アンケートの結果を用い、重点整備地区内の経路の利用頻度を踏まえ、相対的に利用頻度の高い経路を生活関連経路に設定します。具体的には、施設間を結ぶ経路が複数在る場合は、より利用頻度の高い経路を生活関連経路に設定します。

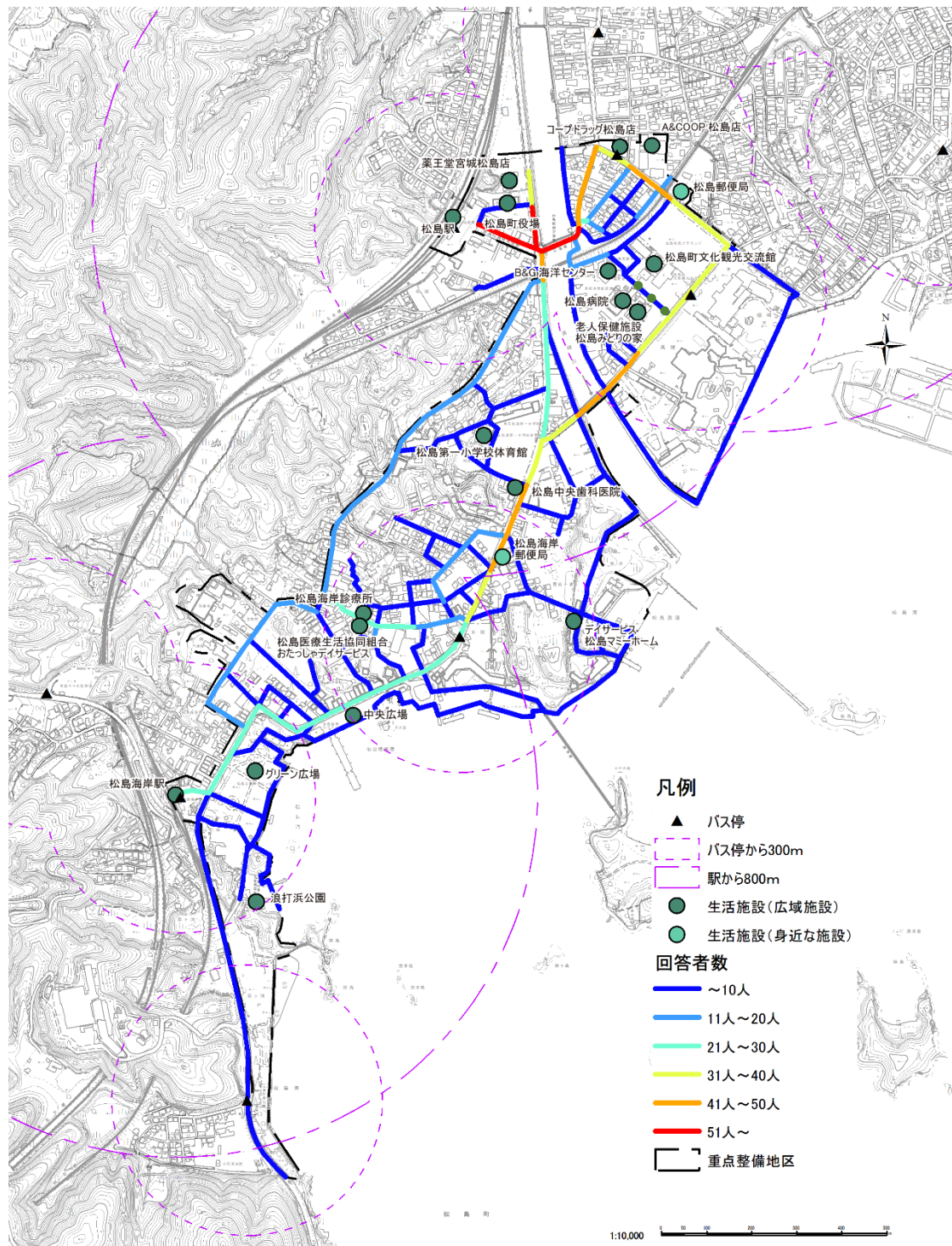
■ 生活系経路の利用頻度と生活関連施設



c) 駅・バス停から生活関連施設(広域施設)を結ぶ経路

生活関連施設のうち、広域施設については町全域から利用される施設であるため、広域施設の利用は自家用車やタクシーを除くと鉄道やバスを用いることが想定されます。そこで、広域施設については、駅やバス停から広域施設までの生活関連経路を設定します。なお、一般的に駅からの徒歩圏は800m、バス停の誘致圏は300mとされています。そこで、駅から800m圏内の施設及びバス停から300m圏内の施設を結ぶ経路を生活関連経路に設定します。なお、バス停から複数の経路が存在する場合には、利用頻度の高い経路を設定します。

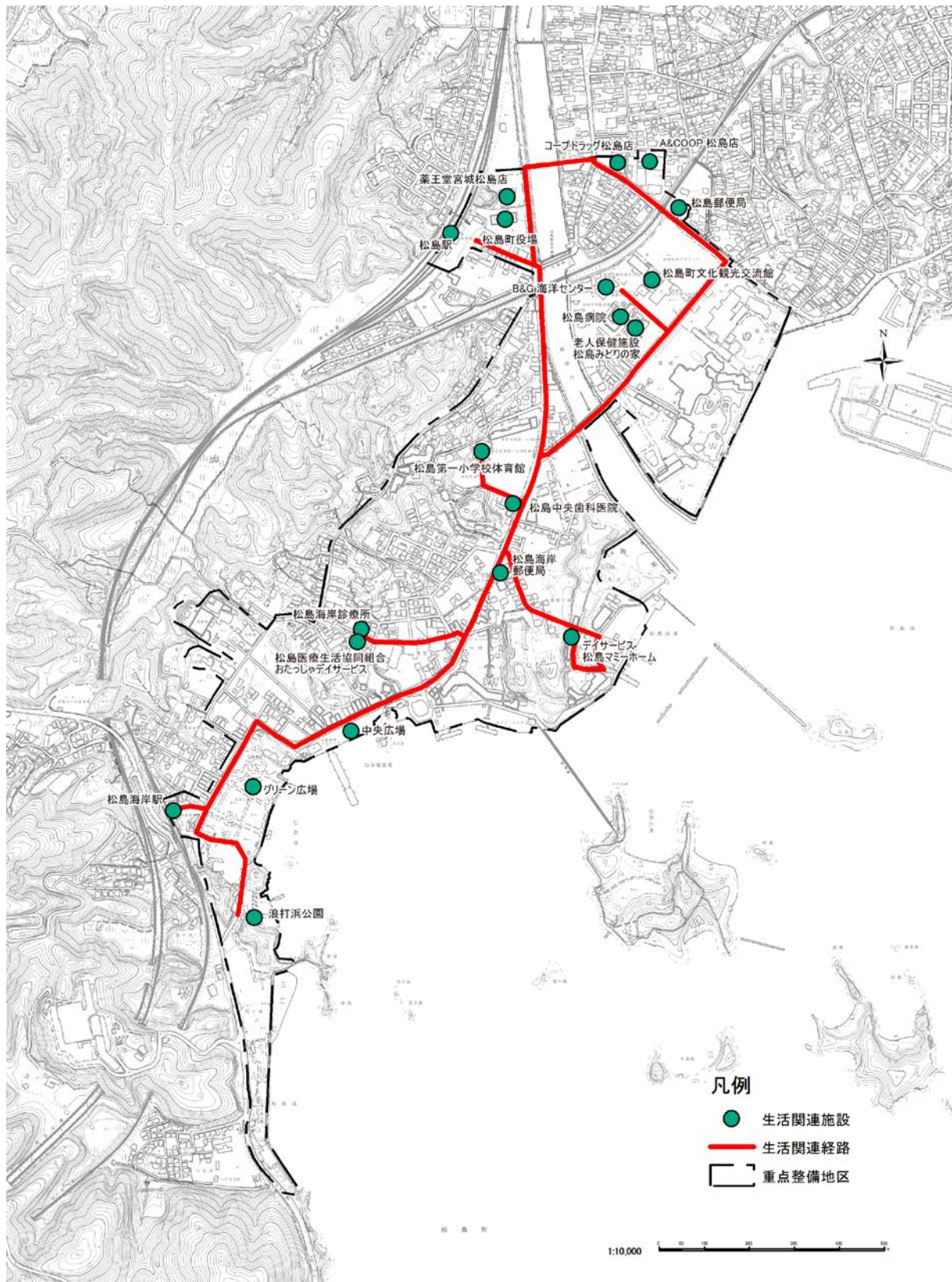
■ 駅・バス停からの距離と生活関連施設(広域施設)



d) 生活関連経路の設定

前項までに設定した「計画的に歩行を誘導する経路」、または「比較的多くの人に利用されている経路」、または「バス停から生活関連施設を結ぶ経路」を生活関連施設に設定します。

■ 生活関連施設・生活関連経路の設定結果



(3) 観光関連施設・観光関連経路の設定

① 設定方法

1) 設定の考え方

松島町における観光関連施設の設定の考え方

- ① 施設の位置づけ・性格を踏まえ、松島町を代表する観光施設を設定する。
- ② 比較的多くの観光客に利用されている施設を設定する。
- ③ 観光系施設への徒歩移動の起点となる駅及び公営の駐車場を設定する。
- ④ 小規模飲食店・土産店のうち、観光客の利用が多い施設を設定する。

観光関連施設についても、原則的には、多数の人が利用する施設を設定することが基本となります。ただし、生活関連施設と観光関連施設では、主たる利用者の行動特性が異なることから、生活関連施設とは異なる設定の考え方が必要となります。

重点整備地区内には様々な観光系施設が分布していますが、その中でも知名度が高く、本町を訪れた人なら誰でも訪れるであろう、本町を代表する観光施設は、比較的多くの人利用する施設であると考えられます。また、一定規模以上の宿泊施設も不特定多数の来訪がみられるため、観光関連施設と設定することが考えられます。さらに、利用実態を把握して、現状として利用が多い観光系施設を観光関連施設に設定することが考えられます。本町では、多くの観光客の徒歩による往来がみられますが、徒歩移動の起点となっているのは、駅、駐車場です。そこで、駅、駐車場を観光関連施設として設定することが考えられます。さらに、観光客の主要動線である国道 45 号沿道の観光系施設も観光関連施設として設定することが考えられます。

本基本構想における観光関連施設は「①松島町を代表する観光施設」、「②比較的多くの観光客に利用されている施設」、「③観光系施設への徒歩移動の起点となる駅及び公営の駐車場」、「④小規模飲食店・土産店のうち、観光客の利用が多い施設」を設定します。

松島町における観光関連経路の設定の考え方

- ① 観光関連施設を結ぶ経路のうち、計画的に歩行を誘導する都市計画道路等の歩車分離道路を設定する。
- ② 観光関連施設を結ぶ経路のうち、比較的多くの観光客に利用されている経路を設定する。
- ③ 駐車場以外で歩行の起点となる駅・バス停から観光関連施設を結ぶ経路を設定する。

観光関連経路についても、原則的には、観光関連施設相互間を結ぶ経路のうち、より多くの人に利用される経路を選定することが基本となります。

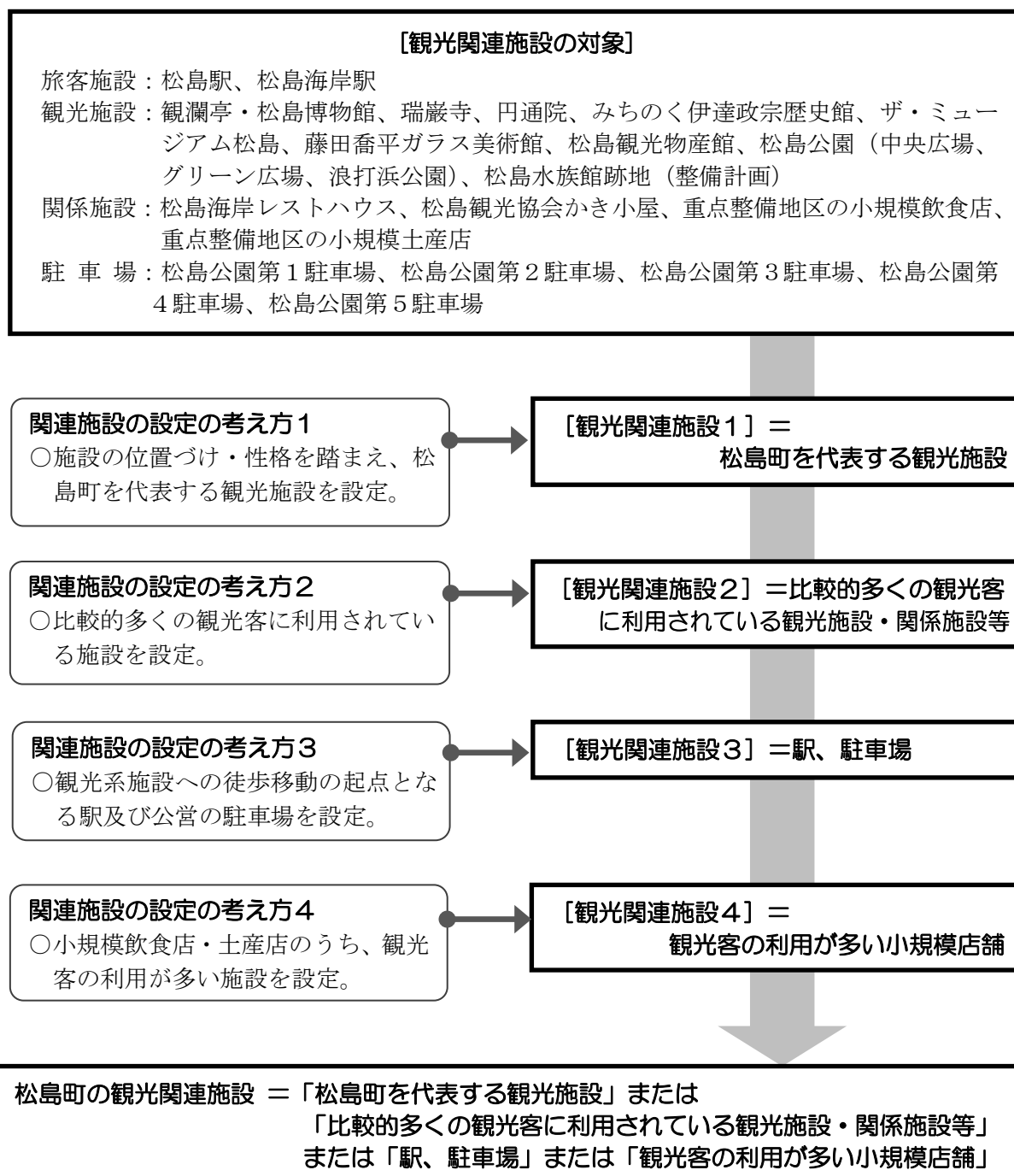
より多くの人に利用される経路としては、観光客が相対的に、頻繁に利用している経路を設定することが考えられます。また、都市計画道路等、歩道を確保して計画的に歩行を誘導する経路を設定することが考えられます。本町においては、観光関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路として、都市計画道路等、歩道を確保して歩行を誘導する経路として位置づけているものを観光関連経路として設定することが考えられます。さらに、本町を訪れる観光客の移動特性を踏まえ、歩行の起点となる駅、バス停からその周辺の観光関連施設を結ぶ経路を観光関連経路に設定することが考えられます。

このため、松島町バリアフリー基本構想における観光関連経路は「①観光関連施設を結ぶ経路のうち、計画的に歩行を誘導する都市計画道路等の歩車分離道路」、「②観光関連施設を結ぶ経路のうち、比較的多くの観光客に利用されている経路」、「③歩行の起点となる駅・バス停から観光関連施設を結ぶ経路」を設定します。

なお、観光関連経路の設定の際に基準として用いる施設として、観光関連施設のほか、床面積 2,000 m²以上の宿泊施設を加えて観光関連経路を検討します。

2) 設定方法

■観光関連施設の設定方法



■観光関連経路の設定方法

【観光関連経路の対象】

「生活関連施設相互間の経路を構成する一般交通用施設」という生活関連経路の定義を踏まえると・・・

○観光関連経路の対象となる経路 ⇒ 観光関連施設相互を結ぶ道路や通路

関連経路の設定の考え方 1

○観光関連施設を結ぶ経路のうち、計画的に歩行を誘導する都市計画道路等の歩車分離道路を設定。

【観光関連経路1】 =
計画的に歩行を誘導する経路

関連経路の設定の考え方 2

○観光関連施設を結ぶ経路のうち、比較的多くの観光客に利用される経路を設定。

【観光関連経路2】 =
比較的多くの観光客に利用される経路

関連経路の設定の考え方 3

○駐車場以外で歩行の起点となる駅、バス停から観光関連施設を結ぶ経路を設定。

【観光関連経路3】 =
駅、バス停から観光関連施設を結ぶ経路

松島町の観光関連経路 = 「計画的に歩行を誘導する経路」または「比較的多くの観光客に利用される経路」または「駅、バス停から観光関連施設を結ぶ経路」

② 観光関連施設・観光関連経路の設定

1) 観光関連施設

a) 松島町を代表する観光施設

観光関連施設の設定方法に基づき、施設の位置づけ・性格を踏まえ、松島町を代表する観光施設・宿泊施設を観光関連施設に設定します。まず、国・県・町の指定文化財に位置づけられている施設、県立公園については、観光資源としての誘客性が高いと判断し代表施設として選定します。

指定文化財の位置づけがなくても、観光情報誌に取り上げられている施設は誘客性が高いと判断し代表施設として選定します。

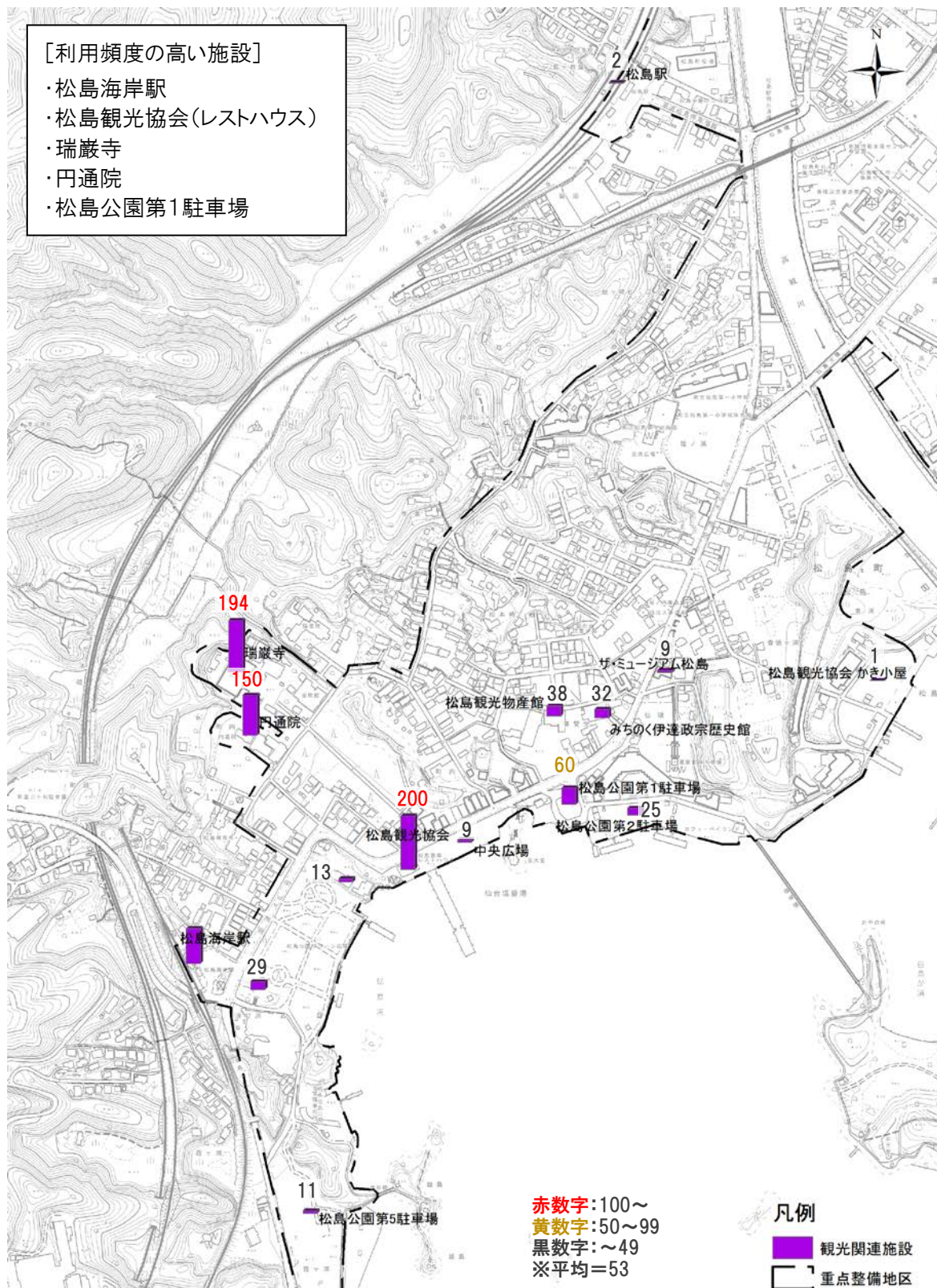
■ 重点整備地区内の町を代表する観光施設

施設分類	施設名	指定文化財等の位置づけ	観光情報誌 (いずれかの雑誌で“○” のを代表施設に選定)			備考
			A誌	B誌	C誌	
観光施設	瑞巖寺	国指定	○	○	○	
	円通院	国指定	○	○	○	
	観瀾亭・松島博物館	県指定	○	○	○	
	みちのく伊達政宗歴史館	—	○	○	○	
	ザ・ミュージアム松島	—	○	—	—	
	藤田喬平ガラス美術館	—	○	—	—	
	松島観光物産館	—	—	○	—	
	松島観光協会かき小屋	—	○	—	—	
	松島公園(中央広場、グリーン広場、浪打浜公園)	県立自然公園	—	—	—	整備中
	松島水族館跡地	県立自然公園	—	—	—	整備予定

b) 比較的多くの観光客に利用されている施設

観光客アンケートの結果を用い、重点整備地区内の観光系施設の利用頻度を踏まえ、相対的に利用頻度の高い施設を観光関連施設に設定します。なお、平均施設利用数が53件であるため、50件以上の利用がある施設を相対的に利用頻度の高い施設とします。

■ 今回の来訪で訪れた、または訪れる予定の施設（観光客アンケートより）



c) 駅、公共駐車場

観光客アンケートの結果によると、本町を訪れる観光客の主な来訪手段は、鉄道または自動車（自家用車、レンタカー）、観光バスです。また、町内の主な移動手段は徒歩であることから、「鉄道を利用して来訪し、駅から徒歩で施設を巡る」または「自動車や観光バスで来訪し、公共駐車場から徒歩で施設を巡る」行動パターンが主であることが分かります。このため、歩行の起点である駅及び公共駐車場を観光関連施設として設定します。

■ 駅及び公共駐車場の位置図

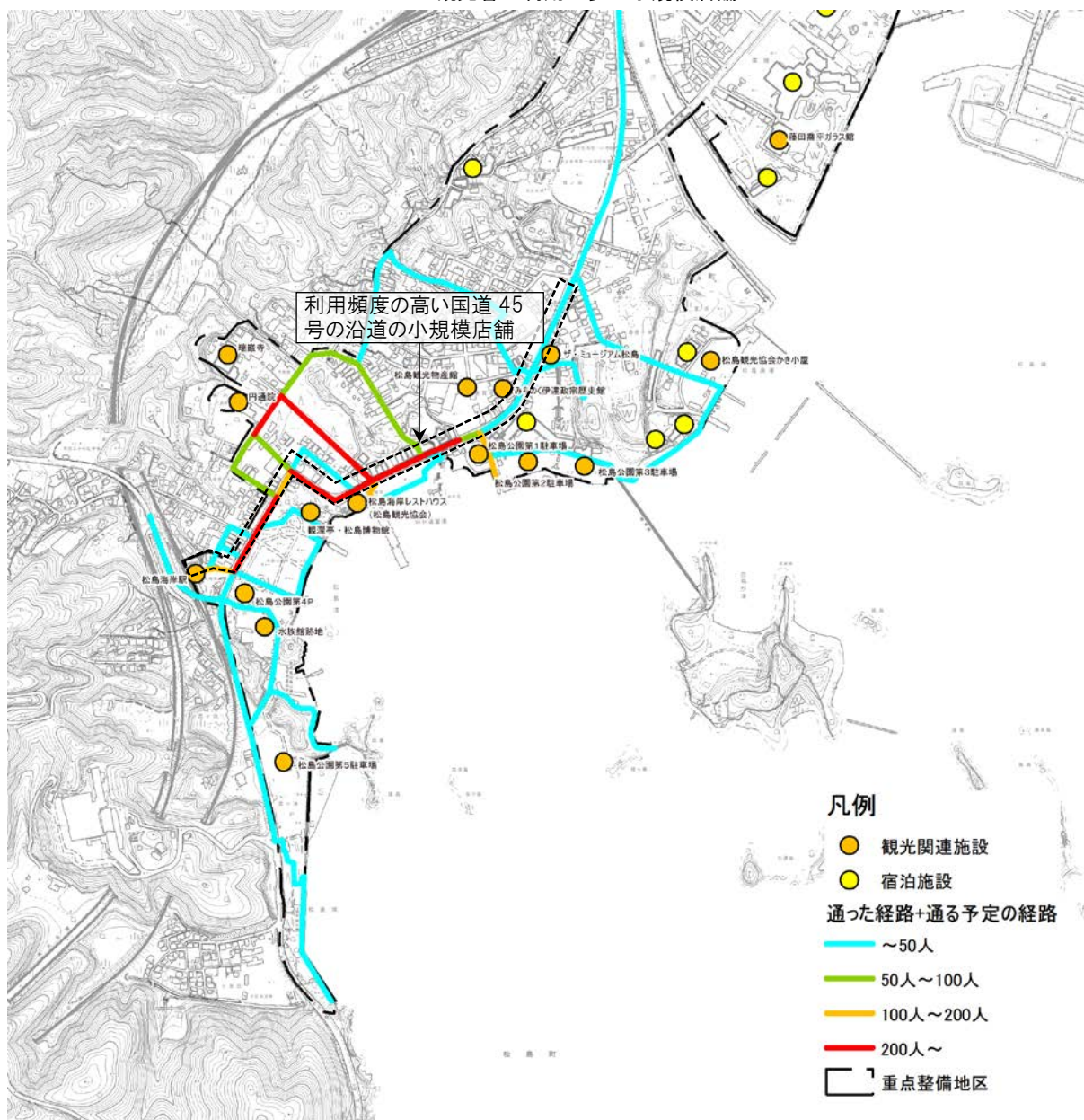


d) 観光客の利用が多い小規模店舗

本町は「日本三景」の一角を成す我が国を代表する観光地です。国をあげて観光立国を目指す潮流にある中で、今後も、本町が多くの観光客誘客を図っていくためには、重点整備地区内の観光に関わるあらゆる施設・経路が一体となってバリアフリー化に取り組み、高齢者も障がい者もベビーカー利用者も訪れやすい移動環境を確保していくことが重要です。そのため、バリアフリー法の適合義務が課せられる一定規模以上の不特定多数の人が利用する施設や、本町を代表するような観光施設だけでなく、小規模であっても比較的多くの観光客が訪れる飲食店や土産物販売店についても観光施設として設定し、管理者の協力を得ながらバリアフリー化を促進していきます。

比較的多くの観光客が訪れる飲食店や土産物販売店として、観光客の主要動線である国道45号沿道(松島海岸駅前広場～普賢堂交差点)の施設を観光関連施設として設定します。

■ 観光客の利用が多い小規模店舗



e) 観光関連施設の設定

前項までに整理した「松島町を代表する観光施設」、または「比較的多くの人に利用されている施設」、または「駅、駐車場」、または「観光客の利用が多い小規模店舗」を観光関連施設に設定します。

■観光関連施設の設定表

施設分類	施設名	松島を代表する観光施設	多く利用されている施設	駅、駐車場	観光客の利用が多い小規模店舗
旅客施設	松島海岸駅	—	○	○	—
	松島駅	—	—	○	—
観光施設	瑞巖寺	○	○	—	—
	円通院	○	○	—	—
	観瀾亭・松島博物館	○	—	—	—
	みちのく伊達政宗歴史館	○	—	—	—
	ザ・ミュージアム松島	○	—	—	—
	藤田喬平ガラス美術館	○	—	—	—
	松島観光物産館	○	—	—	—
	松島観光協会かき小屋	○	—	—	—
	松島公園(中央広場、グリーン広場、浪打浜公園)	○	—	—	—
	松島水族館跡地	○	—	—	—
関連施設	松島海岸レストハウス	—	○	—	—
	国道45号沿道の飲食店	—	—	—	○
	国道45号沿道の土産物販売店	—	—	—	○
駐車場	松島公園第1駐車場	—	○	○	—
	松島公園第2駐車場	—	—	○	—
	松島公園第3駐車場	—	—	○	—
	松島公園第4駐車場	—	—	○	—
	松島公園第5駐車場	—	—	○	—

[凡例] ○: 該当 —: 非該当

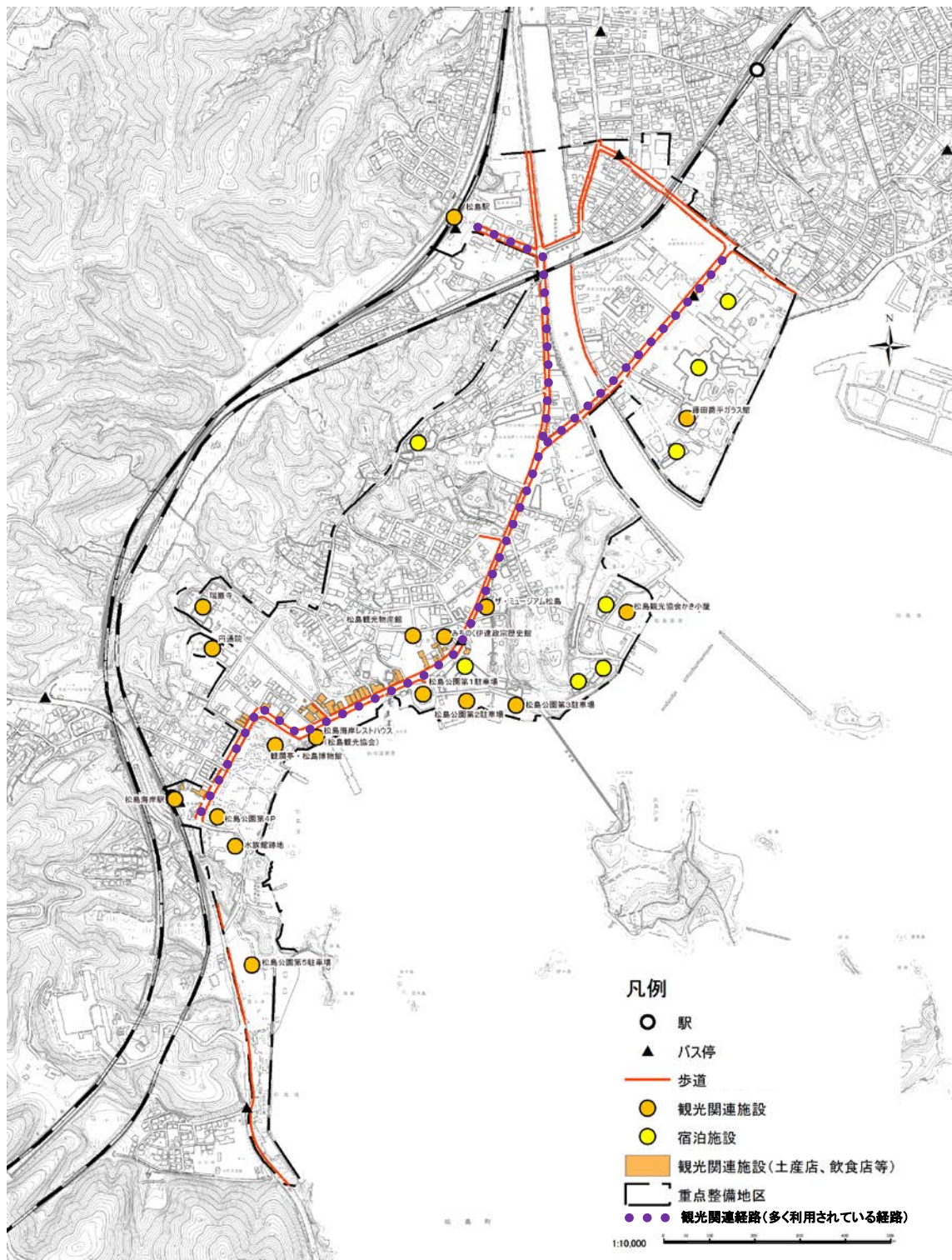
2) 観光関連経路

a) 計画的に歩行を誘導する経路

観光関連経路の設定方法に基づき、観光関連施設相互を結ぶ経路のうち、歩車分離道路があるものは、これを観光関連経路として設定します。

具体的には、国道45号(松島駅～松島公園第4駐車場)及び町道松島・磯崎線を観光関連経路として設定します。

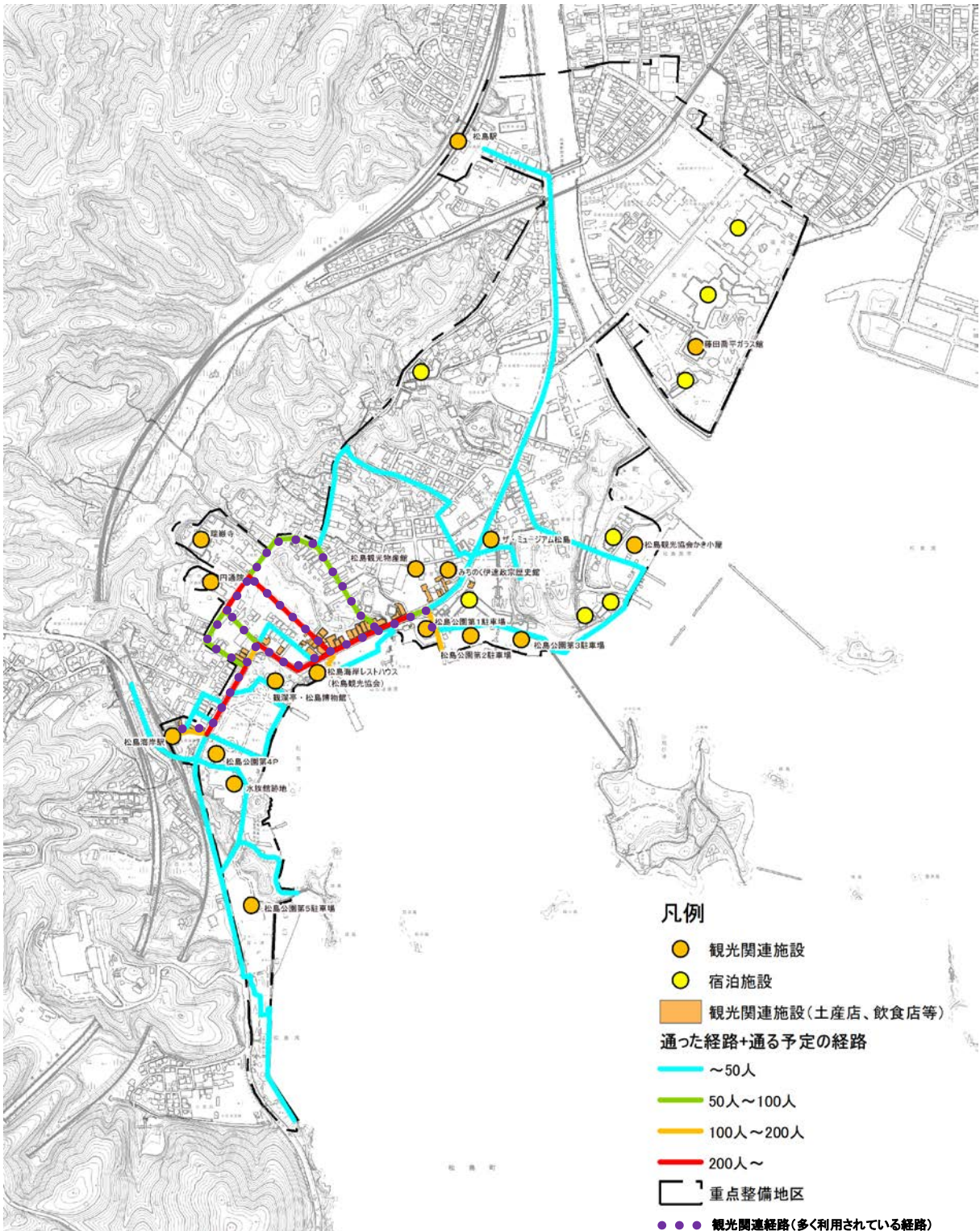
■ 歩車分離道路の配置と観光関連施設の位置



b) 比較的多くの観光客に利用されている経路

観光客アンケートの結果を用い、重点整備地区内の経路の利用頻度を踏まえ、相対的に利用頻度の高い経路を観光関連経路に設定します。具体的には、観光客アンケートの結果を用い、50人以上が利用した経路を観光関連経路に設定します。

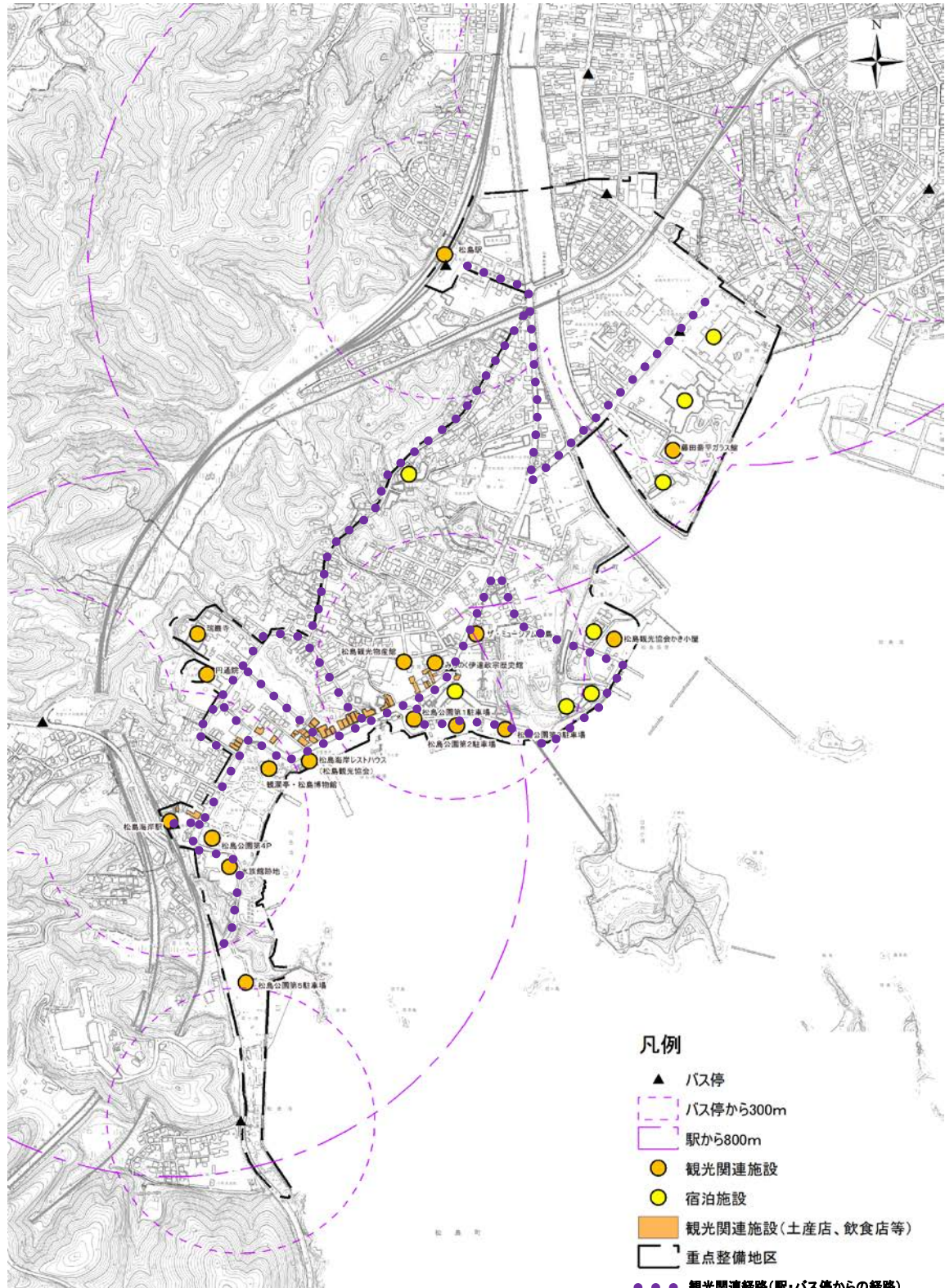
■ 観光関連施設と観光系経路の利用頻度



c) 駅・バス停から観光関連施設を結ぶ経路

本町では、駅から徒歩で観光系施設を利用する様子やバスを用いた移動による観光も見られます。そこで、観光関連施設のうち、駅から800m圏内の施設については、駅と施設間の経路を観光関連経路に設定します。また、バス停から300m圏内の施設については、バス停と施設間の経路を観光関連経路に設定します。なお、バス停から複数の経路が存在する場合には、利用頻度の高い経路を設定します。

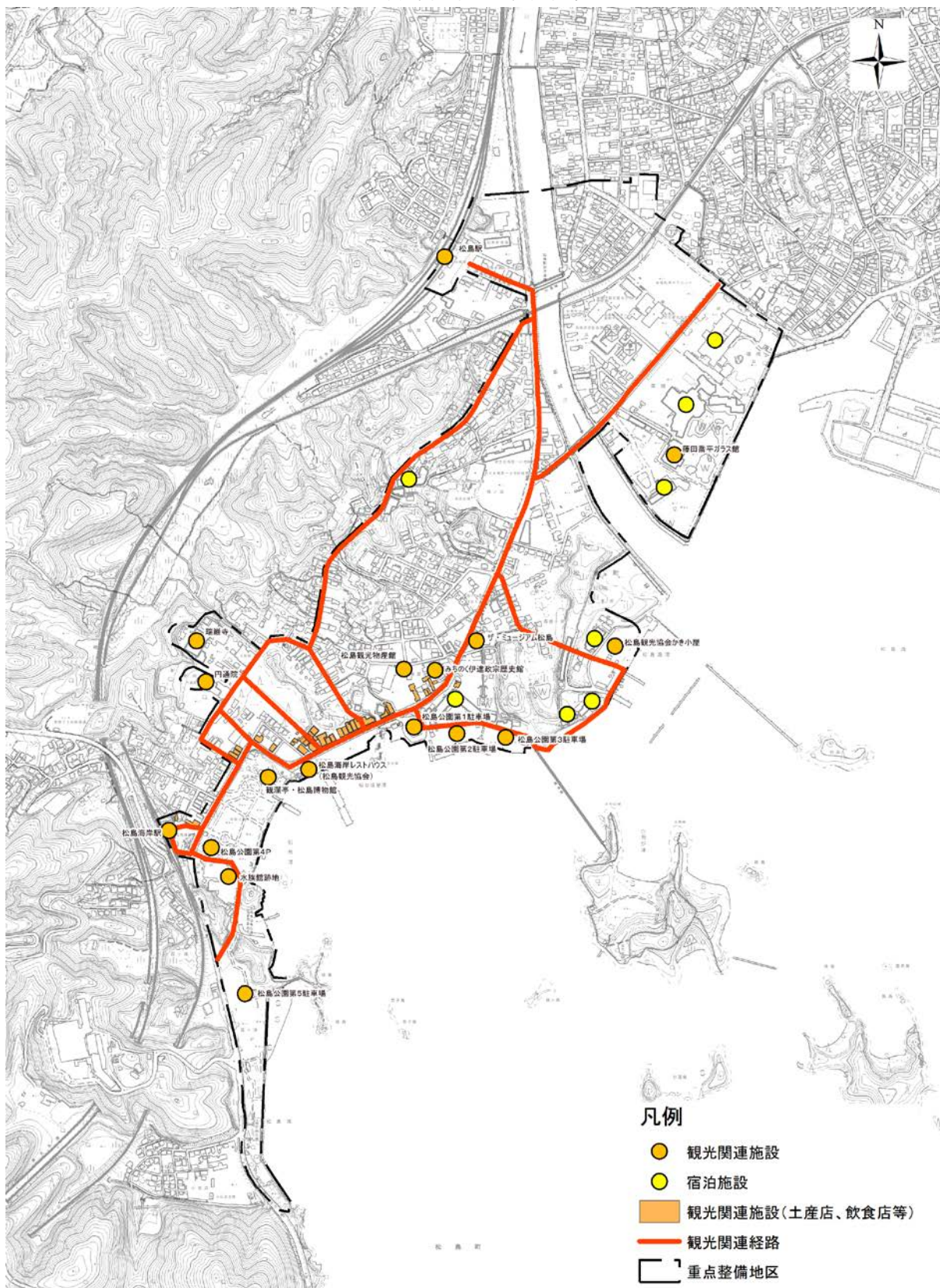
■ 観光関連施設と駅・バス停からの距離



d) 観光関連経路の設定

前項までに設定した「計画的に歩行を誘導する経路」、または「比較的多くの観光客に利用されている経路」、または「駅・バス停から観光関連施設を結ぶ経路」を観光関連経路に設定します。

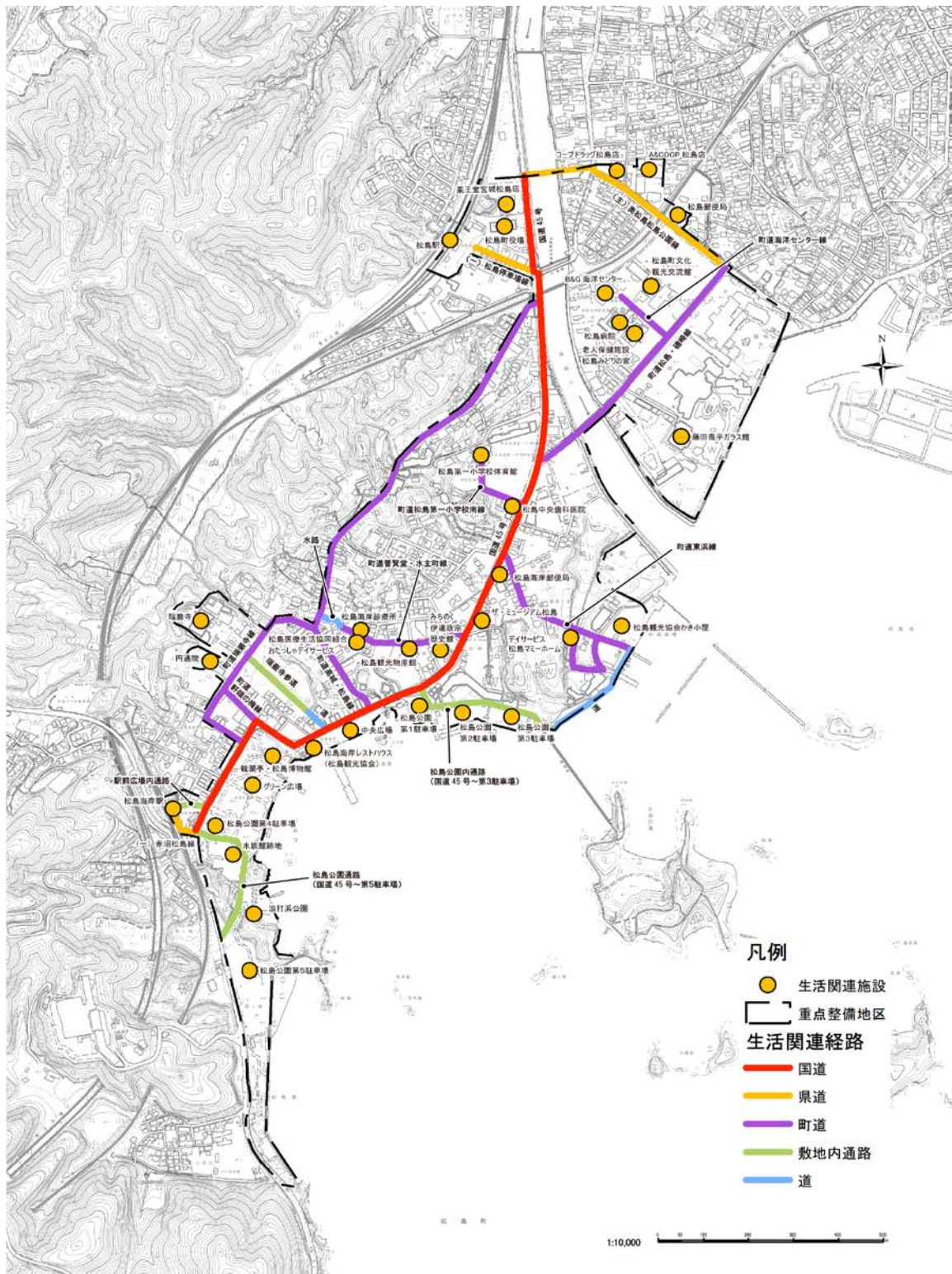
■ 観光関連経路の設定結果



(4) 生活関連施設及び生活関連経路図

前項までに設定した生活関連施設・生活関連経路、観光関連施設・観光関連経路について、下図に示します。なお、バリアフリー法上は、生活関連施設と観光関連施設の区分はなく、一括りで「生活関連施設」と定義されていることから、ここからは生活関連施設と観光関連施設をまとめて「生活関連施設」として表記します。また、生活関連経路と観光関連経路についても同様の取り扱いとし、「生活関連経路」と表記します。

■ 生活関連施設・経路図



Ⅲ. 特定事業・その他事業

1. 特定事業・その他事業の考え方

① 特定事業・その他事業の設定の考え方

生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体的に進めるため、特定事業及びその他事業を設定します。

特定事業とは、バリアフリー法第2条に定める6つの事業であり、生活関連施設、生活関連経路のほとんどがこの対象となります。その他事業は、生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化に関する事業のうち、特定事業以外のものであり、特定旅客施設以外の旅客施設や建築物、経路を構成する道路等を対象とするものです。

ここでは、生活関連施設、生活関連経路のうち、基本構想の基本理念・目標に基づいた重要性や現況から判断されるバリアフリー化の緊急性・必要性等を踏まえ、特定事業として位置づける施設・経路を設定します。

特定事業に位置づける施設・経路については、バリアフリー化に関する現状・問題点を整理し、各施設管理者の意向を踏まえ、特定事業の内容を設定します。

その他事業に位置づけた施設は、移動等円滑化の適合義務は生じませんが、重点整備地区の面的・一体的なバリアフリー化を図るため、施設管理者の協力の下、移動等円滑化基準を参考にバリアフリー化を促進する方針を記載します。

なお、生活関連施設のうち、国道45号沿道（松島海岸駅前広場～普賢堂交差点）の飲食店・土産販売店については、店舗の規模や平面・断面の現状、財政状況等の各店舗の事情によって、事業化が困難な店舗が見受けられることから、各店舗が対応可能な範囲でバリアフリー化を進めるよう協力を依頼することとします。

■特定事業について

- 特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つの事業を指します。
- 基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、バリアフリー化事業の内容や実施時期等を定める特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。**
- 交通安全特定事業を除き、特定事業には、基準適合義務は課されませんが、**できる限り移動等円滑化基準に適合されるように実施するもの**です。

■特定事業計画の作成について

- 特定事業計画の作成時期は、基本構想作成後可能な限り速やかに（おおむね1年以内）に作成することが望ましいとされています。

■特定事業の例

エレベーターの整備



エレベーターの設置により、車いす使用者や高齢者等の上下移動が確保されます。駅舎等の際の家族や介助者の負担軽減をはじめ、自由な外出機会の創出につながります。

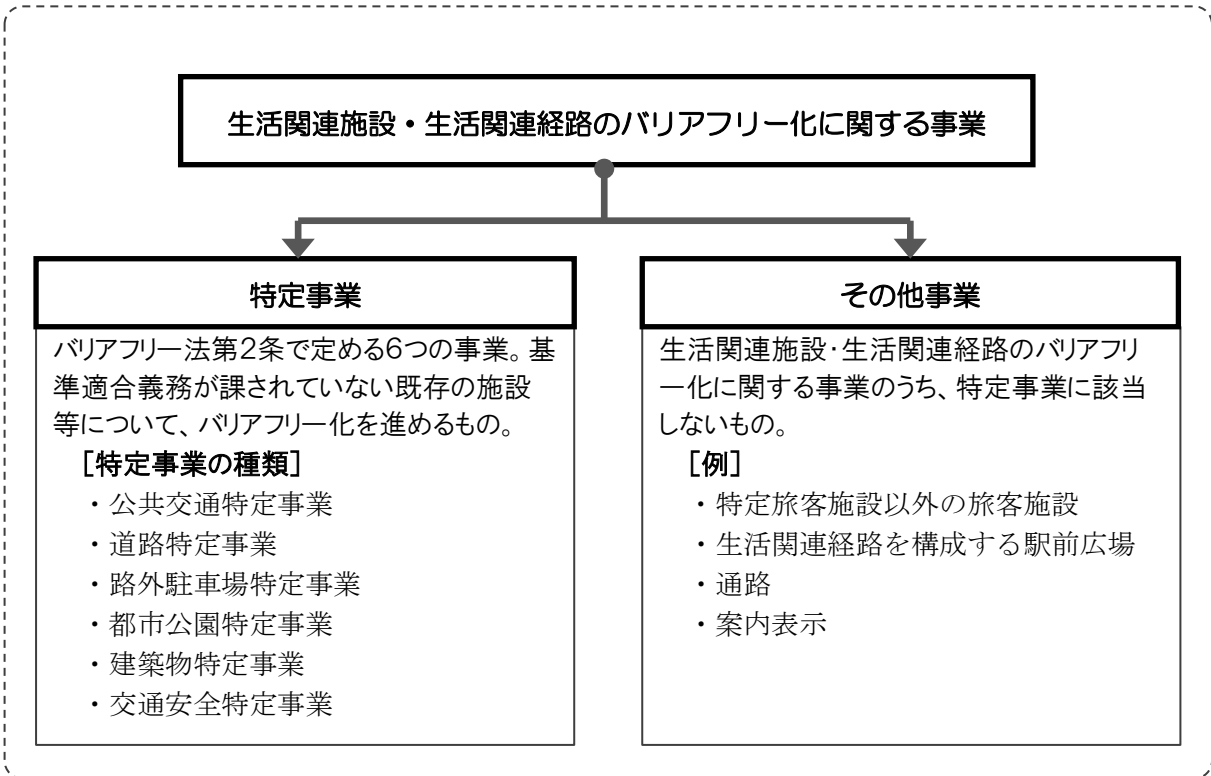
歩道の整備



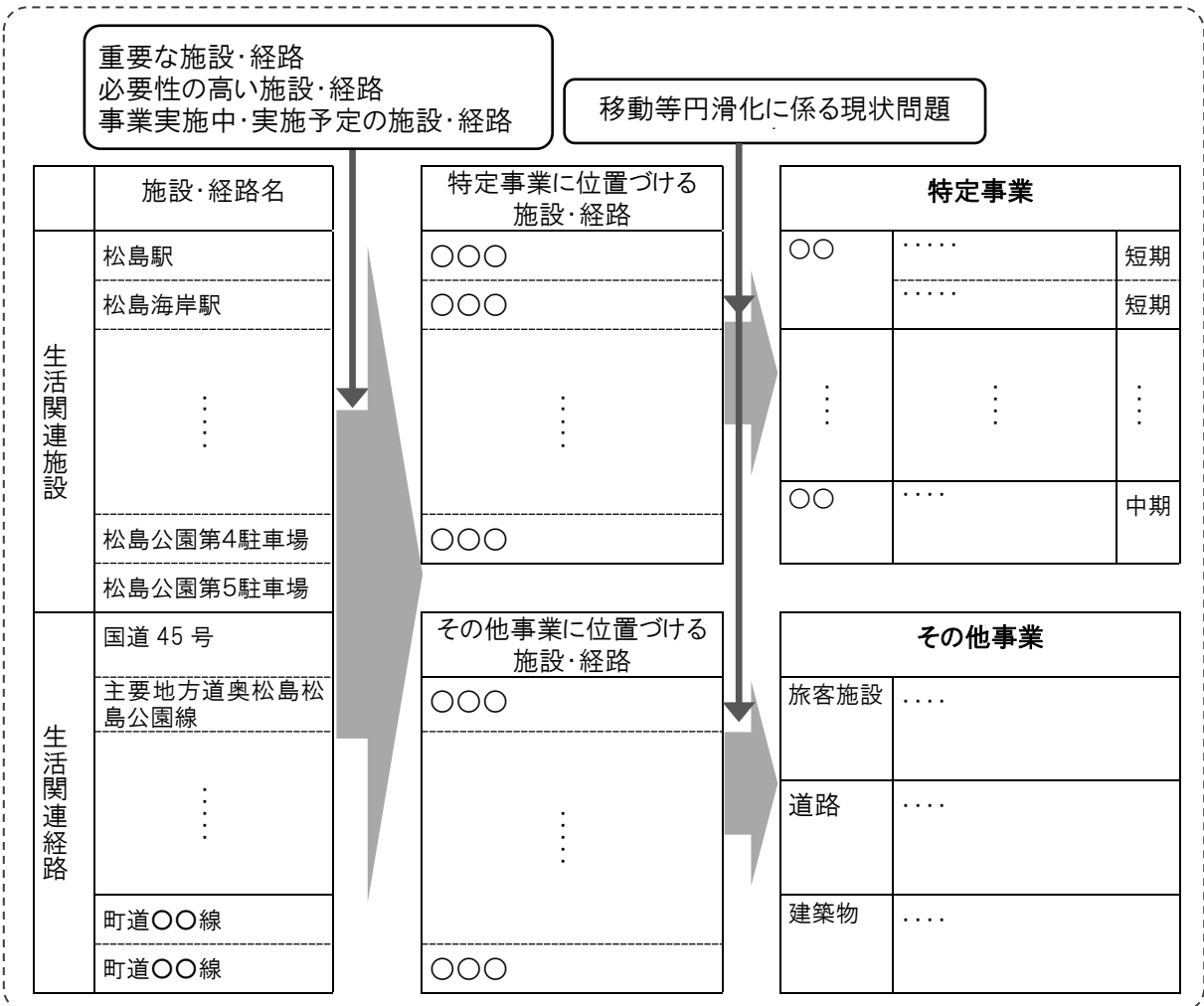
視覚障害者誘導用ブロックの敷設や幅広に舗装された歩道等は、視覚障害者や車いす使用者等の安心・安全な歩行環境を提供できます。

資料：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック

■生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化に関する事業の種類



■特定事業・その他事業等の設定の流れ



② 基本構想の基本理念・目標達成のために重要な施設・経路

基本構想の基本理念や目標を達成するため、バリアフリー化を図ることが、高齢者・障害者等または観光客の歩いて楽しめるまちづくりの実現に対して効果的な施設・経路を、特定事業に位置づける施設・経路として設定します。

具体的には、公共性の高い生活関連施設を設定することが考えられます。また、本町を訪れる観光客の大部分が利用する交通結節点である駅及び駐車場のバリアフリー化を図ることで、大部分の観光客の円滑な移動が促進されることが考えられます。アンケート結果をみると、生活関連施設の中でもとりわけ多くの人が利用している松島海岸レストハウス、瑞巖寺、円通院のバリアフリー化を図ることも効果的であると言えます。ただし、文化財保護法による位置づけのある施設については、一般の建築物と同等の移動等円滑化基準を適合することは現実的ではありません。そのため、特定事業の位置づけは行いませんが、各施設の可能な範囲で移動等円滑化に資する改善を求めていくこととします。

特定事業に位置づける経路については、これらの施設を結ぶ経路のバリアフリー化を図ることが効果的であると言えます。

【基本構想の目的達成のために重要な施設・経路】

施設	経路
○松島海岸駅	○国道 45 号
○松島駅	○主要地方道奥松島松島公園線
○松島町役場	○一般県道松島停車場線
○松島町文化観光交流館	○一般県道赤沼松島線
○松島第一小学校体育館	○町道松島・磯崎線
○松島海岸レストハウス	○町道松島第一小学校南線
○松島公園（第 1～第 5 駐車場含む）	○瑞巖寺参道を含む町の道

③ バリアフリー化の必要性の高い施設・経路

生活関連施設、生活関連経路の中には、バリアフリー化を図ることが円滑な移動が可能なまちづくりに効果的なものがあります。特に、利用者である住民や観光客からの移動等円滑化の要望が高い施設については、特定事業に位置づけ、早期に移動等円滑化を図ることが面的・一体的なバリアフリー化を図る上で重要となります。

町民アンケートでは、特に利用しづらいとの回答が多い施設として、松島海岸駅と松島駅が挙げられました。また、観光客アンケートにおいては、松島海岸レストハウスが最も利用される施設として挙げられています。これらの施設は特にバリアフリー化の必要性の高い施設として、特定事業として設定します。さらに、本町を代表する文化施設である松島町文化観光交流館は、催し物等の開催時において特に多数の人の利用がみられることから、バリアフリー化の必要性の高い施設として、特定事業として設定します。

一方、経路においては、移動する際に不便に感じたこととして「歩道が狭い、歩きづらい等」の意見が突出して多く挙げられました。歩道がある道路等で観光客の往来がみられるのは、国道 45 号、一般県道松島停車場線、一般県道赤沼松島線、松島海岸駅前広場内通路であることを踏まえると、これらの歩道・通路の移動等円滑化が強く望まれていると推察できます。そこで、これらの経路を特定事業として設定します。

【バリアフリー化の必要性の高い施設・経路】

施設	経路
○松島海岸駅	○国道 45 号
○松島駅	○一般県道松島停車場線
○松島町文化観光交流館	○一般県道赤沼松島線
○松島海岸レストハウス	○松島海岸駅前広場内通路

④ 基本構想策定時点における実施中・実施予定の事業がある施設

本町では、生活関連施設、生活関連経路に係る4つの事業が実施予定です。これら事業を特定事業に位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

	施設名・経路名	事業概要	事業期間
①	松島海岸公園	<ul style="list-style-type: none"> ・減災の役割を担う植樹やイベント広場及び駐車場等の4つのエリアを整備 ・北部の第1～3駐車場ではメモリアルプラザやサークルベンチ付モニュメント、中央部のグリーン広場では八角型四阿、南部の浪打浜南側園地では四阿や複合遊具の整備を行う予定 	平成29年5月～平成31年度
②	松島水族館跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者(インバウンド)の誘客を見据えた観光施設を計画し、松島湾内をイメージした庭園や海遊びの体験できるゾーンなどイベントスペースを整備予定 	平成29年度～平成31年度
③	国道45号	<ul style="list-style-type: none"> ・松島海岸駅～みちのく伊達政宗歴史館前の区間において歩道の拡幅整備及び視覚障害者誘導用ブロック等の設置を実施 	平成29年度～平成31年度
④	松島橋撤去及び代替橋整備 (一般県道高城停車場線)	<ul style="list-style-type: none"> ・松島地区から高城地区への移動経路として利用されている松島橋の災害復旧に伴う橋の架け替え事業 	未定

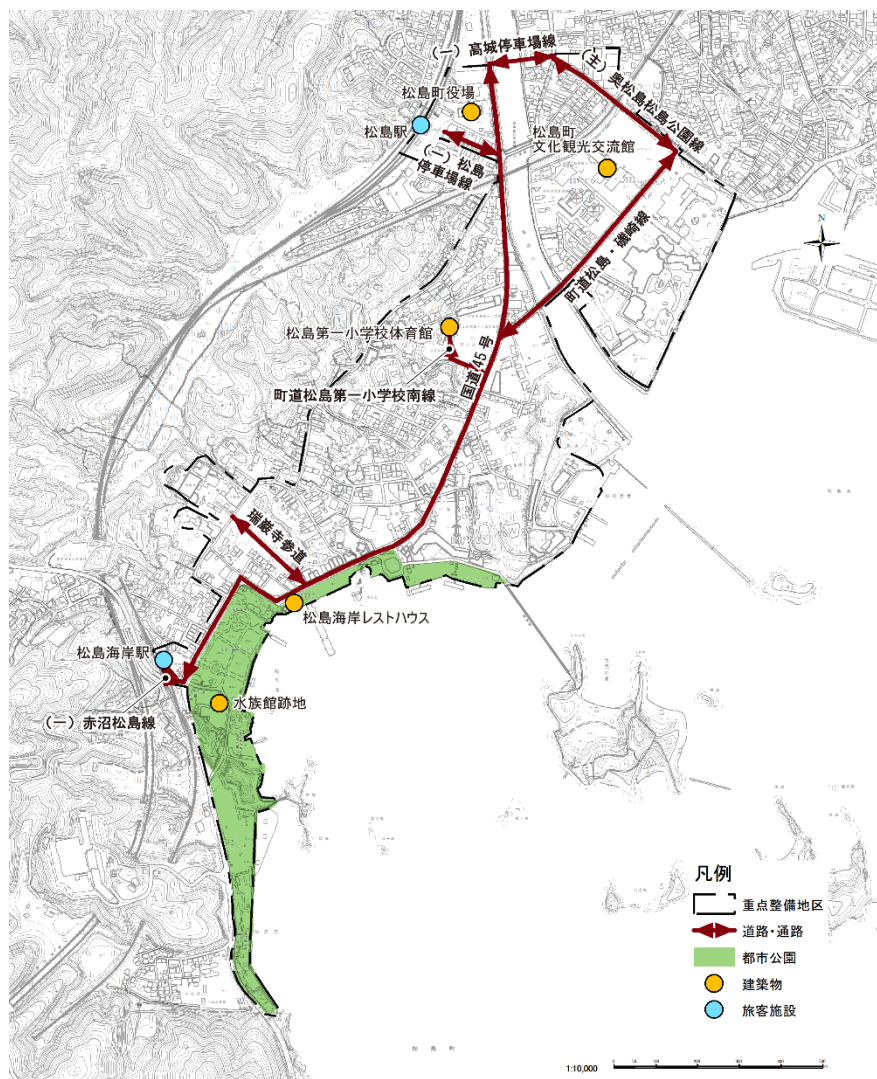
2. 重点整備地区の特定事業

① 特定事業に位置づける施設・経路

前項までの検討内容を踏まえ「基本構想の目的達成のために重要な施設・経路」、「バリアフリー化の緊急性・必要性の高い施設・経路」、「基本構想策定時点における実施中・実施予定の事業がある施設」を「特定事業に位置づける施設」として設定します。

【特定事業に位置づける施設・経路】

施設	経路
○松島海岸駅	○国道 45 号
○松島駅	○主要地方道奥松島松島公園線
○松島町役場	○一般県道松島停車場線
○松島町文化観光交流館	○一般県道高城停車場線
○松島第一小学校体育館	○一般県道赤沼松島線
○松島海岸レストハウス	○町道松島・磯崎線
○松島公園（第1～第5駐車場含む）	○町道松島第一小学校南線
○松島水族館跡地	○松島海岸駅前広場内通路
	○瑞巖寺参道を含む町の道



② 特定事業に位置づける施設の移動等円滑化に係る問題点

各施設の移動等円滑化に係る問題点は、施設の現況及び町民アンケート結果から抽出しています。なお、町民アンケート結果で挙げられた「利用しづらい箇所」は回答率が高くないものもあるため、回答率上位3つを選択し、問題点として設定します。

	施設名	移動等円滑化に係る主な問題点	問題点抽出	
			現況	アンケート
1)	松島海岸駅	・高齢者・障害者等が利用しづらい駅舎出入口の戸	○	—
		・通路や階段の手すり	—	○
		・駅内の構造を音又は点字により案内する設備	○	—
		・改札からホームまでのエレベーター	○	○
		・ホームと車両出入口との間隔・高低差	○	—
		・高齢者・障害者等の円滑な利用に適した券売機	○	—
		・トイレの出入口付近における音又は点字による案内	○	—
2)	松島駅	・ホーム間移動のためのエレベーター	○	○
		・ホームと車両出入口との間隔・高低差	○	○
		・高齢者・障害者等の円滑な利用に適した券売機	○	—
		・トイレの出入口付近における音又は点字による案内	○	—
3)	松島町役場	・国道45号から建築物出入口までの視覚障害者誘導用ブロック	○	—
4)	松島町文化観光交流館	・駐車場から建築物出入口までの視覚障害者誘導用ブロック	○	—
5)	松島町第一小学校体育館	・町道松島第一小学校南線から建築物出入口までの視覚障害者誘導用ブロック	○	—
6)	松島海岸レストハウス	・現在、工事中であるため、現状の問題点は把握不可		
7)	松島公園	・車いす使用者用の駐車スペース	○	—
8)	松島水族館跡地	・現在、新施設の計画中であるため、現状の問題点は把握不可		

③ 特定事業に位置づける経路の移動等円滑化に係る問題点

生活関連経路の移動等円滑化に係る現況調査をもとに、各経路の移動等円滑化に係る問題点を記載します。

	経路名	移動等円滑化に係る問題点
1)	国道 45 号	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす等での円滑な移動が困難な有効幅員の箇所がある ・視覚障害者誘導用ブロック ・青信号の経過時間等を表示する信号機
2)	主要地方道奥松島松島公園線	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック
3)	一般県道松島停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・青信号の経過時間等を表示する信号機
4)	一般県道高城停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、工事中であるため、現状の問題点は把握不可
5)	一般県道赤沼松島線	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック ・青信号の経過時間等を表示する信号機
6)	町道松島・磯崎線	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック ・青信号の経過時間等を表示する信号機
7)	町道松島第一小学校南線	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック
8)	松島海岸駅前広場内通路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道から車道への乗り入れ口の段差 ・視覚障害者誘導用ブロック
9)	瑞巖寺参道を含む町の道	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装 ・照明施設

④ 特定事業の内容

特定事業に位置づけた施設・経路について、バリアフリー法第2条に定める6つの事業種別に特定事業の内容を設定します。特定事業の主な内容は、現況調査やアンケート結果より整理した移動等円滑化に係る問題点を解消する内容、現時点で実施予定の事業内容を踏まえて設定します。各施設管理者においては、特定事業の内容を含め、施設別の移動等円滑化基準に基づいた事業計画の作成及び実施を進める必要があります。

また、施設管理者の意向を踏まえ、実施目標時期を短期（5年以内）、中・長期（6年以上）のいずれかに設定しています。なお、前項までに整理した「特定事業に位置づける施設の移動等円滑化に係る問題点」及び「特定事業に位置づける経路の移動等円滑化に係る問題点」において、問題なしとされた施設・経路については、現時点で一層のバリアフリー化対応を行う設備等がみられないことから、特定の事業内容の設定は見送ります。

1) 公共交通特定事業

a) 松島海岸駅

松島海岸駅は、改札口とホーム間の移動には階段を使う必要があります。ただし、駅が立地する地形上、現状の駅舎・ホームの構造を前提としたエレベーター等の設置は困難であるため、駅舎の改築を含めた抜本的な対応が必要となります。あわせて、外国人利用者の多い駅であることから、案内板・サインの多言語表記等の設置が重要です。

このような状況を踏まえ、駅舎の改築による全般的なバリアフリー対応を図るとともに、多言語表記等を促進します。

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
○駅舎改築を含めた改修による円滑な利用環境の確保 ・高齢者・障害者等の利用に適した環境改善 ・利用者の安全な乗降手段の検討 ・エレベーターの設置 ・誰でも利用しやすい駅施設の整備 等	JR 東日本	○		町の観光振興に係る重要施設として早期の事業者着手が望まれるため



構造上、大型エレベーターを設置せず、高速エレベーターを設置した例（出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン）



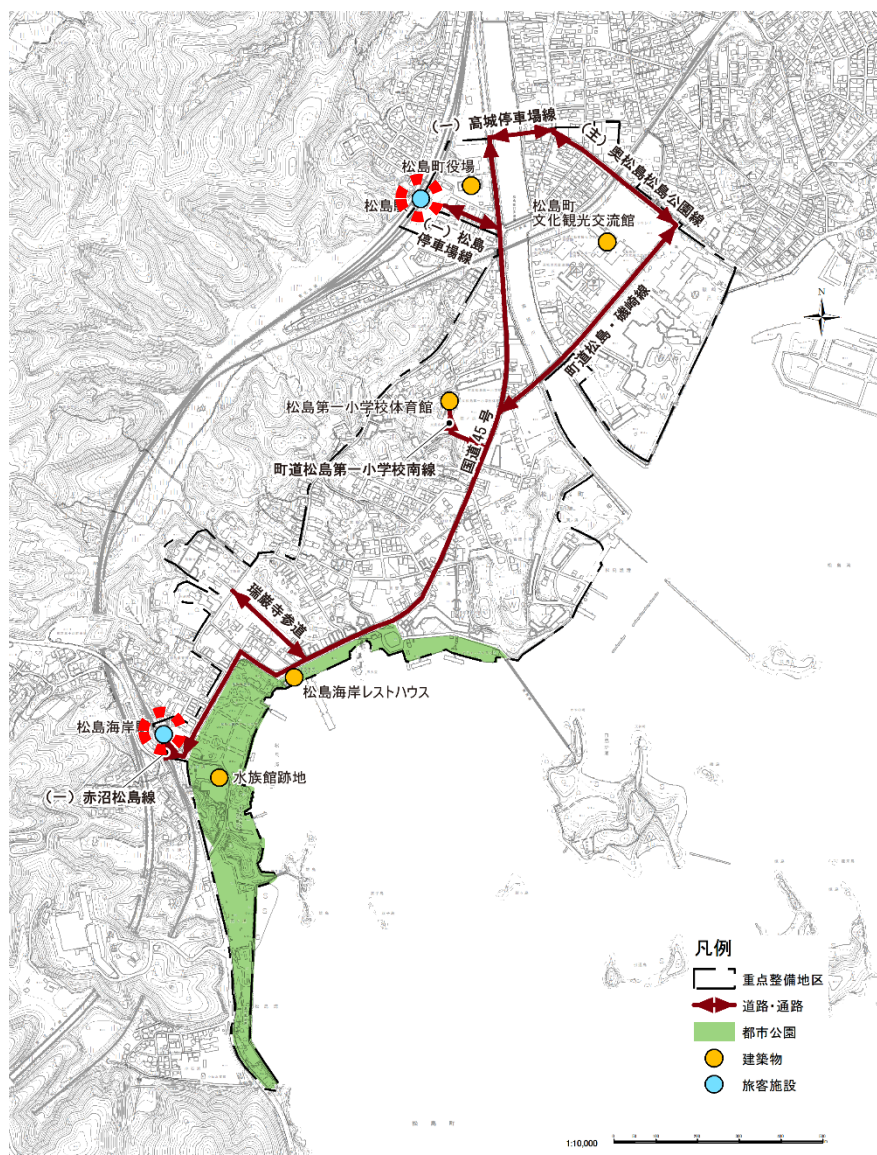
トイレでの音声案内装置の例（出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン）

b) 松島駅

松島駅は、改札口とホームの一部が跨線橋で連絡されており、移動には階段を使う必要があります。また、発券機の蹴込みが浅い、待合室や多目的トイレへの音声案内や視覚障害者誘導用ブロックがないといった、障がい者等が利用しづらい状況がみられます。

このような状況を踏まえ、障がい者にもやさしいバリアフリー化を促進します。

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
○円滑な利用環境の確保 ・利用者の安全な移動環境の検討 ・利用者の安全な乗降手段の検討	JR 東日本 等		○	基本構想策定後に具体的な事業内容の検討・事業計画の作成を行うことから、事業実施までに期間を要するため



2) 道路特定事業

a) 国道 45 号

国道 45 号は松島海岸駅～みちのく伊達政宗歴史館前までの区間が事業中であり、歩道拡幅整備事業等が実施されています。一方、みちのく伊達政宗歴史館前～松島橋の区間については、現状では車椅子やベビーカーでの通行が困難な状況がみられます。

国道 45 号については、実施中の事業を推進するとともに、経路における移動円滑化に必要な歩道の拡幅、路面構造等の改善等に関する事業を推進します。

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
○安全な移動環境の確保 ・歩道幅員の確保 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 等	国 (県、町)		○	基本構想策定後に具体的な事業内容の検討・事業計画の作成を行うことから、事業実施までに期間を要するため



事業中の国道 45 号の歩道整備イメージ (出典: 松島町)

b) 主要地方道奥松島松島公園線、一般県道赤沼松島線、一般県道高城停車場線、一般県道松島停車場線、町道松島・磯崎線、町道松島第一小学校南線

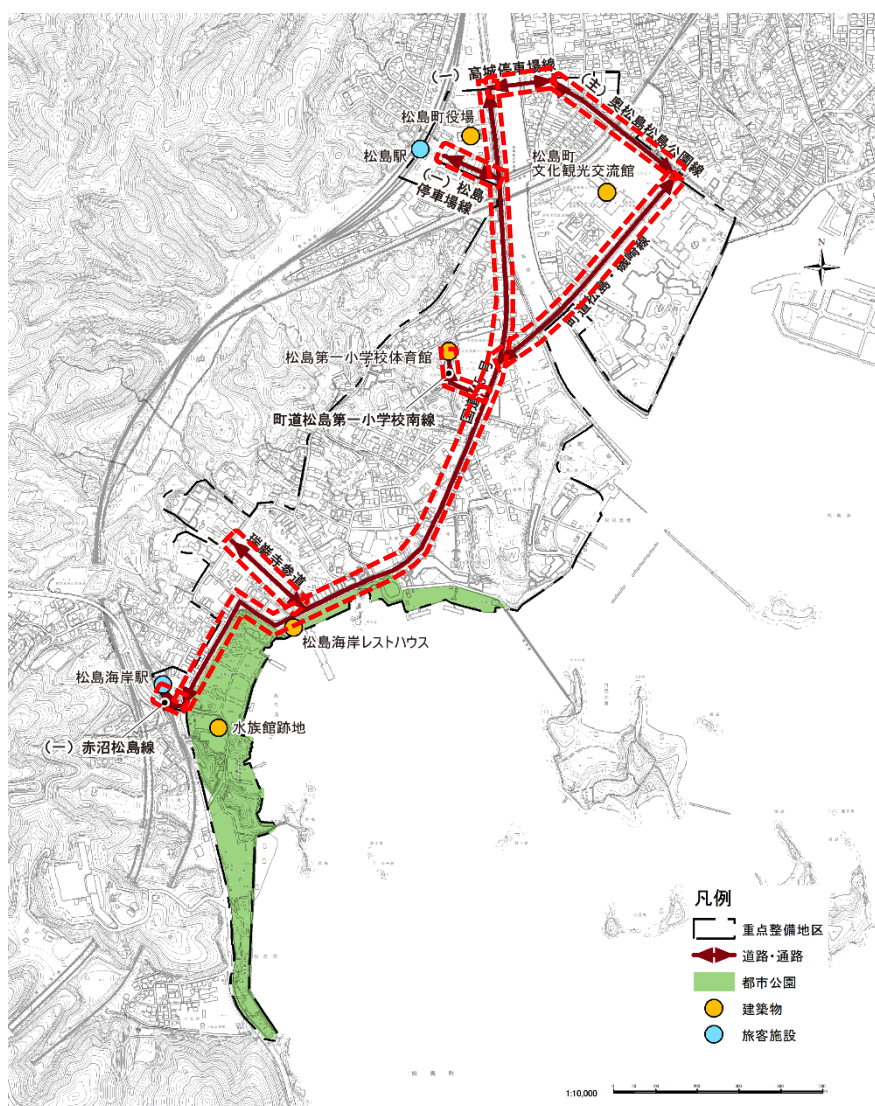
主要地方道奥松島松島公園線、一般県道赤沼松島線、町道松島・磯崎線及び町道松島第一小学校南線は、視覚障がい者の自力での移動が困難な状況にあるため、下表のような対応を図っていきます。一般県道高城停車場線は、新橋の設置において移動等円滑化に配慮した整備を促進します。なお、一般県道松島停車場線は、交差点に立体横断施設が設置されていますが、撤去予定であるためこの改修は行いません。

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
○安全な移動環境の確保 ・だれもが安全に移動できる橋の架け替え(高城停車場線) ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 等	県、町		○	基本構想策定後に具体的な事業内容の検討・事業計画の作成を行うことから、事業実施までに期間を要するため

c) 瑞巖寺参道を含む町の道

瑞巖寺参道等は歩行に十分な幅員が確保されており、車両の通行が少ないまたは制限されているため、安全な移動環境がみられますが、路面等が歩きにくい状況にあります。そのため、ベビーカーや車いす利用者、視覚障がい者を含む歩行者等に対応し、かつ防犯上の安全を考慮した円滑な移動環境の整備を図ります。

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
○安全な移動環境の確保 ・舗装の修繕 ・夜間照明の設置	町等		○	基本構想策定後に具体的な事業内容の検討・事業計画の作成を行うことから、事業実施までに期間を要するため



3) 路外駐車場特定事業

路外駐車場に分類可能な生活関連施設は、松島公園第1～第5駐車場ですが、これらは松島公園内の施設であるため、都市公園特定事業として事業内容を記載します。なお、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」においては、都市公園内の施設のうち、建築物については、建築物特定事業に事業内容を記載するものとしていますが、それ以外の施設については、都市公園特定事業として記載するものとしています。

4) 都市公園特定事業

a) 松島公園

松島公園は現在、津波防災緑地整備工事を進めており、園路や駐車場等の園内施設の整備を進めています。当事業の着実な推進を促し、重点整備地区内の面的なバリアフリー化を推進していきます。

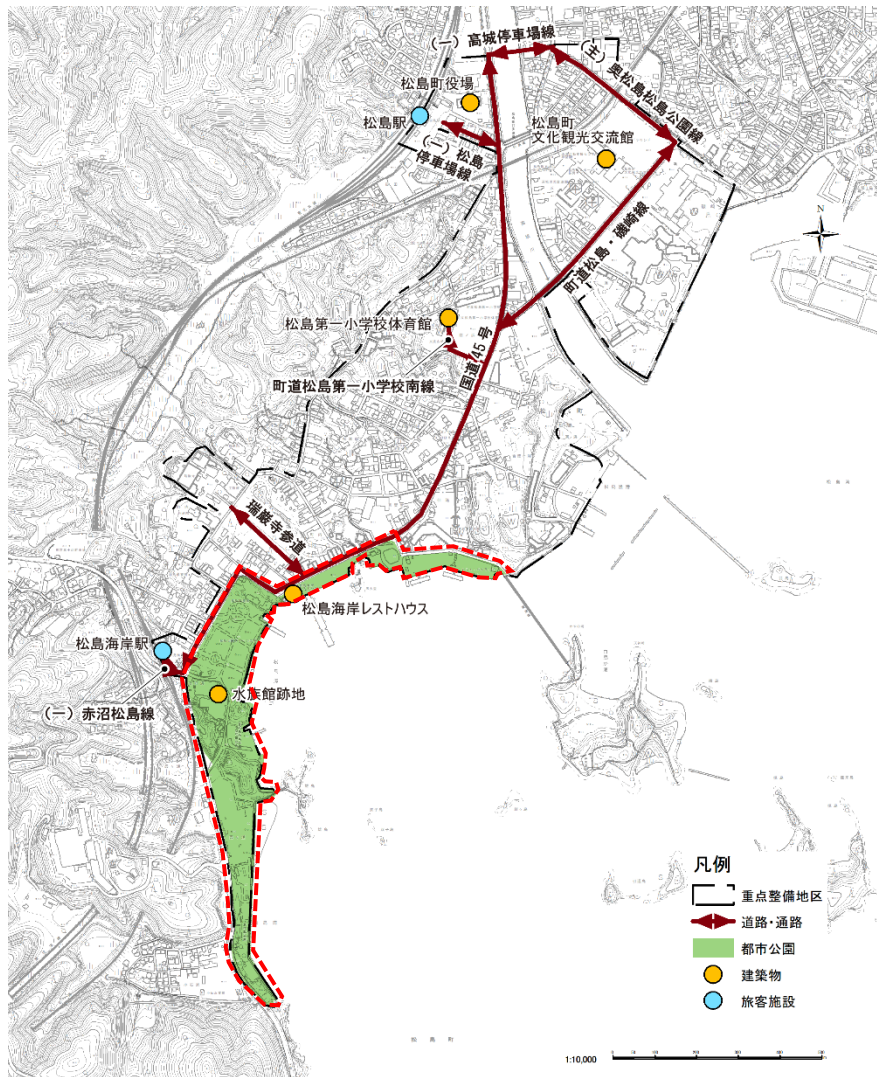
主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・津波防災緑地整備工事による園路、広場等のバリアフリー化の促進 ・公園内駐車場のバリアフリー化 ・レストハウスの再整備 <p style="text-align: right;">等</p>	県	○		事業実施中のため



松島公園整備イメージ1 (出典: 松島町)



松島公園整備イメージ2 (出典: 松島町)



5) 建築物特定事業

特定事業に位置づけた建築物のうち、松島町役場、松島町文化観光交流館、松島第一小学校体育館については、建築物単位においては大きな問題点は見受けられませんが、道路から建築物への経路において、視覚障害者誘導用ブロックが未設置であるため、この対応を図っていきます。また、松島海岸レストハウスについては、実施中の都市公園整備事業において移動等円滑化基準に適合した整備を促進していきます。松島水族館跡地については、今後、実施を予定している整備事業において、移動等円滑化基準に適合した整備を促進していきます。

a) 松島町役場、松島町文化観光交流館、松島第一小学校体育館（避難所）

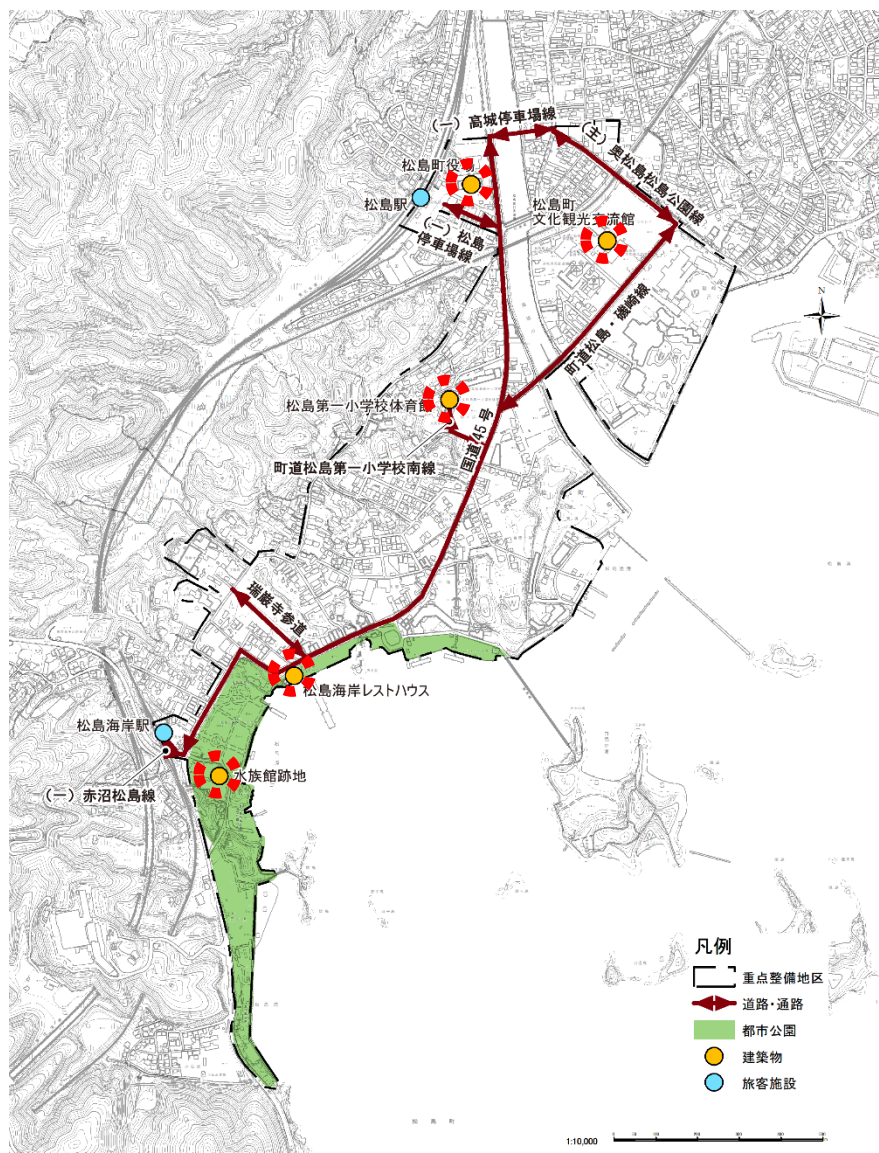
主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
敷地内通路への視覚障害者誘導用ブロックの設置	町		○	基本構想策定後に具体的な事業内容の検討・事業計画の作成を行うことから、事業実施までに期間を要するため

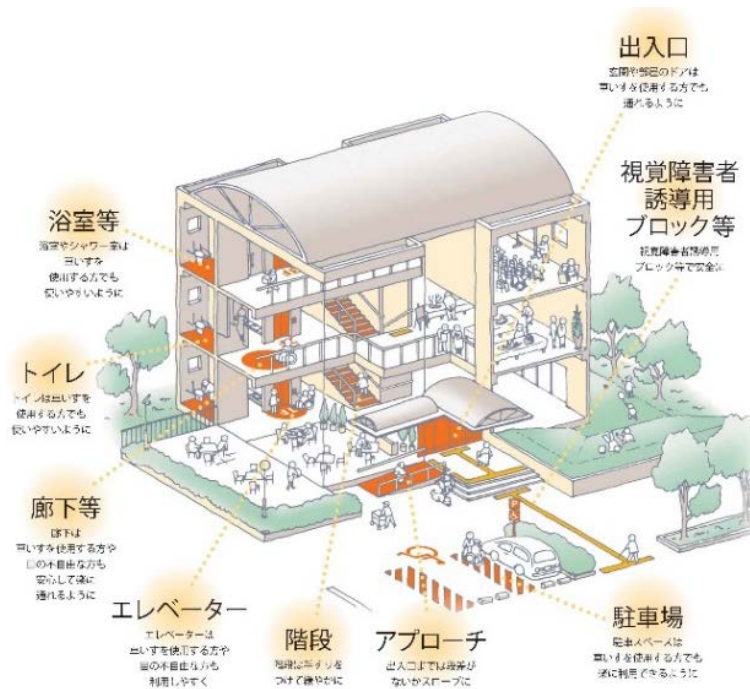
b) 松島海岸レストハウス

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
・移動等円滑化基準に基づいた施設整備 ・洋式トイレの増設 ・オストメイト対応設備・おむつ替えシートの設置 等	県	○		事業実施中のため

c) 松島水族館跡地

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
・移動等円滑化基準に基づいた施設整備 等	民間		○	施設整備計画を作成段階であり、事業実施までに期間を要するため





建築物のバリアフリー化のイメージ (出典: 国土交通省パンフレット)

6) 交通安全特定事業

特定事業に位置づけた道路上の信号機においては、音声案内や残時間表示が未設置であるため、障がい者等が利用しやすい移動環境の形成に向けて、対応を検討する必要があります。

国道 45 号においては、横断歩道の設置間隔が広い等、歩行者が既存の限られた横断歩道に集中・混雑し、これにより道路の歩道においても、円滑な移動が阻害されている状況がみられます。

a) 国道 45 号の交通安全施設

主な内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
・信号機への音声案内や残時間時間表示機能等の設置 ・横断歩道の増設等の安全な横断施設の整備 ・エスコートゾーンの設置 等	警察		○	整備には複数の関係者が関わっており、関係者間の協議に期間を要するため

b) 一般県道赤沼松島線、一般県道松島停車場線の交通安全施設

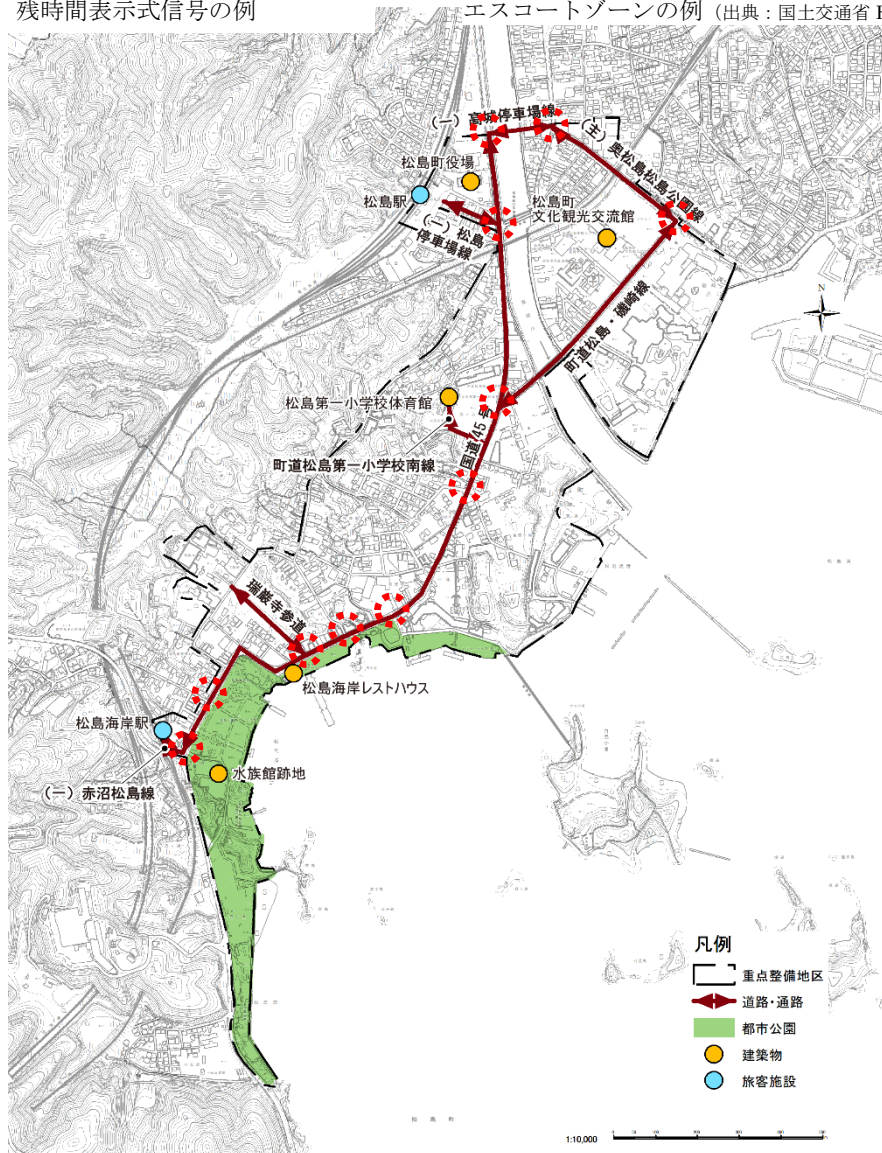
主要内容	事業主体	実施目標時期		備考
		短期	中長期	
・信号機への音声案内や残時間時間表示機能等の設置 等	警察		○	県道の他のバリアフリー化事業にあわせて実施するため



音響式、残時間表示式信号の例



エスコートゾーンの例 (出典：国土交通省 HP)



3. 重点整備地区のその他事業

生活関連施設・生活関連経路のうち、特定事業に位置づけられない施設・経路は、その他事業として位置づけます。ただし、瑞巖寺・円通院については、文化財保護法の指定を踏まえ、バリアフリー化については当該施設における対応によるものとし、その他事業の対象外とします。

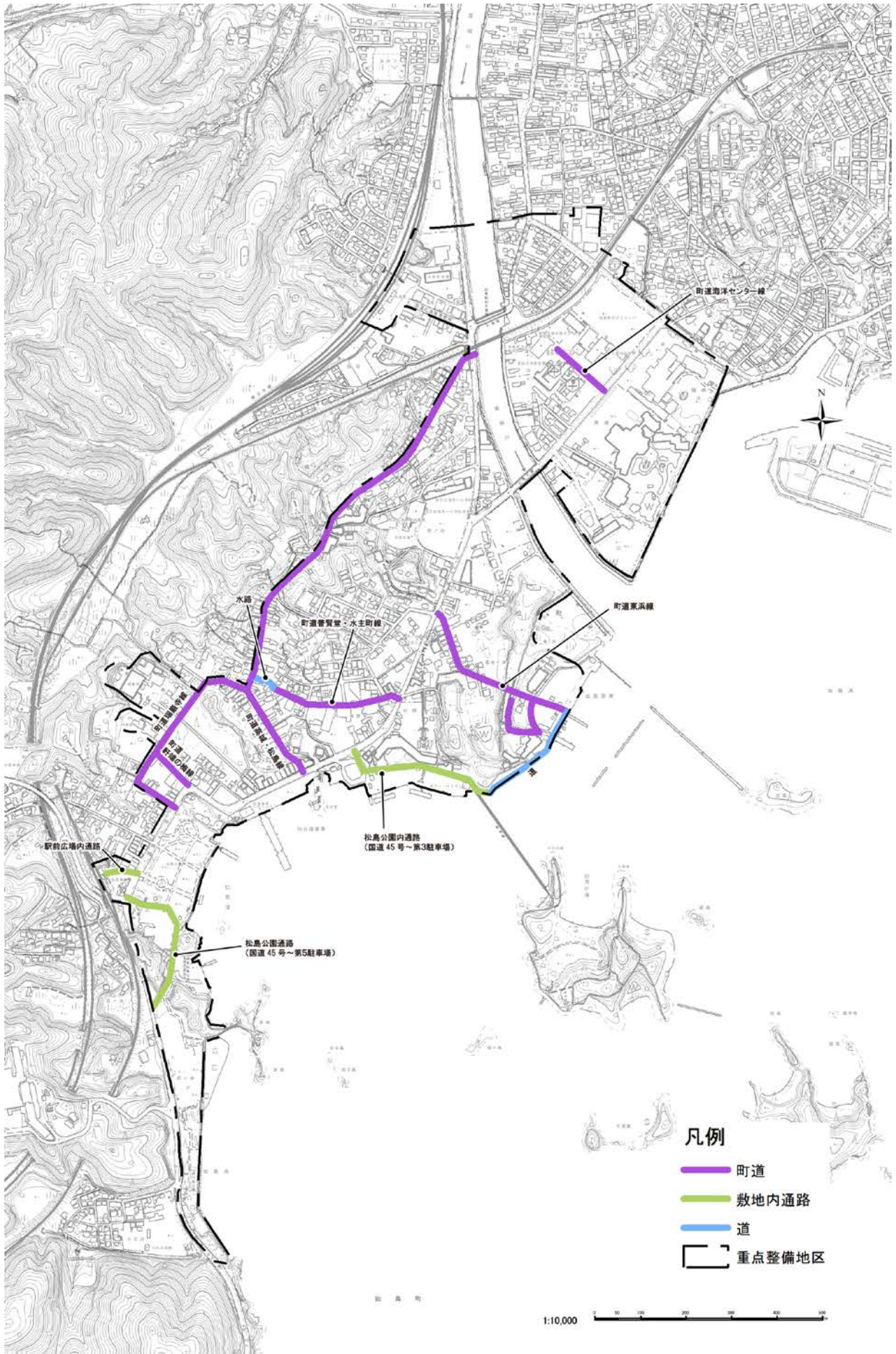
重点整備地区内の面的・一体的なバリアフリー化を図るためには、その他事業に位置づけた施設・経路のバリアフリー化が不可欠です。このため、その他事業に位置づけた建築物については、移動等円滑化基準への適合義務を課しませんが、施設の建替や改修などにおける届出等の機会にバリアフリー化を促進していきます。また、道路については、管理者による移動等円滑化基準に基づいた改修等を進めていきます。

①道路

道路名	バリアフリー化の方針
町道海洋センター線	○電線の地中化 ○カラー舗装等安全な歩行空間の確保 ○安全な横断手段の確保 等
町道東浜線	
町道普賢堂・水主町線	
町道高城・松島線	
町道瑞巖寺線	
町道軒端の梅線	
松島公園内通路(国道45号～第3駐車場)	
松島公園内通路(国道45号～第5駐車場)	
松島海岸駅広場内通路	
松島公園内通路(国道45号～第3駐車場)に通じる道	
町道普賢堂・水主線町に通じる水路(暗渠)	

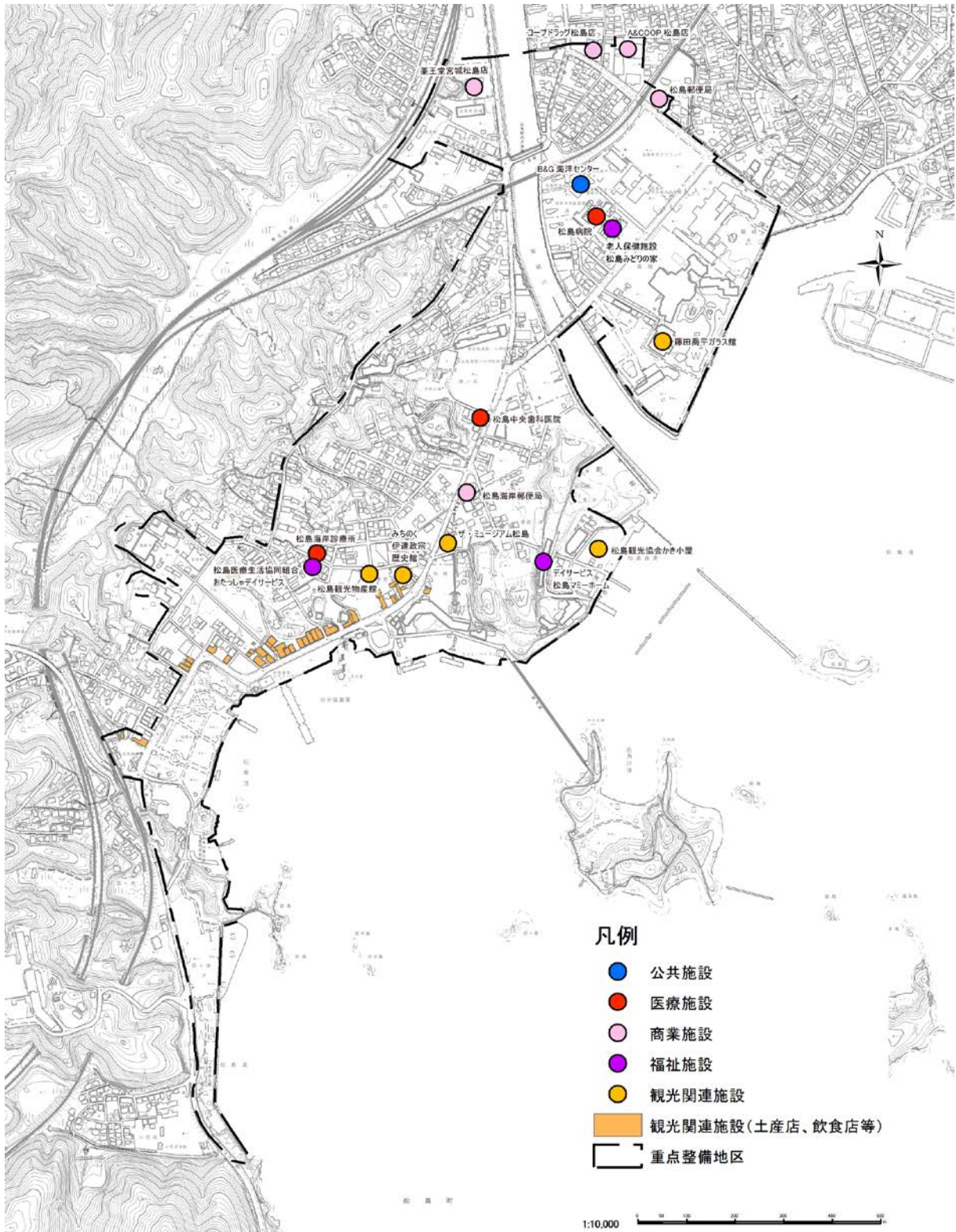


暗渠改修により歩行空間を確保した例



②建築物

	施設名	バリアフリー化の方針
公益	B&G 海洋センター	○居室～トイレ～駐車場までに傾斜路等を設置し段をなくす ○出入り口は、自動ドアを設けるなど、車いす使用者が円滑に通れるようにする ○廊下は車いす使用者が円滑に通れる幅を確保する ○階段・傾斜路には手すり、視覚障害者誘導用ブロックを設ける ○トイレは車いす使用者が移動可能な広さとする ○オストメイト対応の便房を1以上設ける 等
医療・福祉	松島病院	
	松島海岸診療所	
	松島中央歯科医院	
	松島医療生活協同組合 おたっしやデイサービス(まつしまの郷)	
	老人保健施設 松島みどりの家	
	デイサービス松島マミーホーム	
商業	松島海岸郵便局	
	松島郵便局	
	コープドラッグ松島店	
	A & COOP 松島店	
	薬王堂宮城松島店	
観光	みちのく伊達政宗歴史館	
	藤田喬平ガラス館	
	ザ・ミュージアム松島	
	松島観光協会かき小屋	
	松島観光物産館	
	国道 45 号沿道の飲食店	
	国道 45 号沿道の土産物販売店	



③駅前広場

駅前広場名	バリアフリー化の方針
松島海岸駅前広場	○視覚障害者誘導用ブロックを設ける ○舗装は平坦で滑りにくく、水はけの良いものとする ○バス停留所には、ベンチ及び上屋を設ける 等
松島駅前広場	

4. その他の事項

本基本構想に位置づけた事業の着実な実施とあわせて、福祉の視点及び観光の視点に立った連携施策を講じることで、バリアフリー化の効果を高めていきます。また、バリアフリー化の実施にあたっては、関連する行政機関・事業者・住民の心のバリアフリーもあわせて促進していきます。

a) 障がい者・児への理解の促進

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者と健常者が交流するイベント等の企画・開催 ・各行政区等と連携し、地域活動・行事における障がい者の参加を促進 ・学校等における児童・生徒同士の日常的な交流機会の充実を図る 	○		松島町障がい者計画(第3期)に基づき実施

b) 福祉教育・啓発活動の充実

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対する理解を深めるための学習機会の充実 ・様々な障がい者に対しての必要な気配りやサポートの手法等についての講習会、疑似体験教室を開催 ・「障害者週間」において、広報紙等を活用し、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進 ・障がい者団体や障がい者施設等が行う啓発活動に対し、活動機会や活動場所の提供、活動の周知などの支援を行う 	○		松島町障がい者計画(第3期)に基づき実施

c) 行政関係者等への理解促進

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・役場職員等に対し、障がい者に対する理解を深めるため、研修等を実施 	○		松島町障がい者計画(第3期)に基づき実施

d) 安全・安心な住宅の確保

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対応した住宅改造の助成制度について周知するとともに、住宅改造等に関する専門的な相談機会を設ける 	○		松島町障がい者計画(第3期)に基づき実施

e) 外出しやすい環境整備の推進

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の視点に立った町内の施設チェックを行い改善点の計画を行う ・障がい者の移動や外出に便利な情報をわかりやすいマップ等で提供 	○		松島町障がい者計画(第3期)に基づき実施

f) 公共交通機関の利用促進

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・町営バス利用において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、無料で利用できることを周知 ・福祉タクシーの助成事業を継続して実施 	○		松島町障がい者計画(第3期)に基づき実施

g) 障がい特性等に配慮したアクセシビリティの向上

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報やインターネット等において、障がい者に配慮した掲示の工夫等、情報提供に努める 	○		松島町障がい者計画(第3期)に基づき実施

h) 来訪者にやさしい観光地づくり

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・ピクトグラム等、表記の統一を行い、観光客に分かりやすいサイン表記の充実 ・観光客に分かりやすい津波避難誘導サインの充実 ・松島湾周辺の Wi-Fi の利用環境の充実 	○		町観光振興計画等に基づき実施中の事業
<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル車いす貸し出し所の拡大 ・重点整備地区内の主要施設における授乳室等の設置 ・観光業者等における接客講習会等の促進 ・重点整備地区内への大型トラック等の進入抑制に向けた検討 		○	基本構想策定後に具体的な事業の内容等を検討し、実施するため

i) インバウンド受入環境の強化

主な内容	実施目標時期		備考
	短期	中長期	
<ul style="list-style-type: none"> ・松島エリア内の既存の観光サインの状況を把握した上で、外国人旅行者の受け入れ環境整備を行う ・ICTを活用した多言語観光案内等の情報提供の充実 	○		松島湾ダーランド推進計画に基づき実施

5. 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

(1) 事業計画の作成の推進

特定事業に位置づけた施設・経路については、事業計画の作成が義務づけられます。各施設管理者は、主体的に事業計画の作成に取り組むとともに、関係機関等との調整を進める必要があります。

【民間事業者】

特定事業に位置づけた松島海岸駅、松島駅については、施設管理者や宮城県等の関係者との協議・調整に着手し、早期に事業計画を作成していくとともに、施設の更新・改修を推進していきます。松島水族館跡地については、法・条例等の基準に基づいた事業計画の作成を促進していきます。

【行政】

特定事業に位置づけた建築物、道路・通路の所管は国・県・町になります。松島第一小学校体育館については、拠点的な避難施設として事業計画を作成し、バリアフリー化を推進していきます。松島町役場、松島町文化観光交流館については現状で一定のバリアフリー対応がみられることから、移動等円滑化基準に基づいた確認を行い、現状を精査していきます。

(2) 移動等円滑化基準への積極的な適合

その他事業に位置づけた施設・経路については、事業計画の作成は義務づけられません。各施設管理者においては、改修や建替等の機会にあわせたバリアフリー化対応を基本に、順次バリアフリー化を促進するものとします。

【民間事業者】

民間事業者が所有するものについては、改修・建替等の際に移動等円滑化基準に適合した施設となるよう調整を図っていきます。また、民間事業者が円滑にバリアフリー化を検討することができるよう、本基本構想や移動等円滑化基準等の周知、施設改修方針の指導を行っていきます。

【行政】

その他事業に位置づけた施設、道路・通路のうち、国・県・町が所管するものについては、施設の更新・改修時期を長期的な見通しを持って計画し、優先順位を決め、順次バリアフリー化を図っていきます。

第3編 基本構想の推進

I. 松島町バリアフリー基本構想の実現に向けて

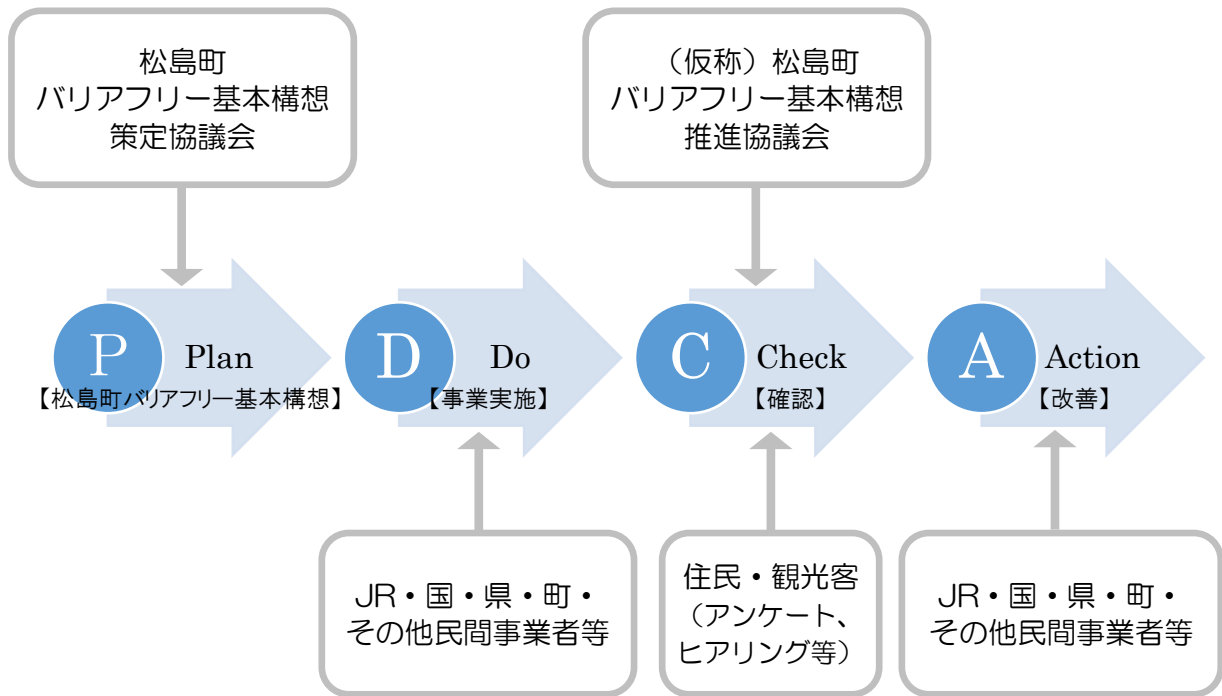
1. 松島町バリアフリー基本構想の実現に向けて

(1) 基本構想推進のための進行管理体制

重点整備地区の面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、基本構想の実行力を高めていく必要があります。その取組として、基本構想の進捗等を検証するための組織を設置し、事後評価等の定期的な進捗管理と必要に応じた見直しを行っていきます。また、基本構想の見直しの際に基本構想策定による効果を検証するための指標としてアンケート結果を活用します。

なお、基本構想の見直しにあたっては、重点整備地区の新規指定も含めた検討を行います。

【松島町バリアフリー基本構想の進捗管理・見直しのイメージ】



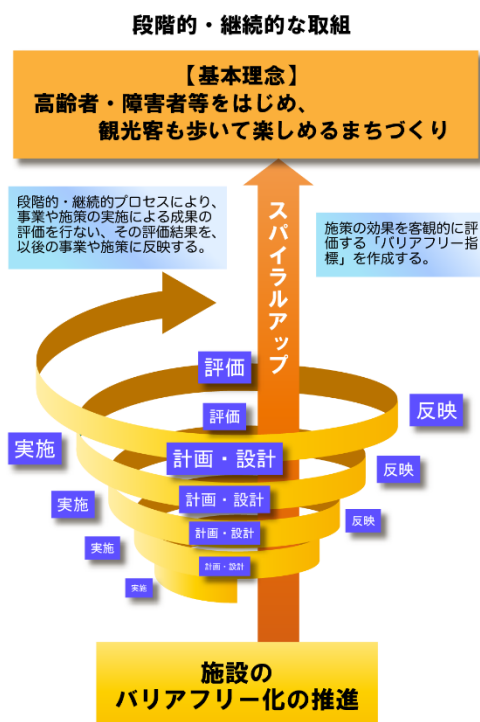
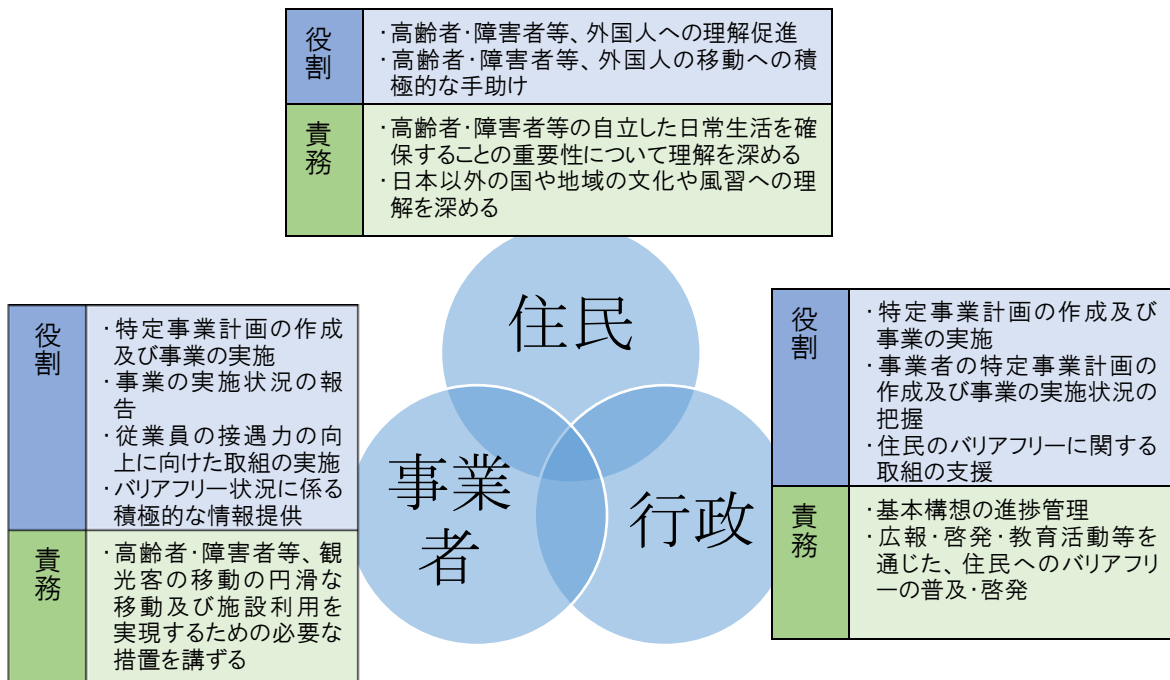
【松島町バリアフリー基本構想等に関わるアンケート結果】

	アンケート結果	現況値
①	松島海岸駅・松島駅における「利用しづらい」という回答の割合	海岸駅:52% 松島駅:46%
②	「歩道が狭い・歩きづらい」と感じた回答の割合	32%
③	障がい者が「暮らしやすいまちだと思う」という回答の割合	51%

※①の現況値は松島町バリアフリー基本構想の策定にあたり実施した町民アンケート、②は観光客アンケート、③は松島町障がい者計画（第3期）の策定にあたり実施した障がい者アンケートに基づく。

(2) 住民、事業者、行政の役割と責務に基づく継続的・段階的バリアフリー化の推進

本町では、基本理念・目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からのバリアフリー化を推進するよう促していきます。また、事業の計画・実施・評価等にあたっては、住民を含めたスパイラルアップ（継続的な改良・向上）可能な事業管理を行います。



策定経緯等及び用語集

1. 策定経緯等

■松島町バリアフリー基本構想の策定経緯

年	日程	経緯
平成 29 年	10 月 19 日	第1回松島町バリアフリー基本構想策定検討庁内委員会 【バリアフリー基本構想の策定に関する基本事項の説明】 【重点整備地区(案)の検討】 【町民アンケート及び観光客アンケートの実施についての検討】
平成 29 年	10 月 24 日	第1回松島町バリアフリー基本構想策定協議会 【バリアフリー基本構想の策定に関する基本事項の説明】 【重点整備地区(案)の確認】 【町民アンケート及び観光客アンケートの実施についての確認】
平成 29 年	11 月 14 日～ 11 月 30 日	町民アンケート
平成 29 年	11 月 18 日～ 11 月 19 日	観光客アンケート
平成 30 年	1 月 22 日	第2回松島町バリアフリー基本構想策定検討庁内委員会 【松島町バリアフリー基本構想(素案)の検討】
平成 30 年	1 月 30 日	第2回松島町バリアフリー基本構想策定協議会 【まち歩きの実施】
平成 30 年	2 月 13 日	第3回松島町バリアフリー基本構想策定協議会 【インバウンドの受け入れ環境に関するアンケートの実施についての確認】 【松島町バリアフリー基本構想(素案)の確認】
平成 30 年	3 月 7 日～ 3 月 16 日	パブリックコメント
平成 30 年	3 月 9 日～ 3 月 16 日	インバウンド受け入れ環境に対するアンケート
平成 30 年	3 月 22 日	第3回松島町バリアフリー基本構想策定検討庁内委員会 【松島町バリアフリー基本構想(案)の検討】
平成 30 年	3 月 28 日	第4回松島町バリアフリー基本構想策定協議会 【松島町バリアフリー基本構想(案)の確認】

■松島町バリアフリー基本構想策定協議会の委員名簿

委員区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	岡 正彦	東北福祉大学 総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科 教授	会長
関係行政機関の職員	黒滝 朗	国土交通省東北運輸局交通政策部 消費者行政・情報課長	
関係行政機関の職員	中村 幹男	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 副所長	
関係行政機関の職員	井上 久裕	宮城県仙台土木事務所 副所長兼道路部長	
関係行政機関の職員	安部 正則	宮城県松島公園管理事務所 所長	
関係行政機関の職員	目黒 健也	宮城県警塩釜警察署 交通課長	人事異動に 伴う変更 ～H30.3.22
関係行政機関の職員	三浦 裕人	宮城県警塩釜警察署 交通課長	人事異動に 伴う変更 H30.3.23～
公共交通事業者	菅原 学	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社総務部 企画室長	
商工関係団体等を 代表する者	磯田 悠子	一般社団法人松島観光協会 会長	
商工関係団体等を 代表する者	福田 正朗	利府松島商工会 会長	
商工関係団体等を 代表する者	佐々木 繁	松島中央商店会 会長	
商工関係団体等を 代表する者	小松 浩一	松島旅館組合 組合長	
障がい者団体を 代表する者	赤間 貞一	松島町身体障害者福祉協会 会長	副会長

2. 用語集

あ行

○移動等円滑化基準【P.1】

主務省令で定める基準で、建築物や道路、公共交通施設などの新設や大規模な改良をしようとするときに、高齢者・身体障がい者などが円滑に移動できるような措置を義務付ける基準。

○インバウンド【P.10】

外国人が訪れてくる旅行、または、訪日外国人旅行者。

○オストメイト対応トイレ【P.8】

人工肛門や人工膀胱保有者(オストメイト)の方が利用しやすい機能を備えたトイレ。

さ行

○重点整備地区【P.1】

バリアフリー法第2条21号に位置づける地区。バリアフリー化事業を重点的・一体的に実施するための地区で、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われるエリアに設定するもの。

○生活関連施設【P.1】

バリアフリー法第2条21号のイに位置づける施設。バリアフリー化事業を優先的に実施する特定事業やその他事業の対象となる施設で、常に多数の人が利用する施設または高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定するもの。

○生活関連経路【P.1】

バリアフリー法第2条21号のロに位置づける経路。バリアフリー化事業を優先的に実施する特定事業やその他事業の対象となる経路で、生活関連施設相互間を結ぶ経路、特に生活関連施設に訪れる人の利用頻度が高い経路を選定するもの。

○セットバック【P.7】

ある決められた境界線から建築物等の壁面を後退させることで、安全でゆとりある空間を生み出す行為。

た行

○多言語表記【P.3】

日本語・英語・中国語（簡体）・中国語（繁体）・韓国語・フランス語・タイ語等の外国語を併記すること。

○多目的トイレ【P.8】

車いす使用者が利用できる広さの確保、手すり、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレ。

○特定事業【P.1】

バリアフリー法第2条で定める6つの事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全施設特定事業）を指し、特定事業に位置づけられた施設・経路の管理者等、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

○特定事業計画【P.1】

基本構想策定後に施設管理者等が作成するもので、移動等円滑化に基づき作成する事業計画。

○特別特定建築物【P.27】

バリアフリー法第2条第17号に定める建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として多数の高齢者、障害者等が利用する建築物。

な行

○ナビゲーションシステム【P.43】

地図データと衛星通信を利用したGPS（全地球測位システム）を用いて、現在位置や目的地までの経路などを表示するシステム。

○日本遺産【P.6】

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定するもの。

は行

○バリアフリー【P.1】

「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすること。

○ピクトグラム【P.7】

言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とするもので、多くの公共交通機関や公共施設などで広く使われている表示形式。

や行

○ユニバーサル社会【P.3】

あらかじめ、障がいの有無や年齢・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会。

ら行

○旅客施設【P.1】

鉄道駅、軌道停留場、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルをいう。

英字

○AR【P.43】

「Augmented Reality」の略語で、日本語では拡張現実。コンピューターを利用して、現実の風景に情報を重ね合わせて表示する技術。

○ICT【P.10】

「Information and Communication Technology」の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

○Wi-Fi【P.43】

無線通信を利用してデータの送受信を行うエリアネットワークシステム（無線 LAN）の規格のひとつ。

松島町バリアフリー基本構想

発行 平成30年3月

発行者 宮城県松島町

編集 松島町企画調整課

〒981-0215 宮城県松島町高城字婦命院下一 19 番地の1

電話番号 022-354-5701（代表）

FAX 番号 022-354-3140（代表）

E-mail info@town.matsushima.miyagi.jp

